

武蔵野市第五期長期計画

主な個別計画の概要

この資料は、第五期長期計画・調整計画の策定にあたり、現在計画期間となっている主な個別計画の概要をまとめたものです。

平成 26 年 11 月

武 蔵 野 市

目次

分野	計画名	課	頁
健康・福祉分野	武蔵野市健康福祉総合計画 2012	地域支援課	2
		生活福祉課	
		高齢者支援課	
		障害者福祉課	
		健康課	
	第2期武蔵野市特定健康診査等実施計画	保険課	5
子ども・教育分野	第三次子どもプラン武蔵野	子ども政策課	7
	武蔵野市学校教育計画	教育企画課・指導課	10
	武蔵野市特別支援教育推進計画	教育支援課	13
文化・市民生活分野	武蔵野市産業振興計画	生活経済課	16
	武蔵野市観光推進計画アクションプラン	生活経済課	19
	武蔵野市農業振興基本計画	生活経済課	22
	武蔵野市市民活動促進基本計画	市民活動推進課	25
	武蔵野市第三次男女共同参画計画	市民活動推進課	28
	武蔵野市国民保護計画	安全対策課	31
	武蔵野市地域防災計画	防災課	34
	武蔵野市耐震改修促進計画	建築指導課	37
	武蔵野市生涯学習計画	生涯学習スポーツ課	40
	武蔵野市スポーツ振興計画	生涯学習スポーツ課	43
	武蔵野市図書館基本計画	図書館	46
緑・環境分野	第三期武蔵野市環境基本計画	環境政策課	49
	第三次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画	環境政策課	52
	武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	ごみ総合対策課	55
	新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画	クリーンセンター	58
	武蔵野市緑の基本計画 2008	緑のまち推進課	61
	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画	緑のまち推進課	64
	千川上水整備基本計画	緑のまち推進課	67
	公園・緑地リニューアル計画	緑のまち推進課	70
都市基盤分野	武蔵野市都市計画マスタープラン	まちづくり推進課	73
	武蔵野市バリアフリー基本構想	まちづくり推進課	76
	進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト —吉祥寺—グランドデザイン推進計画—	吉祥寺まちづくり事務所	79
	吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺まちづくり事務所	82
	武蔵境駅周辺地区 うるおい・ふれあい・ にぎわい これからのまち 武蔵境	武蔵境開発事務所	85
	武蔵野市自転車等総合計画	交通対策課	88
	第3次武蔵野市市民交通計画	交通対策課	91
	第9次武蔵野市交通安全計画	交通対策課	94
	武蔵野市地域公共交通総合連携計画	交通対策課	97
	武蔵野市第三次住宅マスタープラン	住宅対策課	100
	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画	住宅対策課	103
	武蔵野市バリアフリー 道路特定事業計画	道路課	106
	景観整備路線事業計画	道路課	109
	御殿山通り（武蔵野都市計画道路7・6・1号線）整備基本計画	道路課	112
	武蔵野市下水道総合計画	下水道課	115
	浸水対策計画	下水道課	119
	合流式下水道改善計画	下水道課	122
	公共下水道耐震計画	下水道課	125
行・財政分野	第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針	企画調整課	128
	武蔵野市行財政改革アクションプラン	企画調整課	131
	武蔵野市人材育成基本方針	人事課	134
	第6次職員定数適正化計画	人事課	137
	武蔵野市特定事業主行動計画	人事課	140
	職員研修計画	人事課	143
	武蔵野市第四次総合情報化基本計画	情報管理課	146

基礎情報	計画名称	武蔵野市健康福祉総合計画 2012
	所管部署	健康福祉部 地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	I 健康・福祉
	該当施策名及び該当ページ	3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 p. 28
	根拠法等の有無及びその名称	地域福祉計画(社会福祉法第107法)、健康推進計画(健康増進法第8条)、高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8)、介護保険事業計画(介護保険法第117条) 障害者計画(障害者基本法第9条)、障害福祉計画(障害者総合支援法第88条)
	上位計画の有無及びその名称(長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	武蔵野市福祉三計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画)の総合化は平成15年
	計画策定の背景・目的	背景：地域を取り巻く生活課題は複雑化し、東日本大震災の発生に伴う地域コミュニティ視点の回帰が起こっている現状がある。国では、国と地方公共団体との関係の対等化による地域主権改革の推進、社会保障制度の全世代対応型への転換等の動きが見られ、都では中長期的なビジョンに基づき、インフルエンザ対策や低所得者、高齢者のための施策を展開している。市では、第五期長期計画において基本課題に「地域社会・地域活動の活性化」や「公共サービスの連続性と情報連携の推進」がうたわれている。 目的：これらの背景を受け、市民一人ひとりの支え合いの気持ちをつむぎ、また、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援に向け、保健・医療・福祉・教育などあらゆる組織や人が連携し、体系的かつ実効性の高い施策を総合的に推進していくために計画を策定する。
	現計画の策定期間	平成23年度(平成24年2月)
	現計画の対象期間	平成24年度～平成29年度(なお介護保険事業計画と障害福祉計画は計画期間が3年となっているため、一体となって策定している高齢者福祉計画と障害者計画とともに平成26年度に改定を行い、さらには地域福祉計画、健康推進計画も関連する部分の見直しを行う。)

策定方法	策定方法(策定主体・期間等)	策定主体：健康福祉総合計画策定委員会(地域福祉計画部会、健康推進計画部会、高齢者計画部会、障害者計画部会の4つの部会を組織して同時並行の審議を行い、各部会の正副部会長が各計画の調整をした。)
	策定委員の構成	学識経験者8名、福祉関係者11名、保健医療関係者4名、公募市民4名計27名
	市民意見の反映方法	①策定委員として公募市民が参加(4つの部会毎に各1名) ②団体ヒアリングを実施(6日間、45団体) ③市民意見交換会の実施(1日間、41名参加) ④パブリックコメントの実施 ⑤実態調査を実施(調査対象者数22188人、有効回答数14072人)

施策の体系

※それぞれの項目の最後は、施策に基づき事業を行う個別計画を表す。
凡例【地域：地域福祉計画、健康：健康推進計画、高齢：高齢者計画、障害：障害者計画】

- 支え合いの気持ちをつむぐ
 - 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発・・・・・・・・地域・高齢・障害
 - 市民が主体となる地域福祉活動の推進・・・・・・・・地域・高齢・障害
 - 地域の人とのつながりづくり・・・・・・・・地域・健康・高齢・障害
 - 災害時要援護者対策の推進・・・・・・・・地域・高齢・障害
- 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進
 - 在宅生活支援のネットワークづくりの推進・・・・・・・・地域・健康・高齢・障害
 - 障害児への支援・・・・・・・・障害
 - 認知症高齢者施策の推進・・・・・・・・高齢
 - 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し・・・・地域・高齢・障害
 - 生活困窮者への支援・・・・・・・・地域
 - 障害者総合福祉法（仮称）への取組み・・・・・・・・障害
- 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進
 - 子どもの健康をまもる施策の推進・・・・・・・・健康
 - 予防を重視した健康施策の推進・・・・・・・・健康・高齢
 - 食育の推進・・・・・・・・健康・高齢
 - こころの健康づくり・・・・・・・・健康・高齢
- 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり
 - 高齢者・障害者の活動支援の促進・・・・・・・・地域・高齢・障害
 - 高齢者・障害者の雇用・就労支援・・・・・・・・高齢・障害
- 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備
 - サービスの質の向上・・・・・・・・地域・高齢・障害
 - サービス基盤の整備・・・・・・・・地域・高齢・障害
- 多様な危機への対応の強化
 - 健康危機への対応・・・・・・・・健康
- 第5期介護保険事業計画
 - 介護保険事業の運営・・・・・・・・高齢
 - 第5期介護保険事業計画の展望と推計・・・・・・・・高齢
 - 低所得者への配慮・・・・・・・・高齢

計画名称	武蔵野市健康福祉総合計画 2012	計画期間	平成24年度～平成29年度(なお介護保険事業計画と障害福祉計画は計画期間が3年となっているため、一体となって策定している高齢者福祉計画と障害者計画とともに平成26年度に改定を行い、さらには地域福祉計画、健康推進計画も関連する部分の見直しを行う。)	所管部署	健康福祉部 地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課
------	-------------------	------	---	------	-------------------------------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 人口構成などの変化
 - ・本市の人口は緩やかに増加している一方で、単身世帯の割合が増加している。
 - ・平成20年の高齢化率は20%を超えており、障害のある人についても高齢化が進んでいる。
 - ・核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化は、生活課題の多様化を招き、一人暮らしの高齢者や子育て世帯、障害のある人などにとっては、相談できる人が身近にいない状況を生んでいる。
 - ・地域においては、市民が主体となる様々な活動が行われてきたが、新たな担い手の不足など活動の継続に課題を抱えている。
- 2 財政状況
 - ・厳しい財政状況のもと、扶助費の歳出増その他多様な福祉ニーズに対応するためには、新たな財源の検討を含め、これまで以上に歳入の確保に努めることはもちろん、事務事業の見直しやコストの削減を強力に推進し、経常的な経費をいかに抑制していくかが重要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

第五期長期計画の実行計画として、共通する重点課題は以下の2点とする。

- (1) 高齢者の増加への対応
 - ・在宅生活支援のネットワークづくりの推進
 - ・認知症高齢者施策の推進
 - ・権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し
 - ・予防を重視した健康施策の推進
- (2) 孤立問題等様々な生活課題への対応と地域福祉活動の継続
 - ・市民が主体となる地域福祉活動の推進
 - ・地域の人とのつながりづくり
 - ・災害時要援護者対策の推進

<理由>

- ・高齢者数の大幅な増加が予想される中、元気高齢者が地域を支える存在としての役割を担うことの重要性、また、支援を必要とする高齢者や障害者に対しては、関係機関が連携して対応していく必要性が見込まれるため。
- ・様々な生活課題を抱える方が、地域で孤立しないような取組みが必要であり、そのための地域活動の継続と、支え合いのまちづくりが大切であるため。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

《地域福祉計画》

- 1 市民が主体となる地域福祉活動の推進
- 2 地域リハビリテーションに基づく課題解決に向けた仕組みづくりの推進

《健康推進計画》

- 1 予防を重視した健康施策の推進
- 2 地域の力を活かした健康づくり
- 3 食育の推進
- 4 健康危機への対応

《高齢者計画》

- 1 健康づくりと介護予防
- 2 認知症高齢者施策の推進
- 3 住宅生活を支える体系的支援

《障害者計画》

- 1 利用者支援の充実
- 2 地域生活支援の充実
- 3 就労支援体制の強化
- 4 権利擁護システムの推進

基礎情報	計画名称	第2期武蔵野市特定健康診査等実施計画
	所管部署	市民部保険課
	第五期長期計画における位置づけの有無	なし
	分野	—
	該当施策名及び該当ページ	—
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者の医療の確保に関する法律第19条
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	特定健康診査等実施計画は、平成19年度（平成20年3月）から策定
	計画策定の背景・目的	高齢者の医療の確保に関する法律にもとづいて、医療保険者は、その被保険者等に対して、生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することとされた。本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条等に規定された健康診査及び保健指導を実施する上での基本的事項を定めることにより、これらの事業の円滑な実施に資することを目的とする。
	現計画の策定期間	平成25年3月
	現計画の対象期間	平成25年度から平成29年度まで

策定方法	策定方法（策定主体・期間等）	職員による策定。平成24年度中に関係部署（健康福祉部健康課）の職員と協議して策定。
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	
現計画の中身	施策の体系	特定健康診査の実施方法 特定保健指導の実施方法 特定健康診査以外の健康診査等との連携等 特定健康診査の受診率向上に向けた取組 特定保健指導の利用率向上に向けた取組

計画名称	第2期武蔵野市特定健康診査等実施計画	計画期間	平成25年度から平成29年度まで	所管部署	市民部保険課
------	--------------------	------	------------------	------	--------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのかお書きください)

- 1 武蔵野市民の健康状況
 - ・生活習慣病に関する医療費が上昇する60歳代以降の国民健康保険被保険者は今後も増加傾向であり、医療費もさらに増大することが考えられ、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療につなげていくことが重要である。
 - ・糖尿病、高血圧性疾患、虚血性心疾患、腎不全、新生物の1人当たりの医療費及び受診率は年齢に伴い高くなり、特に腎不全については、多摩地域及び都より高くなっているため、これらの疾病予防が重要である。
 - ・慢性腎臓病等疾患の重症化予防に向けて、適切な治療への支援が重要であり、医療機関との連携が必要である。
- 2 特定健康診査の実施状況
 - ・特定健康診査の受診率は50%台前半で推移している。
 - ・性別年代別では、男女ともに50歳代以下の受診率が低く、特に男性の40歳代、50歳代、女性の40歳代で4割以下となっている。
- 3 特定保健指導の実施状況
 - ・特定保健指導対象者及び出現率の推移は、年々減少傾向にある。
 - ・実施率については、3割を下回っている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由をお書きください)

- 1 特定健康診査について
 - ・受診率の向上に向けて、40歳代、50歳代に対して、特定健康診査の重要性についての多面的な啓発活動とともに、より一層の未受診者勧奨等の取組が重要である。
 - ・特定健康診査の受診率を向上させるために、継続受診者の増加と新規受診者の増加が重要である。
 - ・40歳代、50歳代の有所見者を増やさないため、メタボリックシンドローム対策、肥満対策、食事や運動等の生活習慣の改善などに向けた保健指導も重要となるとともに、20歳代、30歳代の若年層に対する生活習慣病予防及び生活習慣の改善に向けた取組が求められる。
 - ・メタボリックシンドローム該当者を増やさないために、早期の段階でメタボリックシンドローム予備軍への働きかけが重要である。
- 2 特定保健指導について
 - ・特定保健指導の参加意欲が低くなっているため、特定保健指導の該当者となった人に対し、特定保健指導に参加することの意義とその重要性について啓発していく必要がある。
 - ・今後、国は特定保健指導の実施率の目標を60%と設定しており、特定保健指導の実施人数が増えていくことが考えられることから、特定保健指導の実施場所や人材の確保についても検討する必要がある。
 - ・個々のニーズに合った行動目標や行動計画の設定の支援を行っていくことが必要である。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業についてお書きください)

- 1 特定健康診査の受診率向上に向けた取組
 - ・周知・啓発
 - ・未受診者への対策
 - ・受診体制の充実
- 2 特定保健指導の利用率向上に向けた取組
 - ・電話等による利用勧奨
 - ・途中脱落への対策
 - ・経年的なデータによる継続受診の促進
 - ・特定保健指導実施者の質の向上
 - ・健康増進事業の利用促進による特定保健指導の効果の向上
 - ・行動計画・行動目標の適宜見直し等による利用者への支援
 - ・次年度以降の特定保健指導への継続
 - ・周知・啓発

基礎情報	計画名称	第三次子どもプラン武蔵野（平成22～26年度）
	所管部署	子ども家庭部 子ども政策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援 P31
	根拠法等の有無及びその名称	次世代育成支援対策推進法 第8条1項
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成12年12月（子育てプラン武蔵野）
	計画策定の背景・目的	本市では、これまでも子ども施策の推進を市政の優先施策として位置付け、全児童施策とファミリーフレンドリーの理念を掲げて事業を推進してきたように、子どもの発達段階に応じて子ども自身のニーズを重視し、すべての子どもと子育て事業を対象として、有機的、包括的な施策を実施するとともに、すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を地域の中で整備し、子どもの視点に立った施策を推進していくため、子どもプランを策定する。
策定方法	現計画の策定期間	平成21年度（平成22年2月）
	現計画の対象期間	平成22年度～平成26年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：子ども施策推進本部（庁内） ※策定段階において、子どもプラン推進地域協議会を常設の機関として設定し、計画案の内容について協議、意見聴取を行った。 策定期間：子ども施策推進本部会議は平成20年11月～平成21年2月（7回開催） ※子どもプラン推進地域協議会は平成20年11月～平成21年1月（7回開催）
	策定委員の構成	【子ども施策推進本部】 市長、副市長、教育長、企画政策室長（現在は総合政策部長）、健康福祉部長、子ども家庭部長、教育部長 ※（子どもプラン推進地域協議会） 学識経験者2名、事業主2名、子育て関係団体を代表する者2名、子育てサービスの利用者3名、保健又は福祉の関係者2名、教育の関係者3名、企業を代表する者1名、労働者団体を代表する者1名、公募市民2名 計18名
	市民意見の反映方法	①市民・団体ヒアリングの開催 （子育て関係団体ヒアリング3回、市民・子育て関係団体ヒアリング3回） ②中間報告のパブリックコメントの実施 ③アンケート調査の実施 （「子育て支援に関するアンケート調査」、「青少年に関するアンケート調査」）

施策の体系

- 基本目標 1 子育て支援施策の総合的推進
 - 施策 1 地域社会全体で取組む子育て支援の構築
 - 施策 2 待機児童の解消と保育・幼児教育の質の向上
 - 施策 3 子育て家庭への支援
 - 施策 4 働き方の見直しの啓発
 - 施策 5 第三次子どもプラン武蔵野の推進
- 基本目標 2 親子のふれあいと家庭への啓発
 - 施策 1 体験事業を通じた親子のふれあいの推進
 - 施策 2 親育ちのための環境の充実
- 基本目標 3 子育て支援施設の整備
 - 施策 1 子育て支援施設の整備
- 基本目標 4 学校教育の充実
 - 施策 1 知性を磨き、個性を伸ばす教育の推進
 - 施策 2 豊かな心や感性を育む教育の推進
 - 施策 3 健やかな体を育む教育の推進
 - 施策 4 現代社会の諸課題に対応する教育の推進
 - 施策 5 質の高い学びを保証する学校体制の充実
 - 施策 6 質の高い学びを支える教育施設・設備の充実
 - 施策 7 学校と地域が一体となり取組む教育の推進
- 基本目標 5 青少年施設の充実
 - 施策 1 青少年育成施策の拡充
 - 施策 2 自然体験事業の拡充
 - 施策 3 青少年育成環境の整備
 - 施策 4 青少年の国際交流の促進
 - 施策 5 生涯学習機会の拡充
 - 施策 6 図書館サービスの充実
 - 施策 7 スポーツ施設の多角的な検討
- 基本目標 6 出産や子どもの健康な発育を支援
 - 施策 1 食から始める健康づくりの推進
 - 施策 2 母子保健事業の充実
 - 施策 3 障害のある子どもへの支援
- 基本目標 7 子どもにやさしいまちづくりの推進
 - 施策 1 安全なまちづくりの推進
 - 施策 2 総合的な道路交通環境の整備展開
 - 施策 3 市民と協働でつくる緑化空間の整備
 - 施策 4 ユニバーサルデザインの視点の展開

計画名称	第三次子どもプラン武蔵野(平成22～26年度)	計画期間	平成22年度～平成26年度	所管部署	子ども家庭部 子ども政策課
------	-------------------------	------	---------------	------	---------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

近年、急速な少子高齢化や都市化の発展により、核家族化や近隣関係の希薄化が進み、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化し、児童虐待、子どもが被害者となる犯罪の増加、青少年犯罪の低年齢化、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる様々な問題が顕在化している。

本市においても、少子高齢社会における子育てや教育のあり方を市民とともに積極的に問い直すとともに、活力ある地域社会を築いていく必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

以下の4つの基本的な考えのもと、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策を総合的に推進していく。

- (1) すべての子どもたちの健やかな育ちを大切にします
子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう子どものニーズを重視した施策を展開
- (2) 家庭の子育て力を高めることを支援します
すべての家庭が安心して子育てができ、家族がふれあい、親意識が育まれるような取組を推進
- (3) 地域社会全体で子育てを支援します
家庭のみならず、地域の様々な人的・物的資源がそれぞれの役割から子どもの育成へと関わる施策を推進
- (4) 多様な学びの場を通じた体験を重視します
生活体験・自然体験・社会体験といった体験の場をはじめとした多様な学びの場を充実させる施策を展開

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- 1 子ども家庭支援センターの設置及び登録制による子育てステーション制度の導入
- 2 保育園入所待機児童解消に向けた取組
- 3 認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組
- 4 西部地域の子育て支援施設の再編
- 5 学びの基盤づくり
- 6 知的好奇心を高める教育の推進
- 7 地域と協働した学校づくり
- 8 地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進と運営主体の一体化についての研究
- 9 地域における青少年育成支援と地域青少年リーダー制度の整備

基礎情報	計画名称	武蔵野市学校教育計画
	所管部署	教育部 教育企画課・指導課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 P.34
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	平成18年度に約60年ぶりとなる教育基本法の改正があり、その後教育関連法の改正や学習指導要領の改訂が続いた。国の教育施策が大きな転換期を迎えている中、本市の学校教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、計画を作成した。
	現計画の策定期間	平成21年度（平成22年3月）
	現計画の対象期間	平成22年度～平成26年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会 策定期間：平成21年1月から平成22年1月まで（12回開催） ※策定委員会報告書を平成22年2月教育長へ答申後、平成22年3月「武蔵野市学校教育計画」として教育委員会の承認を得た。
	策定委員の構成	学識経験者4名、市立小・中学校長各1名、PTA代表1名、青少協代表1名、開かれた学校づくり協議会代表1名、公募市民1名、教育部長 計11名
	市民意見の反映方法	① 策定委員に公募市民を含めた（1名）。 ② 中間報告に対するパブリックコメントを実施した（7人 21件）。

施策の体系

I 「生きる力」をはぐくむ教育

〔基本方針1〕 知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ指導の充実
- 2 学習意欲の向上と学習習慣の確立
- 3 言語活動の充実
- 4 理科教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

〔基本方針2〕 豊かな心や感性をはぐくむ教育を推進します。

- 6 道德教育の充実
- 7 読書活動の充実
- 8 自然体験活動・長期宿泊体験の充実
- 9 文化・芸術活動の充実
- 10 教育相談機能の充実

〔基本方針3〕 健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

- 11 健康づくり・体力向上の取組の充実
- 12 望ましい生活習慣の確立

〔基本方針4〕 現代社会の諸課題に対応する教育を推進します。

- 13 情報教育の推進
- 14 環境教育の推進
- 15 キャリア教育の推進
- 16 食育の推進

II 学びの質を高める教育環境

〔基本方針5〕 質の高い学びを保証する学校体制の充実を図ります。

- 17 学校運営組織の活性化
- 18 教員の指導力向上
- 19 学校評価の充実
- 20 安全・安心の確立
- 21 異校（園）種間連携の推進

〔基本方針6〕 質の高い学びを支える教育施設・設備の充実を図ります。

- 22 教育施設の整備
- 23 教育用コンピュータシステムの構築
- 24 校務I C T化の推進

III 学校と地域が協働した教育

〔基本方針7〕 学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

- 25 開かれた学校づくりの充実
- 26 地域の学校運営への参画
- 27 地域の学校支援体制の充実

計画名称	武蔵野市学校教育計画	計画期間	平成22年度～平成26年度	所管部署	教育部 教育企画課・指導課
------	------------	------	---------------	------	---------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

社会の状況は日々大きく変化し、教育においても多様な価値観の中、先の見えにくい時代となっている。そのような折、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、その後、教育三法、学習指導要領が改訂された。教育委員会では、本市の学校教育の現状と課題を子どもや家庭、地域に視点を定め、幅広く整理・分析し、今後、本市の学校教育の目指す方向性について、明らかにした。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

時代が大きく変わろうとしている今、次代を生きていく子どもたちには、社会に強い関心をもち、積極的にこれからの時代を切り拓いていく意欲と自ら社会をデザインする豊かな知性や感性を身に付けることが必要である。本市で育つ子どもたち一人一人が「生きる力」を培い、互いに協力して未来を創造できるような力を身に付けさせる。そのためには、学校での学習活動のみならず、本市の特性を十分活用し、豊かな学びを進めていく。地域の大学や企業と連携し、知的好奇心を高めるような質の高い教育活動を実践していく。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

基本理念を実現するため、本市では、今後5年間の重点的な取組として、「学びの基盤づくり」「知的好奇心を高める教育の推進」「地域と協働した学校づくり」を行っていく。高い潜在能力をもつ子どもたちに知的好奇心を高める教育を実践するため、学びの基盤を確立するとともに、本市の特性を生かした地域と協働した教育を展開していく。

基礎情報	計画名称	武蔵野市特別支援教育推進計画
	所管部署	教育部 教育支援課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 P.35
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市学校教育計画
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	学校教育法の改正（平成18年4月）により、特別支援教育の対象として、従来の特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害区分のほかに学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等発達障害が加えられた。 また、障害のある幼児・児童・生徒の教育については、障害の種類や程度に応じた特別な場で行う「特殊教育」から、特別支援教育への転換を図るという基本的な方向が示された。 このような状況の変化の中で、本市においても、幼児・児童・生徒が障害のあるなしに関わらず共に育ち合い共に生きる社会を目指し、計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成21年度（平成21年4月）
	現計画の対象期間	平成21年度～平成26年度（当初、平成25年度までとしていたが、平成27年度からを対象期間とする第二期学校教育計画と一体化するため、1年間延長した）

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 策定期間：平成20年5月から平成21年3月まで（8回開催） ※策定委員会報告書を平成21年3月教育長へ答申後、平成21年4月「武蔵野市特別支援教育推進計画」として教育委員会に承認された。
	策定委員の構成	学識経験者2名、医療関係者1名、学校関係者3名（市立小・中学校長各1名・特別支援学校長）、PTA関係者2名、市職員7名（教育部長、指導課長、統括指導主事、保育課長、障害者福祉課長、健康課長） 計15名
	市民意見の反映方法	① 中間報告に対するパブリックコメントを実施した（14人 59件）。

【願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育】

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- 1 校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上
 - (1) 校内委員会の機能充実
 - (2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上
 - (3) 個別指導計画・個別的教育支援計画の作成・活用
- 2 専門家スタッフ・派遣相談員等による学校（園）支援の充実
 - (1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフによる相談・助言の充実
 - (2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力体制の確立
 - (3) 個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣の充実と人材支援対策の実施
- 3 特別支援学級等の充実と通常の学級支援
 - (1) 通級指導学級（情緒障害、言語障害、難聴）における指導・支援の充実
 - (2) 特別支援学級（固定）における指導・支援の充実
 - (3) 特別支援学級における運営委員会の在り方の検討
 - (4) 特別支援教室における指導・支援の充実
- 4 管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上
 - (1) 市独自の研修会の充実
 - (2) 学校のニーズに対応した校内研修会の実施
 - (3) 特別支援学級担任の専門性の向上

II 理解促進への取組の充実

- 1 特別支援教育に関する理解啓発促進のための取組の充実
 - (1) 教育支援センターなどによる教育相談・情報発信の充実
 - (2) 母子保健事業を通じた保護者理解の促進
 - (3) 障害者福祉との連携を通じた心のバリアフリーの推進
 - (4) 学校教育における交流及び共同学習、福祉教育の促進
 - (5) 副籍事業の充実
 - (6) 教育課題研究開発校による実践研究と情報の発信
- 2 教育支援センターの支援機能の充実
 - (1) 教育支援センター機能の見直し
 - (2) 派遣相談支援の充実
 - (3) 幼稚園及び保育園との連携

III 新たな連携体制の整備

- 1 教育・医療・福祉による幼児・児童・生徒・保護者への支援事業の推進
 - (1) 教育や子育て、福祉部門など関係機関との連携の充実
 - (2) 学校医（精神科医）の学校訪問等による医療相談の検討
 - (3) 教育支援会議（仮称）の設置と個別的教育支援計画作成の支援
- 2 教育と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援事業の推進
 - (1) 特別な支援が必要と思われる乳幼児に対する早期支援の実施
 - (2) 就学相談の充実
 - (3) 就学前機関と小学校との連携の充実
- 3 専門機関との連携による学校支援の充実
 - (1) 支援人材等の学校派遣の充実
 - (2) 知的障害学級における指導・支援の在り方の検討
 - (3) 特別支援学校のセンター的機能の活用

IV 特別支援教育推進のための体制整備

- 1 特別支援学級等の整備
 - (1) 情緒障害等指導学級（通級）の整備の在り方の検討
 - (2) 「知的・発達障害指導学級」（仮称）の研究に基づく新たな学級の検討
 - (3) 特別支援教室モデル事業の検証と拡充
- 2 特別支援教育推進状況の評価・検証
 - (1) 特別支援教育推進委員会の見直し
 - (2) 特別支援学級設置校連絡協議会の充実

計画名称	武蔵野市特別支援教育推進計画	計画期間	平成21年度～平成26年度	所管部署	教育部 教育支援課
------	----------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

・本市では特別支援学級の運営や就学相談を中心に進めてきたが、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導・支援について、学校を中心として保健・福祉・医療など様々な視点から総合的な施策展開を行う必要性があった。
・法改正に対応した本市の特別支援教育に関する考え方・事業体系などを取りまとめ、保護者や学校関係者に方向性を示す必要性があった。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

○本計画の基本理念

「願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育」

保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりをもとに、幼児・児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業までを見通した適切な指導及び支援を通して、社会的自立をはかることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する武蔵野市の特別支援教育を推進する。

○本計画の基本的な考え方

- ①一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- ②理解促進への取組の充実
- ③新たな連携体制の整備
- ④特別支援教育推進のための体制整備

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

○本計画では、4つの基本的な考えに基づき、11の取組の方向性、36の事業をあげている。

重点事業は13事業。

- ・特別支援教育コーディネーターの資質向上
- ・各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフによる相談・助言の充実
- ・通級指導学級における指導・支援の充実
- ・特別支援教室における指導・支援の充実
- ・市独自の研修会の充実
- ・教育課題研究開発校による実践研究と情報発信
- ・教育支援センター機能の見直し
- ・教育や子育て、福祉部門など関係機関との連携の充実
- ・就学前機関と小学校の連携の充実
- ・大学との連携による支援人材等の学校派遣の充実
- ・情緒障害等指導学級（通級）の整備のあり方の検討
- ・特別支援教室モデル事業の検証と拡充
- ・特別支援教育推進委員会の見直し

基礎情報	計画名称	武蔵野市産業振興計画（平成26年度～30年度）
	所管部署	市民部 生活経済課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	5 地域の特性を活かした産業の振興 p.40 41
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成25年度
	計画策定の背景・目的	本市で行ってきた計画行政によるまちづくりは、地域生活を支える事業者等の知恵や努力、市民のまちへの愛着や理解、協力が大きく寄与し、生産機能や生活機能の向上などの好循環を育んできた。しかし、昨今の市内の現況を鑑みると、高齢化や競争激化などの状況変化により、これからもこのような経済循環のバランスを保っていくことは、困難となることが予想される。 このような状況にある中、今後、市内における産業活動を促進していくことが必要であるという認識のもと、産業全体を俯瞰した戦略的な方針を定め、施策を総合的に推進するための武蔵野市産業振興計画を策定するに至った。
	現計画の策定期間	平成25年度
	現計画の対象期間	平成26年度～平成30年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市産業振興計画（仮称）策定委員会 ・武蔵野市産業振興推進本部：策定員会や関係機関との連絡調整を行いながら庁内における横断的連携体制を構築し、計画の進行管理をするために設置
	策定委員の構成	武蔵野市産業振興計画（仮称）策定委員会（計12名） 市民部長、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、金融機関、公益法人等、公募市民
	市民意見の反映方法	中間報告のパブリックコメントの実施

施策の体系

- 1 武蔵野のブランド力を高める産業振興
 - (1) 武蔵野の特性を活かした産業振興
 - ①武蔵野のブランドイメージの確立と向上
 - ②都市型産業の誘致・育成等の推進
 - ③都市農業の振興と農地の保全
 - (2) 都市観光の推進
 - ①武蔵野の資源を活用した都市観光
 - ②観光・シテイプロモーションの推進
 - ③推進体制等の充実と強化
 - (3) 都市生活を支えるまちづくり
 - ①商業地域のリニューアル
 - ②交通・物流体系の整備
 - ③歩いて楽しい快適なまちづくり
 - ④安全・安心なまちづくり
- 2 地域生活を支え合う産業振興
 - (1) 市民の生活を支え、高める商店街の形成
 - ①魅力ある個店づくり
 - ②商店街環境整備の推進
 - ③活力ある商業・商店街活動の推進
 - ④大型店舗等と商店会が連携・協力した商業活性化
 - (2) 市民ニーズ等に対応したサービス等の推進
 - ①市民生活の課題に応じたサービス等の推進
- 3 武蔵野市内で働く多様な人材による産業振興
 - (1) 起業・創業の活性化
 - ①起業・創業の支援
 - (2) 雇用・労働環境の充実
 - ①就労支援策及び市内雇用の推進
 - ②ワークライフバランスの推進
 - ③高齢者・障害者の雇用
 - (3) 人材の育成と活用
 - ①人材育成の充実
 - ②後継者育成
 - ③地域人材等の活用
- 4 都市の活力を担う産業振興
 - (1) 産業基盤の高度化推進
 - ①事業等の高度化推進
 - ②連携・共同事業の推進
 - ③広域的連携の推進
 - ④市内事業所の環境対策の推進
 - ⑤情報化・国際化の推進
 - (2) 産業基盤の安定化の推進
 - ①中小企業の経営支援の充実
 - ②事業継承の推進
 - ③市内事業者の状況把握

計画名称	武蔵野市産業振興計画(平成26年度～30年度)	計画期間	平成26年度～平成30年度	所管部署	市民部 生活経済課
------	-------------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) まちの魅力の維持・創出
時代変化や人々のニーズに合わせ、地域の資源を見直し、まちづくり等と一体となった事業展開の策を講じる。
- (2) 地域生活の維持・向上
誰もが地域で安心して生活するため、市民やNPO、大学、大型店や多様な産業の事業者などと協力した課題解決型のサービスの充実を図る。
- (3) 人材の確保・育成
誰もが、安心して地域で働くことのできる環境をつくるため、就業を望む人材やニーズの掘り起こし、市内事業者の雇用・労働環境の育成を支援する。
- (4) 産業基盤の強化
市内で創業する専門職種とそれらの専門知識を必要とする事業者のマッチングや、大型飲食チェーン店や研究機関が立地する環境を最大限活かすための、産学官連携の基盤強化を図る。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念：「”まち”の魅力を高め ”豊かな暮らし”を支える 産業の振興」

基本理念に基づき、以下4点を基本目標とする。

- (1) 「武蔵野のブランド力を高める産業振興」多様な人々に選ばれる武蔵野であるために、豊かな環境を生かし、個々の期待に応えた産業の振興を図る。
- (2) 「地域生活を支え合う産業振興」商店街をはじめ日常生活を支える身近な産業の振興を図りながら、地域ニーズに応える新たな担い手を迎えるための土壌を育む。
- (3) 「武蔵野市内に働く多様な人材による産業振興」誰もが心地よく働き続けることのできるようなまちを実現するため、産業の振興や、地域や次世代に知恵や技術を活かすための土壌を育む。
- (4) 「都市の活力を担う産業振興」地域の歴史とともに育まれ、地域の未来を育む産業の振興を図る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

4つの基本目標ごとに、以下の事業に重点的に全市で取組んでいく。

基本目標1「武蔵野のブランド力を高める産業振興」

■都市型産業誘致・育成方針の策定

本市が持つ特性に適した成長性の高い産業等を、誘致・育成し、個々の消費者ニーズに応じていく。

基本目標2「地域生活を支え合う産業振興」

■大学と商店会や事業者、NPO等との連携促進

地域住民や来街者のニーズにマッチした商店会の新たな事業や取組み等を、商店会が市内の事業者や大学、NPO等との協働によって企画・推進していく。

基本目標3「武蔵野市内で働く多様な人材による産業振興」

■インベキューションオフィスの開設・推進

市の保有する施設等を活用したインキュベーション機能等を有する施設の設置の検討、空き店舗の活用を進めていく。

基本目標4「都市の活力を担う産業振興」

■ビジネス・マッチングの機会づくり

商工会議所、金融機関等と連携し、産業基盤の高度化を推進するため、多業種間等のビジネスマッチングを検討・推進します。

基礎情報	計画名称	武蔵野市観光推進計画アクションプラン（平成24年度～26年度）
	所管部署	市民部 生活経済課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	3 市民文化の醸成 p. 38、39
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市産業振興計画
	この計画が初めて策定された時期	平成19年度
	計画策定の背景・目的	国の観光立国推進基本法制定（平成18年12月）や、都の東京都観光産業振興プラン策定（平成19年3月）などの国や都の観光振興施策の推進に合わせ、本市でもまちの魅力と集客力の向上、商業・サービス業などへの支援につながる施策として、新たに「観光」という視点を取り入れ、第四期基本構想・長期計画下位計画として観光施策を総合的に実施するため策定した。 さらに、武蔵野市観光推進機構設立後、計画の内容の実行プランとしてアクションプランを策定した。
	現計画の策定期間	平成23年度
策定方法	現計画の対象期間	平成24年度～平成26年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	【観光推進計画】 策定主体：武蔵野市観光推進計画策定委員会 【アクションプラン】 策定主体：武蔵野市観光推進機構（現在、武蔵野市観光機構）、武蔵野市
	策定委員の構成	【観光推進計画】 武蔵野市観光推進計画策定委員会（計12名） 環境生活部長（現在、市民部長）、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、NPO等市民団体関係者、公募市民
	市民意見の反映方法	【観光推進計画】 市民ワークショップ（4回） 中間とりまとめ案に対する市民ヒアリング（3回）及び意見募集

現 計 画 の 中 身	施策の体系	1 観光対象資源の整備 (1) 地域の資源を磨き育てる (2) 学び、体験、交流の仕組みをつくる (3) 安全で快適に過ごせるまちをつくる 2 駅勢圏の魅力の向上 3 近隣都市等との連携 4 観光情報の効果的な発信
----------------------------	-------	---

計画名称	武蔵野市観光推進計画アクションプラン(平成24年度～26年度)	計画期間	平成24年度～平成26年度	所管部署	市民部 生活経済課
------	---------------------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

武蔵野市は、住みたいまちとして高い評価を受けているが、これはさまざまな要素が積み重なりまちの魅力を複合的に高めてきた結果である。市民、事業者など都市に関わる人々がまちをよりよくするためにさまざまな活動を行うことで、都市は多くの魅力を持つことになる。少子高齢化社会の中で地域の活力を維持するためには、他の地域から人をひきつけ、呼び寄せることが重要となる。このことから、新たに都市観光の視点からのまちづくり、及びまちの魅力の発見・発信といった観光施策を総合的に推進する必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- 目標 1 市民、来街者が共に楽しみ、交歓できるまち
- 目標 2 訪れる人それぞれが価値ある時間を過ごせるまち
- 目標 3 楽しさやくつろぎの中に、安全・安心を実感できるまち

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

(アクションプランで新たに設定)

- 重点的施策 1 観光情報の整理・発信
交通拠点、主要公共施設、デパート、ホテル等でのまち案内情報の提供
- 重点的施策 2 市民のおもてなしの心を育てる
地域ガイドなど市民ボランティアの育成
- 重点的施策 3 まち歩きのための仕掛けづくり
散策コースの拡充
- 重点的施策 4 都市観光推進強化のための組織整備
武蔵野市観光推進機構の組織整備

基礎情報	計画名称	武蔵野市農業振興基本計画（平成23年度～27年度）
	所管部署	市民部 生活経済課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	5 地域の特性を活かした産業の振興 p. 40 41
	根拠法等の有無及びその名称	農業経営基盤強化促進法
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市産業振興計画
	この計画が初めて策定された時期	平成11年度
	計画策定の背景・目的	本市では、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進めるため、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく基本構想として平成11年10月に「武蔵野市農業振興基本計画」を策定した。 前後して、国の「農業基本法」の大幅見直し（11年7月）、「食料・農業・農村基本法」の制定、「食料・農業・農村基本計画」の策定（12年3月）、東京都の「東京農業振興プラン」の策定（13年12月）があり、さらに国が17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を変更し、本市の計画も国、都の計画と整合性を図る必要が生じた。また、本市の第四期基本計画の期間が17年度から26年度であることから、農業振興基本計画も期間を合わせる事が望ましいとされ、計画期間途中の17年度に見直しを行い、新たに18年度から27年度を計画期間とする武蔵野市農業振興基本計画を策定した。 本計画の期間は、平成18年度から27年度の計画であるが、5年後に実施状況を検証し、計画の見直しを行うこととしている。また、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、本計画を改定する必要が生じたため23年度に改定を行った。
	現計画の策定期間	平成22年度
	現計画の対象期間	平成23年度～平成27年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市農業振興基本計画見直し検討委員会
	策定委員の構成	武蔵野市農業振興基本計画見直し検討委員会 農業委員会会長、農業委員、学識経験者、公募市民、農業関係者、環境生活部長（現在、市民部長）
	市民意見の反映方法	農家意向調査 市民アンケート調査 パブリックコメントの実施

現 計 画 の 中 身	施策の体系	1 農地の保全 (1) 生産緑地の保全と追加指定の推進 (2) 宅地化農地の保全 (3) 武蔵野市登録農地制度の活用 2 都市農地の多様な機能の発揮 (1) オープンスペース機能の発揮 (2) 防災協定の推進 (3) 農業景観の保全 (4) 体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進 (5) 生物多様性の保全 3 人と環境にやさしい農業の推進 (1) 新鮮で安全な農産物の生産と提供 (2) 環境保全型農業の推進 (3) 生ごみのリサイクルへの取り組み (4) 農あるまちづくりの推進 4 食と農の教育 (1) 農を通しての食育の推進 (2) 農業体験機会の充実 5 伝統・文化の保存と承継 (1) 農業者と市民の協働による活動の推進 (2) 農業を通じた伝統・文化のPR (3) 品評会の実施 6 新しい販売手法の開拓 (1) 武蔵野らしい農業、特産化の確立 (2) 直販形態の多様化の推進 (3) 契約販売、宅配、イベント販売の推進 (4) メディア、イベントの積極的活用 7 経営感覚に優れた農業者育成 (1) 認定農業者の育成・支援 (2) 女性・青年農業者の育成支援 (3) 他地域農業との交流 (4) 職としての魅力を高める 8 地産地消の推進 (1) 顔の見える農産物の生産 (2) 高付加価値化の推進 (3) 直売体制の改善 (4) 学校・保育園給食への食材提供 (5) 他産業との連携の推進 9 農業経営者の確保及び多様な担い手の確保と育成 (1) 農業経営者の育成と支援 (2) 援農ボランティア、農業ヘルパー等の育成・活用 10 安定した農業経営の確立 (1) 施設、設備、機械化の推進 (2) 農作業の省力化の推進 (3) 消費者との交流会の実施 (4) 生産性の向上 (5) 農業経営確立の支援 (6) 国、都、農業関係団体との連携 11 観光資源としての農業 (1) 観光資源化の推進 12 都市農業への理解を深める取り組み (1) 市報・情報誌等を活用したPR (2) 直売情報の提供 (3) 都市農業・農地に係る法制度等の啓発
--	--------------	---

計画名称	武蔵野市農業振興基本計画 (平成23年度～27年度)	計画期間	平成23年度～平成27年度	所管部署	市民部 生活経済課
------	-------------------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現代の農業を取り巻く状況は、世界規模では、地球温暖化現象に対応する二酸化炭素の排出量規制問題や、各種資源の枯渇に対応するための資源リサイクル問題があり、国内では、低い食料自給率、農業後継者・担い手不足の問題等、さらに大都市周辺では、農地等の緑覆率の低下によるヒートアイランド現象や、過密した人工建築物による大規模災害(地震等)に対する不安や、心安らぐ緑の景観の減少など、多様である。また、市民(消費者)は、新鮮で安全な農産物の購入を望む一方で、食生活の乱れに対応するいわゆる「食育」の必要性や子どもの農業体験の重要性などが叫ばれている。直近では、T P P (環太平洋パートナーシップ協定) への参加問題や、武蔵野市の農業の伝統や文化の次世代への伝承などが課題となっている。

計画策定にあたり集約した課題は以下のとおり。

- (1) 農地の保全
- (2) 担い手の育成
- (3) 安心・安全への取り組み
- (4) 消費者へのPRの充実
- (5) 地産地消の推進
- (6) 販売方法の多様化
- (7) 安定した農業経営の確保
- (8) 国、都、関係機関・団体との連携

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民の豊かな生活を彩る 安心・安全武蔵野農業

- ・市民生活を支える都市農地の保全をはかる
- ・市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く
- ・やりがいのある農業経営を進める

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- 1 農地の保全
- 2 都市農地の多様な機能の発揮
- 3 人と環境にやさしい農業の推進
- 4 食と農の教育
- 5 伝統・文化の保存と承継
- 6 新しい販売手法の開拓
- 7 経営感覚に優れた農業者育成
- 8 地産地消の推進
- 9 農業後継者の確保及び多様な担い手の確保と育成
- 10 安定した農業経営の確立
- 11 観光資源としての農業
- 12 都市農業への理解を深める取り組み

基礎情報	計画名称	武蔵野市市民活動促進基本計画（平成24年度～33年度）
	所管部署	市民部 市民活動推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活、Ⅵ 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	基本施策1 地域社会と市民活動の活性化 p.37 基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 p.59
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成23年度（平成18年度に策定された「武蔵野市NPO活動促進基本計画」を引継）
	計画策定の背景・目的	本市においては、市民による自主的かつきめ細やかな活動が長年にわたり広範に取り組まれてきており、これらの市民の活動が現在の武蔵野市を形作っているといっても過言ではない。 こうした中、市では平成19年3月、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とした「武蔵野市NPO活動促進基本計画」を策定し、様々な取組みを進めてきた。平成23年7月には、市民活動支援の全市的な拠点として武蔵野プレイスが開館し、市民活動のさらなる重層化・活性化が期待されているところである。 しかし、前計画策定時から市民活動を取り巻く状況は大きく変化し、同時に本市における市民活動の課題も明らかになったことから、名称を「武蔵野市市民活動促進基本計画」と改め、多様な市民活動が地域・分野ごとに新たに生まれ、成長し、相互に連携を図り、より豊かな社会の形成を図るため策定に至った。
	現計画の策定期間	平成23年度
	現計画の対象期間	平成24年度～33年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市市民活動促進基本計画（仮称）策定委員会 任期：平成23年4月19日から平成24年3月31日まで（計6回開催）
	策定委員の構成	(1) 学識経験者 2名 (2) NPO活動関係者 3名 (3) 公募による者 2名 (4) 行政関係者 1名 計8名
	市民意見の反映方法	(1) 策定委員会に公募市民を含めた (2) 市民活動団体等へのグループインタビューの実施 (3) 中間まとめへのパブリックコメントの実施

現 計 画 の 中 身	施策の体系	■基本施策１：市民活動の裾野の拡大 （１）市民活動のきっかけづくり （２）多様な活動につながる情報の提供 ■基本施策２：市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実 （１）情報提供の充実 （２）相談体制の拡充 （３）財政的な支援 （４）市民活動に関する学びの機会の提供 （５）団体交流の促進 （６）中間支援組織等の支援力の強化 ■基本施策３：市民活動の場の活用促進 （１）武蔵野プレイスの有効活用 （２）多様な活動の場の提供 ■基本施策４：課題解決のための「連携と協働」の推進 （１）協働に向けたネットワークの構築 （２）協働に向けた庁内体制の構築
--	--------------	--

計画名称	武蔵野市市民活動促進基本計画 (平成24年度～33年度)	計画期間	平成24年度～33年度	所管部署	市民部 市民活動推進課
------	---------------------------------	------	-------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 市民活動団体等と行政の間にみられる「信頼性のギャップ」
市民活動団体等と行政との間のコミュニケーションの場と機会の不足により、相互の信頼関係を構築することができず、「信頼性のギャップ」が生じている。今後、「信頼性のギャップ」の解消と信頼関係の構築のために、コミュニケーションの不足と不全の解消に向けた、双方による課題認識と不断の取組みが必要とされる。
- (2) 協働を進める上でみられる市民活動団体等と行政の「傾斜的關係」
協働という枠組みが構築されても、多くの場合は、市民活動のきっかけや方向性、資金等が行政から市民に「提供され」、市民活動団体等と行政とが同じ立場で向き合うことが困難になっている。こうした「傾斜的關係」を改善するために、双方で協働をめぐる意識のすり合わせを行うとともに、協働の仕組みについて意識し、絶え間なく是正していくことが必要とされる。
- (3) 計画の実施段階への参加の不足
計画の実施過程で「信頼性のギャップ」や「傾斜的關係」が生じないようにする必要がある。このためには、計画見直しへの市民参加や、双方が同じ目線で議論するための場の設定、市民参加の結果を計画へフィードバックする仕組みが必要不可欠である。現状では、計画の実施過程における参加の仕組みが不足しているため、こうした仕組みの構築を盛り込むことが必要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

目指す将来像：【市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会】

- 基本施策1：市民活動の裾野の拡大
市民活動に対する意識や関心を高めるとともに、その意識を具体的な参加へとつなげることのできるような、きっかけとなる多様な機会と場及び情報の提供を図る。
- 基本施策2：市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実
市民活動をより活性化し、自律・自立した成長・発展を支えるために、各種情報提供の充実を図るとともに、課題解決につながるような相談体制の充実や活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等を実施する。
- 基本施策3：市民活動の場の活用促進
武蔵野プレイスの有効活用を図るとともに、市民活動の拠点として、また活動同士が出会う場として期待されているコミュニティセンターをはじめとした様々な施設を、市民活動の場として活用する。
- 基本施策4：課題解決のための「連携と協働」の推進
各種団体との間におけるネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図るとともに、市の協働推進のための体制を整備する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基礎情報	計画名称	武蔵野市第三次男女共同参画計画
	所管部署	市民部 市民活動推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築 p.37 38
	根拠法等の有無及びその名称	男女共同参画社会基本法 第14条3項
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成2年度
	計画策定の背景・目的	本市では、平成2年度に武蔵野市女性行動計画を策定し、平成10年11月にはむさしのヒューマン・ネットワークセンターを開設、平成16年3月には武蔵野市男女共同参画計画を策定するなど、男女共同参画の推進に取り組んできた。 国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を公布・施行し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。平成22年12月に男女共同参画基本計画（第3次）を策定し、「女性の活躍による経済社会の活性化」及び「男性、子どもにとっての男女共同参画」等を掲げた。その後、男女共同参画社会に向けた関連法を改正した。 武蔵野市第二次男女共同参画計画の計画期間が平成25年度に終了することから、これを継承発展させるため、武蔵野市第三次男女共同参画計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成25年度（平成26年3月）
	現計画の対象期間	平成26年度～平成30年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：男女共同参画推進委員会 策定期間：平成24年10月から平成25年10月まで（13回開催）
	策定委員の構成	武蔵野市男女共同参画推進委員会委員（計12名） 社会福祉団体関係者、商工業関係者、教育関係者、学識経験者、弁護士、医者、むさしの男女共同参画市民協議会会長、公募市民
	市民意見の反映方法	①武蔵野市男女共同参画推進委員会を委員12名（うち公募市民4名）で組織し、議論した。 ②計画案に対するパブリックコメントを実施した（4人 26件）。 ③「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」を実施した（等間隔無作為抽出法、対象者数1,500人（満18歳以上の男女750人づつ）、調査期間：平成24年11月30日～12月14日、郵送、回収率32.3%）

現 計 画 の 中 身	施策の体系	基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち 基本施策１ 男女共同参画の意識づくり 基本施策２ 男女平等教育の推進 基本施策３ 男女共同参画の視点に立った表現の浸透 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち 基本施策１ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 基本施策２ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 基本施策３ 子育て及び介護支援の充実 基本施策４ あらゆる分野への女性の参画の推進 基本施策５ 男性の家庭、地域活動への参画推進 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 基本施策１ 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 基本施策２ セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策 基本施策３ 特別な配慮を必要とする人への支援 基本施策４ 女性の生涯にわたる健康施策の推進 基本目標Ⅳ 男女共同参画計画の体制づくりに取り組むまち 基本施策１ 計画推進体制の拡充 基本施策２ 男女共同参画基本条例（仮称）の制定検討
--	--------------	---

計画名称	武蔵野市第三次男女共同参画計画	計画期間	平成26年度～平成30年度	所管部署	市民部 市民活動推進課
------	-----------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

女性差別撤廃条約から35年、男女共同参画社会基本法の公布・施行からはほぼ15年が経過し、改善されてきたとはいえ、依然残る固定的な性別役割分担意識などから、男女間の格差は社会のさまざまなところに存在している。近年、経済活動のグローバル化による雇用形態の多様化、景気の低迷に伴う労働環境の悪化、高度情報化の急速な進展などにより、生活様式や価値観も急速に多様化している。さらに、少子高齢化の加速、女性の社会進出と非正規雇用化の進行、配偶者による暴力の問題など女性をとりまく環境は大きく変動しつつある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

男女が社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方ができる、武蔵野市のまちづくりを実現することを基本理念に掲げ、市民・市民団体・事業者・市が協働して、男女共同参画のまちづくりを推進し、実効性のあるプランとすること。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基本目標Ⅰ

男女平等の意識を育むまち

- (1) 男女共同参画の意識啓発

基本目標Ⅱ

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

- (1) 市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 子育て支援施策の充実

基本目標Ⅲ

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談事業の充実
- (3) ひとり親家庭等への支援

基本目標Ⅳ

男女共同参画計画の体制づくりに取り組むまち

- (1) ヒューマン・ネットワークセンターの拡充
- (2) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

基礎情報	計画名称	武蔵野市国民保護計画
	所管部署	防災安全部 安全対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	8 多様な危機への対応の強化 P43
	根拠法等の有無及びその名称	国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）第35条
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成18年度
	計画策定の背景・目的	国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されたものである。国民保護法35条に基づき、本計画を平成16年4月に策定した。
	現計画の策定期間	平成18年度（平成19年3月）
	現計画の対象期間	平成18年度～

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	武蔵野市国民保護協議会が計画を承認し、東京都に送付し、東京都が了解したものを市長が決定。
	策定委員の構成	協議会の委員の総数は、30人以内。（学識経験者等7名、指定公共機関7名、指定地方公共機関3名、自衛官1名、消防吏員3名、都職員4名、助役（当時）2名、教育長、市職員2名、計29名）
	市民意見の反映方法	武蔵野市国民保護計画素案についてパブリックコメントを実施した（5人、15件）。

現 計 画 の 中 身	施策の体系	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 第2章 国民保護措置に関する基本方針 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 第4章 市の地理的、社会的特徴 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 第4章 国民保護に関する啓発 第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第2章 市対策本部の設置等 第3章 関係機関相互の連携 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き 第5章 警報及び避難の指示等 第6章 救援 第7章 安否情報の収集・提供 第8章 武力攻撃災害への対処 第9章 被災情報の収集及び報告 第10章 保健衛生の確保その他の措置 第11章 国民生活の安定に関する措置 第4編 復旧等 第1章 応急の復旧 第2章 武力攻撃災害の復旧 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 第5編 緊急処理事態（大規模テロ等）への対処 第1章 初動対応力の強化 第2章 平時における警戒 第3章 発生時の対処 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処 付編 東海地震事前対策 第1章 東海地震事前対策の考え方 第2章 災害予防対策 第3章 当会地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 第4章 警戒宣言時の応急活動体制 第5章 市民・事業者等のとるべき措置 付編 風水害対策 第1章 応急活動体制の確立 第2章 気象予警報の収集・伝達 第3章 応急対策活動
--	--------------	---

計画名称	武蔵野市国民保護計画	計画期間	平成18年度～	所管部署	防災安全部 安全対策課
------	------------	------	---------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

この計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。
また、それぞれの類型において、NBC兵器を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮し、対応する。
※N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

事態

武力攻撃事態

事態類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

緊急処理事態（大規模テロ等）

事態類型

- ① 危険物質を有する施設への攻撃
原子力発電所、石油コンビナート等に対する攻撃
- ② 大規模集客施設 等への攻撃
ターミナル駅、列車等に対する攻撃
- ③ 大量殺傷物質による攻撃
炭疽菌、サリン等を使用した攻撃
- ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃
航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

国民保護法の目的を踏まえ、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

国民保護措置に関する基本方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 9 外国人への国民保護措置の適用

基礎情報	計画名称	武蔵野市地域防災計画（平成25年修正）
	所管部署	防災安全部 防災課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	7 災害への備えの拡充 P 42
	根拠法等の有無及びその名称	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	昭和51年
	計画策定の背景・目的	災害対策基本法第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画であって、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震をはじめあらゆる災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。
	現計画の策定期間	平成25年 4 月
策定方法	現計画の対象期間	平成25年度～
	策定方法（策定主体・期間等）	武蔵野市地域防災計画修正案検討専門委員会 （平成24年 5 月～平成25年 3 月） ※上記委員会が計画案を作成。武蔵野市防災会議の承認を経て、計画となった。
	策定委員の構成	自主防災組織やコミュニティ研究連絡会、地域福祉活動推進協議会などの団体をはじめ、有識者、防災関係機関の実務担当者など
	市民意見の反映方法	パブリックコメント （平成25年 2 月25日から 3 月15日まで募集）

- (1) 「災害予防計画」は「被害軽減へ向けて取り組むべき事前対策」として位置付ける

(2) 「災害応急対策計画」は「災害発生時の行動計画」として位置付ける

- 第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて
○首都直下地震等の被害想定、~~火~~災 目標 等
- 第2部 災害予防計画
○市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う予防対策 等
- 第3部 災害応急対策計画
○地震発生後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
- 第4部 災害復興計画
○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
- 付編 東海地震対策
○東海地震に係る予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等

計画名称	武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)	計画期間	平成25年度～	所管部署	防災安全部 防災課
------	---------------------	------	---------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

東日本大震災の教訓を踏まえ、次の基本的な修正の視点に基づき、全面的に計画の見直しを行った。

- (1) 「武蔵野市の取り組みと今後の防災対応指針」を踏まえた修正
 - ・的確な情報伝達手段の確保、初動態勢の強化、帰宅困難者対策の充実 など
- (2) 新たな知見を反映した被害想定の見直しに伴う修正
 - ・あらゆる事態に備えるために複数種類の地震を前提とした被害想定への対応を検討 など
- (3) 市地域団体や防災関係機関で構成する計画修正案検討専門委員会を設置して、地域特性に応じた実効性のある修正
 - ・自助・共助・公助の推進、避難者の多様なニーズに対応した支援 など
- (4) 東京都地域防災計画(平成24年修正)との連携と整合性のある修正
 - ・総則部分の充実、広域課題への対応、広域連携などについて整合性を図る

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民の「命」と「財産」を守ることを第一に考え、「自助・共助・公助により武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を図り、被害の最小化を目指す」ことを計画の基本目標とする。この目標を実現するため、次の基本方針に基づいて計画を推進する。

- 【基本方針1】あらゆる事態に備えた事前対策の充実と応急対応力の強化
- 【基本方針2】地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・自宅で生活継続ができる自助の推進
- ・共助の推進による地域防災力の向上
- ・女性の視点や子育てニーズに配慮した防災対策の推進
- ・災害時医療救護体制の充実と保健・医療・介護の連携による災害時要援護者対策の強化
- ・非常配備態勢の再編
- ・帰宅困難者対策の充実
- ・放射性物質対策の推進

基礎情報	計画名称	武蔵野市耐震改修促進計画
	所管部署	都市整備部 建築指導課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	7 災害への備えの拡充 (2) 災害に備えた都市基盤の整備 P42
	根拠法等の有無及びその名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	東京都耐震改修促進計画 武蔵野市地域防災計画
	この計画が初めて策定された時期	平成20年3月
	計画策定の背景・目的	平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、都市型地震に備えた災害に強いまちづくりの実現に向け、平成10年9月に「武蔵野市耐震改修促進基本方針」を定め、民間住宅に対する耐震診断・改修助成などの取り組みを開始。 この方針に沿って具体的な施策を計画的に展開するため、平成16年「武蔵野市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定め、平成19年「住宅・建築物耐震改修促進計画」策定まで適宜改定しながら、公共建築物の耐震化と民間住宅の耐震化助成に取り組んできた。このような中、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、都道府県は、「都道府県耐震改修促進計画」を定めること、市町村においては、「市町村耐震改修促進計画」を定めるよう努めることとされた。これを受け東京都は、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画」を策定。これらの経緯と現状を踏まえ、市内にあるすべての建築物の耐震化の方針を示す総合的な計画として「武蔵野市耐震改修促進計画」を平成20年3月に定めた。
	現計画の策定期間	平成20年
	現計画の対象期間	平成20年度～平成27年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	市建築指導課による策定 平成19年7月に「武蔵野市耐震改修促進計画検討委員会」を設置し、市内にある建物の耐震化を促進するための計画を検討。 検討委員会：防災課・施設課・まちづくり推進課・住宅対策課・建築指導課 期 間：平成19年7月～平成20年3月
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	平成20年2月29日から3月13日まで、原案に対する意見募集を実施した。

第1章 計画の目的と位置づけ

- 1 目的
- 2 位置づけ
- 3 計画期間と見直し

第2章 現状と課題

- 1 想定される地震規模と被害
- 2 現状の施策と実績
- 3 耐震化の現状と課題

第3章 基本方針

- 1 耐震化率の目標
- 2 基本的な取り組み方針

第4章 促進のための施策

- 1 施策の体系
- 2 個別施策の展開

第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画実現の環境整備
- 2 重点的な施策
- 3 関連施策の推進

計画名称	武蔵野市耐震改修促進計画	計画期間	平成20年度～平成27年度	所管部署	都市整備部 建築指導課
------	--------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

1 耐震化の現状

- 住宅については、約78%が耐震性を満たしていると見込まれる。(平成24年度耐震化率82%)
 しかし、住宅総棟数25000棟の約75%を占める一戸建て住宅の内、42%が昭和56年以前に建築されたものであり、耐震診断の必要性が高い。また、診断の結果が耐震改修につながっていない。
 ○民間特定建築物については、約70%が耐震性を満たしていると見込まれる。(平成24年度耐震化率82%)
 倒壊等によって緊急輸送道路等を閉塞させるおそれのある沿道建築物の耐震化が急務である。また、不特定多数の人々が集まる商業地の地震時の安全確保にも留意し、事業系建築物の耐震化を図る必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

1 耐震化率の目標

防災上重要な建築物、住宅、民間特定建築物について、「国の基本方針」や「東京都耐震改修促進計画」「武蔵野市地域防災計画」との整合を図り、平成27年度までに目標とする耐震化率を定め、耐震化を促進する。
 防災上重要な建築物 100% ・ 住宅 90% ・ 民間特定建築物 90%

2 基本的な取り組み方針

(1) 促進の方向性

- ・市民、関係団体、行政は、適切な役割分担のもとに連携を図る。
- ・既存施策を継続し、拡充を図るとともに、有効な新規施策を積極的に創出する。
- ・施策を合理的・効率的に展開するため、重点化を図る。

(2) 役割分担と連携

- ・自助・共助・公助の原則を踏まえ、市民(建物所有者等)、関係団体、行政の適切な役割分担と連携のもとに、住宅・建築物の耐震化に取り組む。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

① 民間住宅の耐震化施策の継続と拡充

民間住宅、ことに木造の一戸建て住宅については、56年以前のもが多く、耐震化の取り組みが必要であり、利用しやすい助成制度をめざすとともに、現行助成制度の拡充や新しい制度創設を検討する。

また、市内では昭和30年代後半から分譲マンションが建設され始め、老朽化が顕在化してきているが、分譲マンションは合意形成が困難なうえに、生活拠点であることから耐震改修工事も困難である。このような固有の事情を考慮し、今後も、耐震化支援制度の拡充を図るとともに、建て替えによる耐震性向上に着目した支援方策も検討する。

② 沿道建築物の耐震化の促進

防災上重要な道路の沿道の建築物が地震で倒壊して道路閉塞等を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に支障をきたして二次災害につながるほか、緊急物資等の輸送、復旧・復興活動の阻害にもつながる。また、緊急輸送道路から避難地・防災拠点施設に通じる避難路等も、市民の避難だけでなく、地域内の緊急物資の輸送、救急・消火活動に重要な役割を果たす。

このため、道路を閉塞させるおそれがある沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

基礎情報	計画名称	武蔵野市生涯学習計画
	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P. 39
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	平成18年の教育基本法の改正、そしてこれを踏まえ平成20年に改正された社会教育法等、この数年来生涯学習に関わる一連の法制度の整備が実施された。 また、本市においては平成23年夏に「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が開館を予定していた(平成23年7月9日に開館)。 本市の生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で、今後本市がめざすべき生涯学習について方向性を示すとともに、事業を体系化し、生涯学習施策を総合的に推進することを目的として計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成22年度(平成22年4月)
	現計画の対象期間	平成22年度～平成31年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：武蔵野市生涯学習計画(仮称)策定委員会 策定期間：平成21年5月から平成22年2月まで(9回開催) ※策定委員会報告書を平成22年3月教育長へ答申後、平成22年4月「武蔵野市生涯学習計画」として教育委員会に承認された。
	策定委員の構成	学識経験者2名、社会教育委員1名、学校教育又は生涯学習に関する機関又は団体に属する者4名(市立小学校長1名及び市教育部長含む)、公募市民1名 計8名
	市民意見の反映方法	① 策定委員に公募市民を含めた(1名)。 ② 「中間のまとめ」に対するパブリックコメントを実施した(5人 10件)。 ③ 策定委員会と社会教育委員の意見交換会を開催した(2回)。 ④ 市民意識調査を実施した(一般対象2,000名・回答682名及び社会教育団体対象200団体・回答154団体)。

ーともに学び、つなぎあう ひと・まち・文化ー

- 1 学びを育む基礎づくり
 - 1 人それぞれの「学びはじめ」の支援
 - 1 乳幼児教育・家庭教育の支援
 - 2 学校教育との連携
 - 3 青少年への生涯学習機会の提供
 - 4 自ら学ぶきっかけづくり
 - 2 誰でも、いつでも、どこでも学べる環境づくり
 - 1 図書館サービスの充実
 - 2 武蔵野プレイスにおける機能連携
 - 3 学ぶ機会の保障
 - 3 健康で学び続けるための支援
 - 1 健康づくり支援
 - 2 高齢者の学びの継続支援
 - 3 障害のある方の学びやともに学ぶ活動の支援
- 2 多様に学ぶ機会の拡充
 - 1 ライフスタイルに応じた学びの支援
 - 1 働きながら学べる機会の提供
 - 2 ライフステージにおける自己実現の支援
 - 3 子育てや介護中の生涯学習支援
 - 4 起業・就労・キャリアアップ支援
 - 2 さまざまなテーマによる学習機会の提供
 - 1 文化・芸術・語学について学ぶ機会の提供
 - 2 スポーツ・レクリエーション体験機会の提供
 - 3 野外・自然体験機会の提供
 - 4 食について学ぶ機会の提供
 - 5 安全に暮らすために学ぶ機会の提供
 - 6 福祉について学ぶ機会の提供
 - 7 地域の再発見につながる学びの機会の提供
- 3 学びの成果の共有
 - 1 自主的な学びと活動の活性化
 - 1 生涯学習関係団体活動支援の充実
 - 2 コミュニティセンター事業支援
 - 3 出前講座等の提供
 - 2 共助につながる学び
 - 1 市民協働推進につながる取組
 - 2 学びの活動から地域への還元
 - 3 ボランティア養成講座の開催
- 4 市民文化の発信
 - 1 発表や交流の促進
 - 1 市民の祭典などによる交流機会や場の提供
 - 2 国際交流・国内交流の推進
 - 3 グローバルな文化発信の支援
 - 2 市民・団体の自律的な活動への協力
 - 1 ボランティア活動やNPO団体への支援
 - 2 シニア世代による生涯学習事業への協力
 - 3 学びの成果を活かす事業運営支援
 - 4 学校と地域との連携支援
- 5 生涯学習社会基盤の強化
 - 1 地域資源との連携強化
 - 1 豊富な人的資源の活用
 - 2 五大学や研究機関との連携
 - 3 多様な事業主体との連携推進
 - 4 市民会館等既存施設の有効活用
 - 2 学びを促進する体制の整備
 - 1 生涯学習情報の共有化
 - 2 生涯学習推進体制の確立
- 6 未来への学びの継承
 - 1 次世代へ広がる学び
 - 1 市の歴史や文化の知識の提供
 - 2 平和・環境について学ぶ機会の提供
 - 3 人権・男女共同参画について学ぶ機会の提供
 - 4 未来に向けての人材育成
 - 5 武蔵野らしい文化の醸成

計画名称	武蔵野市生涯学習計画	計画期間	平成22年度～平成31年度	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課
------	------------	------	---------------	------	---------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

【経緯と現状に関する認識】

- ・社会教育法が施行された昭和24年以降の、成人学校、青年学級、婦人学級等の実施。
- ・自ら主体的に学ぶ市民の活動、400を超える社会教育団体の登録。
- ・昭和46年の「武蔵野市コミュニティ構想」、コミュニティセンターの性格の位置づけ。
- ・コミュニティセンターによるさまざまな生涯学習の場の地域への提供。
- ・財団法人武蔵野文化事業団による芸術鑑賞の機会を提供、7つの文化・市民施設の管理。
- ・武蔵野市芸術文化協会による市民が多様な文化・芸術に触れる機会の提供。
- ・生涯学習の場である多くの公共施設。市立小・中学校の学校施設開放条例による市民の活動の場の提供。
- ・市と地域の五大学と連携した武蔵野地域自由大学。
- ・「モーニング・コンサート」「いきいきセミナー」「むさしのジャンボリー」「土曜学校」「むさしのサイエンスフェスタ」等の開催。
- ・「市民の学び」という切り口で見ると、生涯学習としての側面も持ち合わせる市長部局の各部課や財政援助出資団体のさまざまな施策の実施と事業の重複。
- ・平成23年夏の武蔵野プレイスの開設。

【課題に関する認識】

- ・生涯学習事業の全体像の把握
- ・機能連携を可能とする場の創設による市民活動の推進
- ・「活動」に根ざした団体支援の必要性
- ・多様な事業主体との関係
- ・生涯学習情報の提供手法
- ・学習活動のさらなる発展

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

■ 基本理念

知ることに関心し、学ぶことを求める人々の知的好奇心に応え、学びたいときに、いつでも学びはじめることができるようなきっかけづくりや環境を整備します。
また、市民が学びを継続することを通して自分づくりやまちづくり、地域に関わる人づくりができるように支援し、成熟した生涯学習社会の実現をめざします。

「ともに学び、つなぎあうひと・まち・文化」

市民と行政がこのような理念を共有し、協働して活動するために、武蔵野市生涯学習計画は、次のような役割を果たします。

- ◇ 市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習をはじめ自主的に行うさまざまな学びの活動にまで広げることにより、学習目的を共有する人々の活動を活性化し、武蔵野市らしいコミュニティづくりに寄与します。
- ◇ 生涯学習情報の共有化や発信方法をさらに工夫することにより、青少年や勤労者、子育て世代等を含め、学びに参加しやすい環境づくりを進め、共に学ぶ層を広げます。
- ◇ 本市では、すでに多くの生涯学習事業が行政と市民・団体との協働事業として実施されています。今後、市民サービスの向上を第一の目的に、多様な担い手による事業展開をめざし、生涯学習を通じた市民協働の推進に寄与します。
- ◇ 生涯学習団体・NPO・民間等、多様な事業主体や市民による自律した生涯学習活動を支援します。
- ◇ 学びを通じた精神的な豊かさを追求するとともに、武蔵野市というまちの特性を活かし、新しい文化を創造したいと思う人々の響き合う心＝「交響力」を応援します。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

■ 重点施策

- ◇ 武蔵野プレイスにおける機能連携
- ◇ 生涯学習関係団体活動支援の充実
- ◇ 多様な事業主体との連携推進
- ◇ 生涯学習情報の共有化
- ◇ 武蔵野らしい文化の醸成

基礎情報	計画名称	武蔵野市スポーツ振興計画
	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P. 40
	根拠法等の有無及びその名称	スポーツ振興法 第4条 （平成23年6月24日「スポーツ基本法」に改正。）
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市生涯学習計画
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	スポーツ振興法及び国のスポーツ振興基本計画を踏まえるとともに、東京都スポーツ振興基本計画を参考とし、本市の長期計画・調整計画や、その他の計画を踏まえた計画である。 多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯学習スポーツ社会を目指し、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として策定した。
	現計画の策定期間	平成21年度（平成21年4月）
	現計画の対象期間	平成21年度～平成30年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市スポーツ振興計画策定委員会 策定期間：平成20年7月から平成21年2月まで（10回開催） ワーキングチーム：策定委員会の元にワーキングを設置 ※策定委員会報告書を平成21年3月教育長へ答申後、平成21年4月「武蔵野市スポーツ振興計画」として教育委員会に承認された。
	策定委員の構成	学識経験者1名、体育協会を代表する者1名、体育指導委員協議会（策定当時）を代表する者1名、小中学校校長を代表する者2名、PTA連絡協議会を代表する者1名、青少年問題協議会を代表する者1名、健康推進活動関係者1名、障害者スポーツ活動関係者1名、スポーツクラブ関係者1名、財団法人武蔵野スポーツ振興事業団（平成23年4月「公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団」に改組）職員1名、市職員1名、計12名。
	市民意見の反映方法	①中間報告（案）に対するパブリックコメントを実施した（14名）。 ②スポーツに対する意識調査を6層の市民に実施。（小学生、中学生、高校生、未就学児童（保護者）、成人、関係団体等）

基本方針

1 きっかけづくりの充実【広げる】

- (1)生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の創出
 - ① 観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充
 - ② スポーツのある風景づくり
 - ③ 家族・親子で楽しめるスポーツの促進
 - ④ 誰もが楽しめる機会の充実
- (2)ライフステージに応じたスポーツライフの形成
 - ① 子どもが親しめるプログラム等の充実
 - ② 若者から社会人向けのプログラム等の拡充
 - ③ 中高年向けのプログラム等の充実
 - ④ 高齢者向けのプログラム等の充実

2 継続するための取組【つなぐ】

- (1)気軽にできるスポーツの普及促進
 - ① 一人でもできるスポーツの促進
 - ② 自宅でできるスポーツの促進
- (2)ステップアップできる機会の創出
 - ① ステップアップするためのプログラム
 - ② 一人多種目スポーツの推進

3 既存資源の有効活用【活かす】

- (1)既存の施設や場の活用
 - ① 身近な公園などの活用
 - ② スポーツ関連施設の活用
 - ③ 地域の学校・民間企業等と連携
- (2)人的資源の活用
 - ① 教えることから始めるスポーツの促進
 - ② 地域におけるスポーツの担い手づくりの充実
 - ③ スポーツ功労者の表彰制度の創設
- (3)現行プログラムを活かした工夫
 - ① スポーツ振興の視点からの把握と整理
 - ② 様々な分野を組み合わせた機会等の充実

4 ライフスタイルの構築【育む】

- (1)スポーツを通じた健やかな成長
 - ① スポーツのもつ魅力の発見
 - ② スポーツを通じた社会性の形成
 - ③ 仲間づくりの促進
- (2)スポーツによる地域の活性化
 - ① スポーツによる地域の魅力づくり
 - ② 地域とのつながり・一体感の形成
 - ③ 安全・安心で元気な地域づくり

実現化方策

1 情報提供の充実【伝える】

- (1)市民ニーズの的確な把握・整理
 - ① 市民ニーズの把握
 - ② 市民が有するスポーツ情報の収集・整理
- (2)スポーツの魅力を伝える情報提供
 - ① 市民ニーズに応じた情報の整理・発信
 - ② 誰にでも分かりやすい情報提供
 - ③ 市民どうしでの情報交換の仕組みづくり

2 連携づくり【支える】

- (1)横断的な連携
 - ① 市民による自主的な取組の促進
 - ② 市役所内のネットワークづくり
 - ③ 市、振興事業団、体協、関係機関等の連携
- (2)安心してスポーツを楽しむための支援
 - ① スポーツ教室・人材の派遣制度の充実
 - ② スポーツ障害の予防・安全対策
 - ③ スポーツ施設の適切な管理・運営

計画名称	武蔵野市スポーツ振興計画	計画期間	平成21年度～平成30年度	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課
------	--------------	------	---------------	------	---------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

平成19年度に実施した「武蔵野市スポーツ市民意識調査」及び策定委員会での調査等によりスポーツ振興における現状と課題について認識した。

①スポーツを楽しむ機会の充実（潜在的にスポーツに関心や興味を持ち身体を動かしたいと思っている人に対し、様々な形で実践できる機会や情報提供の充実について具体策の検討が必要である）

②年代に応じたスポーツのニーズの把握（年代に応じて異なるニーズや置かれている状況を踏まえたきめ細かな施策の展開が必要）

③気軽にスポーツが続けられる機会の創出（時間のとりづらい人に短時間で身体を動かすことのできるきっかけづくりが必要。また、スポーツを生涯続けられる取組が必要）

④スポーツをする場所や施設の有効活用（既存施設をスポーツの観点から整理し有効的に活用する必要がある）

⑤様々な形でスポーツにかかわる人の育成（人的資源をスポーツの観点から整理し育成し活用していくことが必要）

⑥スポーツが地域社会に果たす役割（スポーツをすることによりスポーツの魅力を実感できるよう啓発し、スポーツを通じて人が元気になり、地域交流が盛んになり、地域社会の活性化に結びつけていくことが必要である）

⑦情報の充実（市報以外の情報伝達の充実と誰にでも伝わりやすい情報提供方法を検討することが必要である）

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

施策の考え方ごとに基本施策を定め、市の様々な部課で実施している施策のうちスポーツ振興の観点からスポーツ関連事業を取り上げ、整理し施策の展開を図る。

①きっかけづくりの充実【広げる】（全ての市民がライフスタイルやライフステージに応じて、様々な形でスポーツに親しめる機会の充実を図ることが必要）

②継続するための取組【つなぐ】（継続したスポーツ活動につながるように、気軽にできるスポーツを普及促進する。また、達成感や充実感などを通じて、楽しみながらステップアップしていく機会の創出を図る）

③既存資源の有効活用【活かす】（スポーツが可能な施設・場の活用、市内の様々な人の活用、市の多様な分野にまたがる既存の施策の活用の視点から既存資源の有効活用を図る）

④ライフスタイルの構築【育む】（基本方針①～③により実現する成果として、市民一人ひとりの健やかな成長と地域の活性化に結びつけていく。日常生活のなかでスポーツを身近に行えるライフスタイルの構築へつなげていく）

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

4つの基本方針の中から基本施策を設定し、その中でも特に優先して取り組む施策を重点施策とした。

①きっかけづくりの充実【広げる】 重点施策1. 誰もが楽しめる機会の充実
重点施策2. 子どもが楽しめるプログラム等の充実

②継続するための取組【つなぐ】 重点施策3. 自宅でできるスポーツの促進
重点施策4. 身近な公園などの活用

③既存資源の有効活用【活かす】 重点施策5. 地域におけるスポーツの担い手づくりの充実
重点施策6. 様々な分野を組み合わせた機会等の充実

④ライフスタイルの構築【育む】 重点施策7. スポーツのもつ魅力の発見
重点施策8. 地域とのつながり・一体感の形成

また、基本方針を支え実現化する実現化方策を2つ設定し、その中でも特に優先して取り組む施策を重点施策とした。

①情報提供の充実【伝える】 重点施策9. 誰にでも分かりやすい情報提供
②連携づくり【支える】 重点施策10. 市、事業団、体育協会、関係機関等の連携

基礎情報	計画名称	武蔵野市図書館基本計画
	所管部署	教育部 図書館
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P. 40
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市生涯学習計画
	この計画が初めて策定された時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	昭和60年の第二期長期計画・第一次調整計画において、市内3駅勢圏に図書館を1館ずつ配置する3館構想が示された。 平成23年度の武蔵野ブレイス開設により、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野ブレイスによる3館構想が実現することとなる。 この3館を核とし、社会環境に見合った図書館運営を効率的・効果的に展開するとともに、相応しいサービスを展開するため、武蔵野市立図書館のあるべき姿を描くと同時に、その実現に向けて必要な施策を網羅的・体系的に整理することを目的として、「武蔵野市図書館基本計画」を策定した。 本計画は、「生涯学習計画」の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられている。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成22年4月）
	現計画の対象期間	平成22年度～平成31年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：武蔵野市図書館基本計画策定委員会 策定期間：平成21年5月から平成22年3月まで（9回開催） ※策定委員会報告書を平成22年3月教育長へ答申後、平成22年4月「武蔵野市図書館基本計画」として教育委員会に承認された。
	策定委員の構成	学識経験者等6名、市立中学校長1名、公募委員3名、教育部長計11名
	市民意見の反映方法	① 策定委員に公募市民を含めた（3名）。 ② 中間報告に対するパブリックコメントを実施した（8人 22件）。 ③ 市民及び来館者アンケートを実施した。（市民アンケート調査対象1,061人、来館者アンケート調査対象798人）

図書館運営に関する項目

1. 図書館施設・機能の充実

- ①公共施設を利用した図書館機能の充実
- ②既存施設の整備・改修
- ③図書館業務システムの再構築

2. 安心して利用出来る図書館環境の構築

- ①利用者の安全性を高める施設の充実
- ②個人情報とプライバシーの保護
- ③危機管理体制の構築

3. 質の高いサービスを支える体制整備

- ①職員の人材育成
- ②施設の管理・運営形態
- ③評価システムの構築

図書館サービスに関する項目

4. 地域の情報拠点としての情報の蓄積

- ①多様な情報資料の蓄積
 - 1) 一般図書
 - 2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
 - 3) 視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD等）
 - 4) 児童・ヤングアダルト（青少年）資料
 - 5) 郷土・行政資料
 - 6) 障害者サービス資料（録音・点字図書）
- ②市民や地域の蔵書の有効活用と資料のリサイクル

5. 市民や関係機関と連携したサービスの充実

- ①市民との協働
- ②他の図書館施設、行政部局との連携・協力
- ③その他の機関との連携・協力
- ④学校との連携・協力

6. 図書館の活用と情報収集の支援

- ①貸出・閲覧サービスの利便性の向上
- ②本に親しめる環境の整備
- ③市民活動支援機能の充実

7. 市民の学びと課題解決の支援

- ①レファレンス・サービスの充実
 - 1) 利用者サービス
 - 2) 受付体制の整備
 - 3) 各館の役割分担
- ②学びを支える情報の収集、提供、発信
- ③課題解決の支援

8. 利用対象者別の図書館サービスの充実

- ①一般利用者向けサービスの充実
- ②児童サービスの充実
- ③ヤングアダルト向けサービスの充実
- ④シニア利用者に対するサービス
- ⑤来館、利用困難者に対する利便性向上

計画名称	武蔵野市図書館基本計画	計画期間	平成22年度～平成31年度	所管部署	教育部 図書館
------	-------------	------	---------------	------	---------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ①インターネット等の情報通信技術の発達により、様々な情報を簡単に入手できるようになった一方、大人も子どもも読書をする機会が減少し、読書を通じて知識を得ることも少なくなっている。あらためて、人と本が出会い、読書の楽しさや読書によって新たな知識を得る喜びを生み出す機会をつくることが求められている。
- ②本市の地域特性上、様々な文化活動や学習の場を求めて、市外から多くの人が訪れている。また、高齢化が進む中、生きがいづくりとしての生涯学習の重要性が増している。こうした中、世の中に氾濫している様々な情報から正しい知識や必要な情報を入手し、活用するための情報リテラシー能力を育むことが重要となっている。
- ③これまで、日常生活において発生する様々な課題を解決するための糸口やそのための情報は近隣に居住している人たちの中から入手でき、身近なところで解決することができていた。しかし、地域のつながりが希薄になっていく中で生活に根ざした地域の情報を簡単に入手することが難しくなっている。
- ④これまで、多くの情報が集まり人々が交流する活動空間としての図書館サービスについて積極的に展開することができていなかった。市内には高校や大学が数多くあり、また多くのクリエイターが働き、居住するなど、多様な人々が活動の場を求めて集まるとともに、文化や情報を自ら生み出そうとする潜在的なエネルギーを持っている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

これまでの図書館は、いわゆる貸出サービスを中心とした取り組みが主となってきたため、図書館本来の機能を十分果たせなくなっていた。図書館がより市民や利用者にとって役に立つ機関であるためには、図書館の持つ多様な情報を活用して、市民の課題解決を支援するとともに、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っていく必要がある。

本計画では市民活動が活発であるといった本市の特色や、本市が有する様々な地域資源の存在を踏まえて、図書館の力や図書館資料の持つ力を引き出す方策について検討を進め、武蔵野市立図書館が目指す4つの将来像を設定した。

武蔵野市立図書館が目指す4つの将来像

- ①図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館
- ②すべての人の学びを支援する図書館
- ③地域住民の課題解決を支援する図書館
- ④人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基礎情報	計画名称	第三期武蔵野市環境基本計画
	所管部署	環境部 環境政策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援 P44
	根拠法等の有無及びその名称	環境基本法第36条、 武蔵野市環境基本条例 第5条 及び地球温暖化の推進に関する法律第10条
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成11年度
	計画策定の背景・目的	本市では、平成11年に環境基本条例を制定し、環境の保全についての基本理念を定めるとともに本市の目指す環境像の実現のため、同年第一期環境基本計画を策定した。第二期環境基本計画を平成17年度に策定した。そして、平成19年度の第四期長期計画・調整計画の策定を踏まえるとともに、平成20年度からの京都議定書の第一約束期間がスタートした状況を踏まえ、平成20年11月に第二期環境基本計画の改訂を行った。 第二期計画の計画期間満了により平成22年度に第三期環境基本計画の策定を行ない現在に至る。 本市の目指す環境像 「市民がつくる 持続可能な 自然の営みを活かす 安全・安心で健康に生活できるまち」
	現計画の策定期間	平成23年度
	現計画の対象期間	平成23年度～平成27年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：市及び環境市民会議 環境市民会議が案を策定し市に提案、市はその提案を受け、計画案としている。 策定期間：平成22年5月から平成23年3月まで
	策定委員の構成	環境市民会議は、市民、事業者、学識経験者及び市職員のなかから20名以内で組織する（計画策定時、計20名（うち、公募市民3名））。
	市民意見の反映方法	①計画素案（中間のまとめ）について、パブリックコメントを実施した。（7名24件） ②20歳以上の市民の中で1,000名を無作為抽出し、郵送により市民意識調査を実施した（調査期間：平成22年7月16日～7月30日、送付のうち不達42通）。 回答数378通、回答率39.5%。

【市の目指す環境像】

市民がつくる 持続可能な 自然の営みを活かす 安全・安心で健康に生活できるまち

【環境方針と施策の展開と各施策の具体的事業】

1. しゅくみづくり

一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げます。

(1) 環境教育・環境学習の充実

(2) 環境に関する市民活動への支援

(3) 市民活動拠点の整備

2. ライフスタイル

環境にやさしい暮らし方への転換を目指します。

(1) 環境に配慮した暮らしへの転換

(2) ごみ減量・資源の循環的利用の促進

3. 緑と水

生物多様性を保全し、再生し、創り出します。

(1) 市民との協働による緑化の推進

(2) うるおいのある緑空間の整備

(3) 水辺の環境整備

(4) 生物多様性の保全

(5) 森林の保全と活用

(6) 都市農業の支援

4. 道路・交通

ひとと環境にやさしい道路・交通環境に変えていきます。

(1) 歩いて楽しいみちづくり

(2) 自転車を利用しやすい環境づくり

(3) 公共交通の利用促進と環境配慮の推進

(4) 渋滞のない交通体系の整備

5. 景観・まちづくり

環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

(1) 景観まちづくりへの積極的取組

(2) 美しく清潔なまちづくり

(3) 環境に配慮したまちづくり

6. 健康・安全

安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

(1) 環境の危機管理

(2) 生活環境の維持

(3) 水の安定供給

(4) 水の循環システムの確立

【計画の推進】

本計画は市民、事業者、市の各主体の協働により推進し、環境市民会議、環境管理委員会が連携しながら推進状況について審議するほか、年次報告書「武蔵野市の環境保全」において公表している。

計画名称	第三期武蔵野市環境基本計画	計画期間	平成23年度～平成27年度	所管部署	環境部 環境政策課
------	---------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

第二期武蔵野市環境基本計画が平成23年3月末で計画期間終了となるため、引き続き第三期武蔵野市環境基本計画を策定する必要がある。

第二期計画（改訂版）を踏襲し、環境像の実現に向けた道すじとして地球温暖化対策・生物多様性保全を特別に位置付け、短中長期的な視点から目標設定を行うとともに、行動主体として行政だけではなく、協働相手である各主体（市民・事業者）の取組みを促す計画としても位置付けた。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

長期計画の着実な推進を基軸として第三期武蔵野市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策として市域における温室効果ガス排出量削減、生物多様性保全を行うとともに、中長期的視点に立った本市の環境施策を展開する。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

- ・地球温暖化防止のための施策（太陽光発電設備の導入促進、ごみ排出量の削減）
地球温暖化防止の実現のため、温室効果ガス排出量を気候に影響を及ぼさない水準まで削減する必要があるため、国や都の削減目標を踏まえながら短中長期の削減目標を設定した。

長期目標：2050（平成62）年度までに、1990（平成2）年度比60～80％削減します。
中期目標：2020（平成32）年度までに、1990（平成2）年度比25％削減します。
短期目標：2015（平成27）年度までに、1990（平成2）年度比11％削減します。
- ・生物多様性の保全（啓発・情報提供、生物生息状況調査の実施）
豊かな生物多様性は生活・暮らしに、様々な恵みをもたらしており、それらを守り育てることは持続可能な都市の構成要素として重要である。都市においても、その土地特有の気候や地形、土壌、地下水等の自然環境の基盤があり、それらの特性は自然を回復させる手がかりとなりえる。本市では、緑の生活環境を維持、拡充し、生態系保全を前提とした自然環境を目指すため、中長期的な視点で目標設定を行った。

長期目標：2050（平成62）年度までに、武蔵野市らしい自然を保全・創出します。
中期目標：2020（平成32）年度までに、生物多様性保全に配慮した暮らしへの転換を図ります。

基礎情報	計画名称	第三次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
	所管部署	環境部 環境政策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	2 環境負荷低減施策の推進 P45
	根拠法等の有無及びその名称	地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	第三期武蔵野市環境基本計画
	この計画が初めて策定された時期	平成15年度
	計画策定の背景・目的	本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく法定計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））である。 市は市域における温室効果ガスの多量排出事業者であるため、本計画に基づき市が行う事務事業から発生する温室効果ガスの抑制、地球温暖化防止を図る義務を負っている。 計画の策定にあたっては、前計画（第二次計画）の期間満了とその後の法改正や東日本大震災の発災等社会状況の変化等を勘案し、計画の策定にあたった。
	現計画の策定期間	平成25年度（平成25年4月）
	現計画の対象期間	平成25年度～平成28年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：環境管理委員会 策定期間：平成24年11月～25年3月
	策定委員の構成	環境政策課ほか関係課職員
	市民意見の反映方法	計画の性格上、市民意見の反映を想定していない。

現 計 画 の 中 身	施策の体系	第1章 計画の概要 (1) 策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の期間と見直し (4) 基準年度 (5) 対象とする事務及び事業の範囲 (6) 対象とする温室効果ガス 第2章 削減目標 (1) 温室効果ガス排出量の削減目標 第3章 削減目標達成のための取組み (1) 機器の運用対策等による具体的な取組み (2) 設備改修等による具体的な取組み 第4章 計画の推進 (1) 推進体制 (2) PDCAサイクルによる進行管理 第5章 第二次計画に基づく推進の成果 (1) 削減目標の達成状況
--	--------------	--

計画名称	第三次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画	計画期間	平成25年度～平成28年度	所管部署	環境部 環境政策課
------	----------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本市は、市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成11年4月施行)に基づき、「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(平成15年3月策定)」と「第二次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(平成20年12月策定)」を策定し、環境マネジメントシステム(ISO14001)等により、温室効果ガスの排出削減に取り組んできた。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においては、震災直後から灯油等の備蓄燃料の不足や計画停電への対応が求められ、また、平成23年7月1日から9月9日までの電力使用制限令下においては公共施設を輪番休館させる等の対応を行い、改めて安全かつ十分なエネルギーの確保とともに省エネの取組みの必要性和重要性、エネルギーに関するリスク管理が公共課題になり得ることを認識した。

市は公の立場であり、かつ市内有数の温室効果ガス多量排出事業者であるため、地球温暖化の防止に資するべく、温室効果ガス排出削減の取組みを推進しなければならない。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

2016(平成28)年度における排出量を、2010(平成22)年度に比べて、エネルギー消費に由来する二酸化炭素を4.2%、温室効果ガス排出量を4.0%削減する。

第三期武蔵野市環境基本計画は、事業者の取組み目標として「2015(平成27)年度までに事業所あたりのエネルギー使用量を2005(平成17)年度比で5%削減する」と規定しており、第二次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の計画期間中(2009〔平成21〕年度から2012〔平成24〕年度まで)に、計画の対象施設についてその目標を達成している。

本計画においては、公の立場として環境基本計画の取組み目標以上の成果をめざし、計画期間中の機器の運用対策や設備の改修等により削減が見込まれる温室効果ガス(二酸化炭素〔CO₂〕、メタン〔CH₄〕、一酸化二窒素〔N₂O〕、ハイドロフルオロカーボン〔HFC〕)の排出量を算出、合算し、削減目標を設定する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、機器の運用対策等による取組みと設備改修等による取組みを組み合わせ、省エネ・節電等を行う。

(1) 機器の運用対策等による具体的な取組み

- ◆空調設備の適正な運用や室内の温度管理等
- ◆照明の適正な運用
- ◆OA機器の省エネ
- ◆エコドライブの実践
- ◆「エコオフィスむさしの活動」の推進

(2) 設備改修等による具体的な取組み

- ◆空調設備の省エネ化
- ◆LED照明等の高効率型照明の導入
- ◆建物の省エネ性能の向上
- ◆電気使用量を「見える化」する機器の導入
- ◆太陽光発電システム等の再生可能エネルギー利用設備の導入の推進

基礎情報	計画名称	武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	所管部署	環境部 ごみ総合対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	4 循環型社会システムづくりの推進 P47
	根拠法等の有無及びその名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条1項
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成10年度
	計画策定の背景・目的	本市では、平成10年8月に平成19年度を目標年度とする10ヵ年の一般廃棄物処理基本計画を策定したが、その後、容器包装リサイクル法をはじめとする各種法令等の制定や変更が行われ、また、東京都市長会より家庭ごみの有料化についての政策提言を受けるなど、本市の廃棄物をめぐる社会情勢は大きく変化した。こうした社会的状況の変化を踏まえ、平成15年8月に基本計画の一部見直しを行い、調整計画とした。 この基本・調整計画では、循環型社会への転換と循環型ごみ処理システムの構築の2つを基本方針とし、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理の拡充や埋立処分量の低減など環境負荷の少ない処理を行うため、それぞれの段階において数値目標を定めた。そして、この調整計画のもと、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割に取り組んできた。 平成19年度をもって計画期間が終了するこの一般廃棄物処理基本計画調整計画を改定し、ごみを取り巻く社会の変化や本市のごみ処理施策の展開などを踏まえ、三者が協働してさらなるごみの減量・資源化、環境負荷の少ない持続可能な都市を目指すため、新たに長期的・総合的な指標となる一般廃棄物処理基本計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成19年度（平成20年3月）
	現計画の対象期間	平成20年度～平成29年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市廃棄物に関する市民会議（第4期） 策定期間：平成19年1月から平成20年2月まで（11回開催）
	策定委員の構成	学識経験者2名、市民団体4名、公募市民4名、事業者4名、行政2名（市立小学校長、市環境生活部長）、合計16名
	市民意見の反映方法	①ごみに関するアンケート調査を実施した（平成19年6月1日～6月15日、無作為抽出2,100人に郵送）。回収数1,186通、回収率58.7%。 ②市民会議に公募市民も含め（4名）、計画の策定作業を行った。 ③中間報告に関するパブリックコメントを実施した（12人 67件）。

1 基本理念

『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』

2 基本方針

基本方針 1

「市民・事業者・行政の協働により、資源の消費・廃棄物の発生を抑制する持続可能な都市への転換」

基本方針 2

「環境負荷の少ない安全で効率性の高い処理システムの構築」

3 計画の目標

ごみの発生抑制

	平成18年度	平成29年度	平成18年度比
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	766 g / (人・日)	680 g / (人・日) 以下	86 g / (人・日) 11%以上減
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	11,706 t / 年	9,781 t / 年 以下	1,925 t / 年 16%以上減
ごみ発生量 (年間)	53,221 t / 年	48,993 t / 年 以下	4,228 t / 年 8%以上減

3.2 資源化処理の拡充

	平成18年度	平成29年度	平成18年度比
総資源化率	31.80%	37.4%以上	5.6ポイント以上増

3.3 ごみ処置・資源化コストの効率化

3.4 温室効果ガス排出量の削減

4 今後求められる取り組み

4.1 重点施策

- (1) 市民・事業者・行政による協働推進体制の整備
- (2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制の推進
- (3) 排出者責任の明確化
- (4) 資源物回収・資源化処理の推進及び適正化
- (5) 効果的な啓発活動の推進
- (6) ごみ処理・資源化経費の抑制
- (7) 環境負荷が少ない安全で効率性の高い中間処理施設の整備
- (8) 生ごみ等のバイオマスの減量・資源化の推進、エネルギー化の検討
- (9) 資源化・エネルギー化施設整備の検討

4.2 主な施策

- (1) 市民・事業者・行政の連携・協働
- (2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制
- (3) 資源物の収集・適正処理の推進及びごみの最終処分
- (4) 啓発活動の推進
- (5) ごみ処理資源化経費の効率性・情報提供の推進
- (6) 中間処理施設の更新
- (7) 資源化推進・施設整備

計画名称	武蔵野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	計画期間	平成20年度～平成29年度	所管部署	環境部 ごみ総合対策課
------	---------------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

1. ごみの発生抑制・再資源化にかかる課題として
 - ①市民のごみの排出者責任の明確化
 - ②ごみ減量推進体制の整備・充実
 - ③ごみ減量意識の普及啓発の充実・拡充
 - ④事業系ごみの減量・資源化へ向けての事業者への働きかけの充実・拡充
 - ⑤資源物回収の推進
 - ⑥庁舎から発生する廃棄物の分別の徹底など市役所の環境に配慮した行動の実践
2. 収集・運搬にかかる課題として
 - ①容器包装リサイクル法に基づく収集の推進と分別の徹底
 - ②収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減
3. 中間処理にかかる課題として
 - ①生ごみの資源化等による有効利用の検討
 - ②資源化施設の設置検討
 - ③次期中間処理施設の検討
4. 最終処分にかかる課題として
 - ①二ツ塚処分場への埋め立てゼロの維持

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

1. 市民・事業者・行政の協働により、資源の消費・廃棄物の発生を抑制する持続可能な都市への転換
環境への負荷の少ない、省資源型の持続可能な都市を目指すためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、また資源を有効利用していく必要がある。このため、必要のないものを購入しない、商品包装を簡易化する、リサイクル製品を購入する、使い終わった商品の容器等を事業者で回収し再利用・再利用するといった、ごみの減量、資源消費抑制につながる取り組みを、市民・事業者・行政が一体となって推進する。
2. 環境負荷の少ない、安全で効率性の高い、廃棄物の再生利用処理システムの構築
いわゆる3Rによりごみの発生抑制に努めても、ごみの排出量はゼロにはならないため、排出されたものは可能な限り資源として再生利用することにより資源の循環に戻していくことが必要である。しかし、資源化が経費や環境への負荷が大きい非効率な処理となっては本来の目的には沿わない。また、災害時・緊急時等においても処理を安全に継続していくことが必須である。このため、安全性及び、効率性に重点を置いた処理によって、ごみを資源・エネルギーとして再生利用し環境負荷を最小限化する処理システムの構築が必要となる。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

1. 一人あたりのごみ排出量の削減のための啓発活動等ごみ減量の動機付けの一層の強化
2. マイバッグ運動・レジ袋削減の推進
3. 容器包装リサイクルの役割分担・費用負担割合の適正化
4. 集団回収団体の拡充・連携強化
5. 次世代への環境教育の継続・拡充
6. 生ごみ・剪定枝・落ち葉等バイオマスの資源化・エネルギー化の検討
7. 広域連携の検討
8. ごみ処理資源化経費の経済性向上

基礎情報	計画名称	新武蔵野クリーンセンター（仮称） 施設基本計画
	所管部署	環境部 クリーンセンター
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境 （第5章 重点施策）
	該当施策名及び該当ページ	4 循環型社会システムづくりの推進 P47 （(5) 新クリーンセンターの建設と周辺まちづくりの推進 P.24）
	根拠法等の有無及びその名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	この計画が初めて策定された時期	平成23年7月
	計画策定の背景・目的	平成21年12月に策定した「市の基本的な考え方」を基本に、新施設の建設に向けた検討を具体化するため、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」を設置し、新施設の基本方針、基本仕様（施設規模、公害防止基準、処理設備、煙突高さ、発電効率など）、環境影響調査計画、概算事業費、事業手法などについて検討した。この委員会の提言を尊重した上で、市民向けの説明会などで全市民的な意見を集約しながら、市が「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定し、新施設の建設計画を進めるための基本方針、ごみ処理施設の基本仕様、施設配置・動線計画、生活環境影響調査計画、概算事業費と事業手法を定めた。
	現計画の策定期間	平成23年度（平成23年7月）
	現計画の対象期間	平成23年度～31年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：「（仮称）新武蔵野クリーンセンター基本計画策定委員会」（市民参加の委員会）が主体 策定期間：平成22年3月から平成23年3月まで（委員会13回、作業部会12回開催）
	策定委員の構成	公募委員、周辺地域住民、関係団体（市商店会連合会、市コミュニティ研究連絡会、クリーンむさしのを推進する会）、学識経験者、市
	市民意見の反映方法	①パブリックコメントの実施。 ②周辺地域説明会及びクリーンむさしのを推進する会「地域集会」での説明における市民の方々からの意見を反映。

- I. 新施設建設計画を進めるための基本方針
 - 1. 策定委員会提言から基本計画策定への考え方
 - 2. 新施設建設計画を進めるための基本方針

- II. ごみ処理施設の基本仕様
 - 1. 焼却施設
 - 2. 不燃・粗大ごみ処理施設
 - 3. 地球温暖化対策
 - 4. 災害に強い施設づくり

- III. 施設配置・動線計画
 - 1. 施設配置
 - 2. 動線
 - 3. ‘エコセンター（仮称）’と施設・周辺整備のデザイン

- IV. 生活環境影響調査計画
 - 1. 調査計画
 - 2. 実施スケジュール
 - 3. 調査項目

- V. 概算事業費と事業手法
 - 1. 事業主体
 - 2. 概算事業費
 - 3. 事業手法（整備運営）
 - 4. モニタリング方法

計画名称	新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画	計画期間	平成23年度～31年度	所管部署	環境部 クリーンセンター
------	-------------------------	------	-------------	------	--------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

・未曾有の大災害となった東日本大震災を受け、さらなる耐震性能を付与するとともに、ごみ発電の機能を持つことにより、災害時にも継続的に稼働が可能な施設とすることを計画する。
 ・ごみ処理は都市の大きな問題であり、地球温暖化を防ぐためにも、ごみ減量が必要である。また、ごみの減量、適正な分別によって、新施設の建設に必要な経費を縮減できると考えている。
 ・新施設稼働後、しかるべき時期には、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化などにより、ごみ処理の広域化や分散化が可能になることも想定される。今後、分散処理や他自治体との共同処理の可能性を模索しながら、さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みについて具体的な検討を行い、事業化につなげていく。
 ・新施設建設エリア全体が緑と一体化したより魅力的な景観を創出し、周辺住民の方々をはじめ、武蔵野市民にとって誇りとなる施設を建設していく。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

2. 新施設建設計画を進めるための基本方針

- (1) 「市民参加方式」の継続
- (2) 「地球環境の保全」およびコストパフォーマンスに配慮した安全・安心な施設づくり
- (3) 災害に強い施設づくり
- (4) エコな観点からの施設「エコセンター(仮称)」、「エコプラザ(仮称)」の整備の具体化
- (5) 民間事業者の最新技術や運営ノウハウを引き出し、建設・運営コスト削減を図れる事業手法の採用と将来にわたる安全・安心な施設づくりの確立

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基礎情報	計画名称	武蔵野市緑の基本計画2008
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P45～46
	根拠法等の有無及びその名称	都市緑地法 第4条
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市民緑の憲章
	この計画が初めて策定された時期	平成8年度
	計画策定の背景・目的	緑の基本計画とは都市緑地法4条（旧都市緑地保全法）に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。 本市では、平成6年の都市緑地保全法の改正により、全国的にも先駆け平成9年3月（平成8年度）に平成27年度までの20年間の計画として緑の基本計画（むさしのリメイク）を策定した。この間、大きな社会情勢の変化と共に平成16年度には景観法、都市緑地法、都市公園法の改正により新たな緑化行政の転換を向かえたこと、また平成18年度が既存計画の中期目標年次（10年）にあたることから、今後10年間の計画をより一層実効性のある計画とするために、第四期長期計画・調整計画との整合を図りつつ、緑の基本計画検討委員会を設置し、緑の基本計画の見直しを行った。 今後は本計画を軸として、武蔵野市緑の憲章の理念のもと、市民と行政が目的・意識を共有し、相互の役割分担と協働で取り組みを進めていく。
	現計画の策定期間	平成20年度（平成20年4月）
	現計画の対象期間	平成20年～29年（中期目標）、～39年（長期目標）、～将来目標

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：緑の基本計画検討委員会 策定期間：平成18年11月から平成20年3月まで（15回開催）
	策定委員の構成	学識経験者3名（緑関係2名、都市計画・まちづくり関係1名）、緑化環境専門委員、学校関係者及び農業関係者各1名、実際に広い見地から緑関連の活動をしている市民2名を推薦市民、また公募市民3名 計11名
	市民意見の反映方法	① 一般市民を対象とした緑の資源情報収集（「みどりの種」の募集）を実施した。 ② 計画検討委員会に公募市民を含めた（3名）。 ③ 中間とりまとめ段階でのオープンハウスを実施した（1回）。 ④ パブリックコメントを実施した。

施策の体系

- 1 基本理念：緑は市民の共有財産
- 2 将来像：緑の量、質ともに豊かな武蔵野市
- 3 基本方針：①新たな緑を育む ②今ある緑を守る ③協働を推進する
- 4 施策の体系
 - ①新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

 - 施策1 公園緑地の整備・拡充
 - 施策2 学校の緑の充実
 - 施策3 公共施設の緑化
 - 施策4 壁面・屋上緑化の推進
 - 施策5 緑化指導の推進
 - 施策6 緑の創出施策の研究と実施

緑と水のネットワークを進める

 - 施策7 仙川水辺環境整備基本計画の推進
 - 施策8 千川上水の整備
 - 施策9 玉川上水沿線の緑化
 - 施策10 道路緑化・緑道整備の推進
 - 施策11 接道部緑化の推進
 - ②今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

 - 施策12 公園緑地の適正な維持管理
 - 施策13 街路樹の適正な維持管理
 - 施策14 樹木・生垣の保全
 - 施策15 樹林地の保全
 - 施策16 農地の保全

緑を再生させる

 - 施策17 公園の改修（リニューアル）
 - 施策18 駅周辺の緑の充実
 - 施策19 境山野緑地の保全
 - 施策20 緑の循環システムの整備
 - ③協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

 - 施策21 自然環境センター（仮称）の設立
 - 施策22 みどりのサポーター制度の運用
 - 施策23 市民緑化基金制度の創設
 - 施策24 緑の表彰制度の創設
 - 施策25 緑の総合相談体制の確立
 - 施策26 民間活力を利用した緑化の推進

協働の取組みを推進する

 - 施策27 緑化・環境市民委員会の活用
 - 施策28 市民主体の環境講座、啓発事業実施
 - 施策29 緑の情報の発信と共有
 - 施策30 緑を支える活動の支援
 - 施策31 多様な主体による緑の維持管理

計画名称	武蔵野市緑の基本計画2008	計画期間	平成20年～29年(中期目標)、～39年(長期目標)、～将来目標	所管部署	環境部 緑のまち推進課
------	----------------	------	----------------------------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現状認識)

本計画は、平成8年度策定の基本計画の改訂であることから、次の3点を基本認識し策定した。

- ①旧計画での目標の達成度の評価
 - ・平成27年度までに緑被率30%達成はきわめて困難であること
 - ・拠点となる緑の確保では、街区公園はほぼ目標値を達成したが、近隣公園(2ha)、地区公園(4ha)の用地確保が難しい。
- ②旧施策の進捗状況の検証
 - ・旧計画の施策の実績と考察を記載
- ③旧計画を継承する、見直し改善する、新たに取り入れるという3つの視点で改定のポイントとした。

(課題)

・緑の質の向上、協働の活性化、民有地の緑の保全・創出、公有地の緑の充実、地域の特長を生かした緑化の5つの視点で課題を整理した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念として

「緑は市民の共有財産」であることを市民一人ひとりが、理解し協力して緑を守り育てる取り組みを行う。また、基本計画の施策が達成された時の武蔵野市の将来像(緑の量と質が豊か)を示すことで、本市のブランドイメージが確保される。

- ①目標(計画の区域、将来人口、目標年次、緑の確保目標)を定める。
- ②都市公園の整備の方針を定める。

計画を推進するための考え方として

- ①市民・事業者・行政の役割を明記した。
- ②成果管理型の進行管理(PDCAサイクル)を取り入れた。
- ③評価検証は市民や専門家を交えた機関が行うことを明記し、客観性、公開性の高いものを目指している。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

重点施策としては、施策体系で示した31施策の内、長期計画に位置づけられている17施策(施策1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 14, 15, 16, 17, 19, 21, 22, 23, 30, 31)を重点的に取り組むこととしている。この施策の中で、既に目標値に達成したものは次のとおりである。

- {施策8} 千川上水整備計画(22年5月策定)
- {施策17} 公園リニューアル計画(22年5月策定)
- {施策24} 緑の表彰制度(21年7月策定)

基礎情報	計画名称	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P45～46
	根拠法等の有無及びその名称	都市緑地法 4 条
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市緑の基本計画2008
	この計画が初めて策定された時期	平成10年度
	計画策定の背景・目的	平成9年3月に都市緑地法に基づく緑の総合計画である「武蔵野市緑の基本計画－むさしのリメイカー」を策定し、その中で仙川を「仙川でまちなみをリメイクする重点事業」として位置づけた。 またこれと並行して、仙川を挟んで住宅・都市整備公団桜堤団地建替事業が進められ、事業に伴い市と公団で締結した基本協定の中に、仙川の水辺環境整備が盛り込まれた。 この2点から、市内の仙川の水辺環境整備のあり方、整備イメージ、水源の確保などについて、東京都、住宅・都市整備公団をはじめとする関係機関の計画との整合性を図るとともに、事業の具体化の方策を早急に立案する必要が生じたことから、本計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成10年度（平成10年7月）
	現計画の対象期間	平成10年度～平成30年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	東京都、住宅都市整備公団及び市により構成する検討委員会の報告を受け、市緑化環境センターにて策定。 策定期間は平成10年3月～平成10年7月。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	仙川水辺環境整備基本計画（案）を作成し市民に公表、意見や要望等の募集を実施した。 説明会を3回実施し、各回10名程度の市民が参加した。

施策の体系

I 水辺環境整備の基本方針

(1) 基本理念

花を愛で水辺に遊ぶ

(2) 基本方針

- ①水を楽しむ
- ②歩を楽しむ
- ③花を楽しむ
- ④隣接地と一体的に楽しむ

(3) 目標年次

短期目標 平成15年

長期目標 平成30年

(4) 水に関する整備目標

	短期目標	長期目標
水量	昼間 1.5ℓ/sec	35ℓ/sec
	夜間 0.5ℓ/sec	
水質 (BOD)	5.0mg/ℓ以下	2.5mg/ℓ以下
整備イメージ	メダカのすめる仙 川をめざす	タナゴのすめる仙 川をめざす

II 整備のイメージと方策

(1) ゾーニング

- ・自然生態系復活ゾーン
- ・親水ゾーン
- ・川の道ゾーン
- ・水辺景観形成ゾーン

(2) 護岸の整備イメージ

- ・緩傾斜化の整備イメージ
- ・緩傾斜化できない整備イメージ

(3) 各ゾーンの整備イメージ

- ・拠点と区間の区分
- ・現況と整備イメージ

(4) 水の確保

- ・短期目標
 - (ア) 水量
 - (イ) 水質
 - (ウ) 水の確保の方策
- ・長期目標
 - (ア) 水量
 - (イ) 水質
 - (ウ) 水の確保の方策

計画名称	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画	計画期間	平成10年度～平成30年度	所管部署	環境部 緑のまち推進課
------	-------------------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現状認識)

従前の仙川はコンクリートコンクリート三面張りの構造で水がほとんど流れず植物もない殺風景な川であった。市民からもコンクリートで固める前の川の形態に戻し、沿道の公園等と一体的に親水化を求める意見が寄せられていた。

(課題認識)

仙川を自然性豊かな清流の有る河川として整備するために以下の課題があげられる。

- ①水の流れる仙川を取り戻す
- ②遊歩道を確保する
- ③仙川に自然を取り戻す
- ④周辺とあわせた整備を進める

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本計画は、平成8年に設置した仙川水辺環境整備検討委員会（東京都、住宅・都市整備公団及び市）が「仙川のあり方」及び「水辺環境整備の方針及び方策」について作成した報告書を尊重し取りまとめている。仙川を4つのゾーンに分け、現在は最上流である「自然生態系復活ゾーン」の護岸整備等を進めている。

基本理念

生態系豊かな仙川にし、せせらぎや四季を感じることでできる水辺にしていく。河川護岸を石積に改修し、現在は流れていない上流部に導水することにより、緑と水のネットワークを形成していく。

基本方針

- ①仙川の流れを復活させるため、上流部まで導水を確保する
- ②緑と水のネットワークを形成していくため、仙川の遊歩道の樹木や側道の街路樹などの緑を確保する
- ③地区計画で位置づけられた広場や仙川に隣接した大規模敷地などは、潤いのある空間とするため、河川と一体的に整備をしていく

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

上流に導水する水量をできるだけ多く確保することが求められる。現在導水している都水道局からの洗砂水も平日のみの放流のため安定的な維持とはいいがたく、平成19年度には第2浄水場の逆洗水も導水した。今後も一級河川の維持水の確保を継続的に都に働きかけていく。

基 礎 情 報	計画名称	千川上水整備基本計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅳ 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P45～46
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	緑の基本計画2008
	この計画が初めて策定された時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	本計画は、千川上水の管理が武蔵野市に移譲されたことに伴い、千川上水及び周辺の調査分析を実施し、その結果を踏まえ、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるよう整備の方向性を示したものである。 なお、計画策定に当たっては、様々な生物が生息・生育する空間としての役割や位置づけを念頭におき、上水部分と緑道部分、さらに隣接する公園緑地や公共施設とのつながりを図ることとする。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成22年5月）
	現計画の対象期間	なし

策 定 方 法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：庁内委員会 策定期間：平成20年度より5回開催 関係機関との調整(東京都、練馬区、西東京市へのヒアリング)
	策定委員の構成	庁内委員会（まちづくり推進課1名、環境政策課1名、道路課1名、緑化環境センター4名） 計7名
	市民意見の反映方法	隣接住民へのアンケート調査(128/300名,回収率43%) 計画案に対してパブリックコメントを行なった。(9件)

基本方針

1 施設整備方針

- 安全や防犯に配慮した施設の充実
- 散策や休憩機能の充実
- 施設(サイン等)のデザインや素材の統一
- 自然解説板や樹名板等の整備による自然観察の充実
- 老朽化している施設の改修
- 関連機関との調整によるアクセス・利便性の向上

2 景観形成方針

- 樹木の適正管理により、水と緑が織り成す景観の向上を図る
- 季節感のある花木・紅葉木・地域性樹木の補植等により、うるおいのある景観の演出を図る
- 景観に配慮した水路環境の整備
- 景観阻害要因(ごみの散在、雑草の繁茂等)の改善により、景観の向上を図る

3 環境形成方針

- 休憩、風景探勝、自然観察等のレクリエーションの場として、安全で快適に利用することのできる環境形成を図る
- 鳥類や昆虫類の食餌植物の補植や水路環境の整備により、生物の生息・生育環境の向上・創出を図る

4 歴史継承方針

- 歴史解説板等の設置による千川上水の歴史継承機能の充実
- 歴史を醸し出す、施設デザインや素材の採用

なお、区間を3つにわけそれぞれの方針を立てている。

- 区間① 境橋～五日市街道交差部間
- 区間② 五日市街道交差部間～電通研究所前交差点間
- 区間③ 電通研究所前交差点～吉祥寺橋間

計画名称	千川上水整備基本計画	計画期間	なし	所管部署	環境部 緑のまち推進課
------	------------	------	----	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現状認識)

既に一定の整備がされている千川上水は平成18年に東京都から委譲され、樹木から施設まで現状の維持管理を武蔵野市がそのまま踏襲している状況である。

生物や植物の現状、利用形態等現状を把握するとともに、現状の特性を整理し、施設、景観、環境、歴史継承の観点について基本方針を立てた。水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるよう3つのエリアに分け整備の方向性を示した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本方針として

「施設整備方針」では、自然解説板や樹名板の整備

「景観形成方針」では、うるおいのある景観の演出

「環境形成方針」では、地域性樹木の補植、生物の生息・生育環境の向上・創出

「歴史継承方針」では、解説板などの設置による歴史継承機能の充実を掲げている。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

1 優先的に整備を行なう区間

千川上水内の利用拠点区間として整備効率が高い、区間②の休憩・散策施設を優先して行う。(休憩ベンチなどの一部は老朽化し、快適性や安全性が低下しているため。)

これをモデル整備区間として位置づけ、効果的な事業展開につなげていく。

2 優先的に整備を行なう施設・環境

サイン施設は、設置時期や主体の違いから素材やデザインの統一感が低く、老朽化によりその機能を果たしていないものもある。よって、現在設置されているサインを整理し、整備を行なっていく。

基礎情報	計画名称	公園・緑地リニューアル計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P45～46
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	緑の基本計画2008
	この計画が初めて策定された時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	これまで、公園・緑地の改修・再整備については、個別の公園毎に対応してきたが、本計画により公園・緑地の実態調査・評価に基づいて整備方針を明らかにし、それぞれの公園・緑地がもつ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって、体系的かつ効率的な公園事業を展開していく。 本計画に基づく公園・緑地のリニューアルの推進により、「今あるストックの有効活用と公園・緑地の整備・維持の効率化」「利用者ニーズの変化に対応した公園・緑地の機能・魅力の再生」「老朽化した公園・緑地のリニューアルによる安全・安心の確保」などの効果をねらいとしている。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成22年5月）
	現計画の対象期間	平成22年度～平成52年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	市民を交えた公園利用の懇談会や3回のシンポジウムを経て、平成20年度から2ヵ年コンサルティング会社及び緑化環境センターによるスタッフワーキングを開始し作成。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	計画案に対するパブリックコメントを行なった。（7件）

(1) 基本理念

ずっと素敵で、ずっと使われ、ずっと愛される公園・緑地へ

(2) 基本方針

1. 改良により基本機能と品質を保ちます
2. 機能の向上を図り有効に活用します
3. 新たな魅力を創造し利用を促進します

(3) 目標年次

短期目標 平成27年 (27箇所)
 中期目標 平成37年 (81箇所)
 長期目標 平成52年 (161箇所)

(4) 具体的なメニュー

1. 改良により基本機能と品質を保ちます
 - ・施設の適正化
 - ・植栽の適正化
 - ・バリアフリー化
 - ・安全・安心の向上
2. 機能の向上を図り有効に活用します
 - ・防災機能の向上
 - ・エコアップ
 - ・子ども遊びの充実
 - ・健康増進施設の充実
3. 新たな魅力を創造し利用を促進します
 - ・美しい風景づくり
 - ・テーマのある公園づくり
 - ・使い方の工夫
 - ・地域利用の促進

計画名称	公園・緑地リニューアル計画	計画期間	平成22年度～平成52年度	所管部署	環境部 緑のまち推進課
------	---------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

（現状認識）

計画策定に先立ち、市が維持・管理する約160箇所の公園・緑地の利用実態調査を実施。既存資料より個々の公園・緑地の概要・類型・整備履歴・整備内容を整理し、その後踏査調査を実施し施設・植栽の劣化状態、周辺環境や地域条件などについて把握。これらのデータをもとに、各公園のリニューアル必要度を算出した。また、一定の範囲について「公園区」を設定し、その区域内で公園の機能分担を効率的に行なっていく。

（課題）

施設、植栽、安全・安心、美観・景観、防災、バリアフリー、子ども・環境教育、高齢者・健康、市民のニーズ、市民との関わり、ルール・マナーの視点から課題を抽出した。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

基本理念

「ずっと素敵で、ずっと使われ、ずっと愛される公園・緑地へ」

既存の公園・緑地のポテンシャルを生かし、魅力ある公園・緑地へと再生する。市内すべての公園・緑地の機能の充足と質の向上を図るとともに、その質を将来に渡って維持していくような持続的なしくみを整え、地域の財産として守り育てていく。

基本方針

社会のニーズへの対応を行いながら、古くなった施設を改修し、既存公園ストックの有効活用を効果的に行なう。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

公園の改修の際は、老朽化した施設を修繕するだけでなく、「公園区」を検討し、地域全体のバランスの中で社会ニーズに対応するとともに、効率的リニューアルを行っていくことが求められる。

基礎情報	計画名称	武蔵野市都市計画マスタープラン
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P 4 9
	根拠法等の有無及びその名称	都市計画法 第18条の2
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」東京都作成
	この計画が初めて策定された時期	平成12年6月
	計画策定の背景・目的	平成4年6月に都市計画法が改正され、都市計画の総合的なプランとして『市町村の都市計画に関する基本的な方針』（都市計画マスタープラン）の策定が位置づけられた。そして、このことを受け、本市が目指すまちの将来像を明確にするとともに、まちづくりの方向性を示すプランとして策定する。
	現計画の策定期間	平成23年4月
策定方法	現計画の対象期間	平成43年3月（概ね10年または社会情勢等の大きな変化があった場合見直し）
	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：平成21年9月に「都市マスタープラン改定基本方針」を公表し、都市計画、建築、環境、交通、商業などの専門家と公募市民による策定委員会を設置。 策定期間：平成21年11月から平成22年9月まで（計7回開催） 報告書をまとめ、平成22年10月 改定に関する市への答申 これを受けて市の改定原案を策定し、まちづくり条例の手続きに基づき、市民への縦覧・意見募集等を行い平成24年4月に策定
	策定委員の構成	学識経験者（大学教授等）3名、民間研究所研究員1名、武蔵野商工会議所会頭1名、副市長1名、公募市民3名
	市民意見の反映方法	・平成22年1月に地区別意見交換会を2回開催し、その後平成22年2月から4月に地域別構想に基づく3地域ごとに各3回、計9回の地区別意見交換会を開催 ・改定の原案、及び案の策定時にパブリックコメントを実施

現 計 画 の 中 身	施策の体系	第1部 市を取り巻く状況の変化と改定の視点 1章 市を取り巻く状況の変化とこれまでの成果 1. 旧プランの状況確認 2. 市を取り巻く状況の変化 2章 改定の視点と主要改訂箇所 1. 武蔵野市の特性 2. 改定の視点 3. 主要改訂箇所 第2部 全体構想 1章 2030年の武蔵野市 1. めざすべき都市像 2. めざすべき生活像 3. 将来都市構造 4. 土地利用の方針 5. 景観まちづくりの方針 2章 分野別方針 1. 住まう 2. 動く 3. 働く 4. 育てる、歳を重ねる 5. 憩う、遊ぶ、学ぶ、集う 第3部 地域別構想 1章 吉祥寺地域 1. 大切にしたい地域の宝物 2. 現状の課題と将来の見通し 3. まちづくりの目標 4. まちづくりの方針 2章 中央地域 1. 大切にしたい地域の宝物 2. 現状の課題と将来の見通し 3. まちづくりの目標 4. まちづくりの方針 3章 武蔵境地域 1. 大切にしたい地域の宝物 2. 現状の課題と将来の見通し 3. まちづくりの目標 4. まちづくりの方針 第4部 実現に向けて 1. 多様な主体の連携によるまちづくり 2. 地区単位のまちづくりの推進 3. まちづくり推進体制の確立 4. まちづくりの推進にあたって 5. 都市計画マスタープランの見直し
--	--------------	--

計画名称	武蔵野市都市計画マスタープラン	計画期間	平成43年3月(概ね10年または社会情勢等の大きな変化があった場合見直し)	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
------	-----------------	------	---------------------------------------	------	----------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

都市計画法が改正され、各市町村の創意工夫により都市計画に関する基本的な方針として、都市計画マスタープランを策定できるようになった。

都市基盤がある程度整備されている本市においては、今後、市民と協働による木目細かいまちづくりが重要であると考え、都市計画マスタープランの対象を都市計画だけでなく、防災、環境等の都市基盤を絡めた幅広いまちづくりとし、市民と市が共有するまちづくりのビジョンとして都市マスタープランを位置づけた。

旧プランでのめざすべき都市像、生活像について、改定時点での今後20年を展望しても、その方向性は適切なものであると考え、基本的な内容は継承しつつ、社会情勢や制度、まちづくりの進捗などを踏まえた部分的な(時点的な)改定とした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

都市計画マスタープラン策定にあたっては、ワークショップ等の市民参加の基、目指すべき都市像を環境共生・生活文化創造都市むさしのとし、環境や生活文化に配慮したまちづくりを目指し、これらを実現していくための20年後の生活像を明確にし、まちづくりのビジョンを示した。まちづくりのビジョンは、市民の理解しやすいよう、生活シーンによる分類とした。

都市計画マスタープランは、単に策定することが目的ではなく、従来市が中心となって進めてきたまちづくりを市民と市が適切な役割分担の基に進める、新たなまちづくりのファーストステップと考え、まちづくり条例やまちづくりルールを活用制定などにより、地区単位のまちづくりの推進を進める。

また、改定にあたっては、関連計画においても変更が見られたため、調整を図るとともに、環境や都市防災機能の強化を図る持続可能な都市構築の方向性、大規模な土地利用用途変更の対応、高さ制限の導入の方向性、3駅周辺の面的な商業業務地のあり方、景観に関する方針、まちづくり条例に基づくまちづくりの推進強化について追加した。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

都市計画マスタープランは、まちづくりのビジョンであるため、具体的なアクションプランを持たず、各分野の実行計画で進めることになっている。特に、都市計画マスタープランに基づき、地区単位のまちづくりを推進していくために、まちづくり推進体制の確立や支援制度の検討、具体化も重要である。

基礎情報	計画名称	武蔵野市バリアフリー基本構想
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P50
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」と記載）
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	
	この計画が初めて策定された時期	平成15年3月 武蔵野市交通バリアフリー基本構想（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」と記載）に基づく計画） 平成23年4月 武蔵野市バリアフリー基本構想（バリアフリー新法に基づく計画）
	計画策定の背景・目的	本市では、第三期長期計画第一次調整計画の優先事業として「ハイモビリティ政策」の推進を掲げ、ムーバス事業の展開やレモンキャブの導入、吉祥寺駅や三鷹駅のエスカレーターの設置などを推進してきたところである。 平成12年5月に公布された「交通バリアフリー法」に基づき、武蔵野市交通バリアフリー基本構想（以下、「旧基本構想」と記載）を策定した。 旧基本構想では、市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項について明確にするとともに、実効性を高めるための仕組みについて定め、平成22年を目標として旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきた。 ハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取組みの課題が明らかになり、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年12月に施行された。本市においても旧構想が目標年次に達し、事業の評価や方向性の見直しが必要となったため、バリアフリー新法に基づき、平成23年4月武蔵野市バリアフリー基本構想を策定した。
	現計画の策定期間	平成23年4月
	現計画の対象期間	平成23年度～平成32年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会（建築・福祉分野の専門家、障害者・高齢者関連団体、道路管理者等の行政関係者による委員会） 策定期間：平成22年5月から平成23年2月まで（計4回開催）
	策定委員の構成	学識経験者（建築・交通・福祉）3名、福祉関係者（障害者・高齢者等関係団体）3名、商工関係者1名、行政関係者（国土交通省、東京都、武蔵野市）4名 計11名
	市民意見の反映方法	- 学識経験者、関係団体代表、NPO活動団体、福祉活動者、公募市民から構成される武蔵野市交通バリアフリー事業計画実施推進委員会による、旧基本構想の中間評価、及び提言（平成19年3月） - アンケート実施（平成21年12月から22年1月、約1600通配布し、435名の回答） - ヒアリングの実施（平成22年2月から3月） 障害者・高齢者の団体へのヒアリング - 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員によるまち歩きの実施（平成22年7月）

現 計 画 の 中 身	施策の体系	第2章 基本的な考え方 1. 4つの原則 2. 基本的な方針 3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項） 4. その他の事項 5. 目標年次 第3章 地域別構想 吉祥寺駅周辺地区 1. 吉祥寺駅周辺の現状 2. 基本的な方針 3. 重点整備地区の位置及び区域 4. 特定事業及びその他の事業 5. その他 三鷹駅周辺地区 1. 三鷹駅周辺の現状 2. 基本的な方針 3. 重点整備地区の位置及び区域 4. 特定事業及びその他の事業 5. その他 武蔵境駅周辺地区 1. 武蔵境駅周辺の現状 2. 基本的な方針 3. 重点整備地区の位置及び区域 4. 特定事業及びその他の事業 5. その他 第4章 実現にあたって 1. 特定事業計画の作成 2. 特定事業の実施 3. 進捗状況の把握及び評価 4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画と連携 5. 国や関係自治体との連携 第5章 今後の展開 1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進 2. 市内全域への拡大 3. 新たな技術等への取組 4. 基本構想の継続的な発展
--	--------------	--

計画名称	武蔵野市バリアフリー基本構想	計画期間	平成23年度～平成32年度	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
------	----------------	------	---------------	------	----------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現状認識：高齢化社会となり、高齢者、障害者等の自立や積極的な社会参加が望まれていることから、公共的性格を有する建築物を高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるようにする必要性がある。
また、障害のある人がない人と同等に活動するノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域で生活するうえで建物や道路の障壁などを含むすべての障害を除去する必要がある。

課題認識：移動の円滑化に際しては、個々の施設を整備するだけでなく、駅を含めた地区を一体的に整備することが必要がある。そのためには、個々の事業者間の調整が必要不可欠である。
また施設の整備だけでは解決できない課題について、ソフト面での取り組みを推進する必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

4つの原則

1 全ての人にやさしいまちづくりの原則

特定の人にとってのバリアフリーを超えて全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

2 市民参加の原則

基本構想の策定から実現まで市民及び市内の企業・団体と市が協働で推進

3 拡大の原則

法で定める重点整備地区の特定事業と法定外でもなんらかのバリアフリー化ができるものを明示し、重点整備地区外への広げていく。

4 実現保障の原則

事業計画及び本構想が適正に実現する保障するため、市民の参加のもとに進捗状況を把握していく仕組みを作る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

○重点整備地区のバリアフリー化の推進

3 駅周辺地域をバリアフリー新法に定める重点整備地区としユニバーサルデザインによるまちづくりを着実に進めていく。

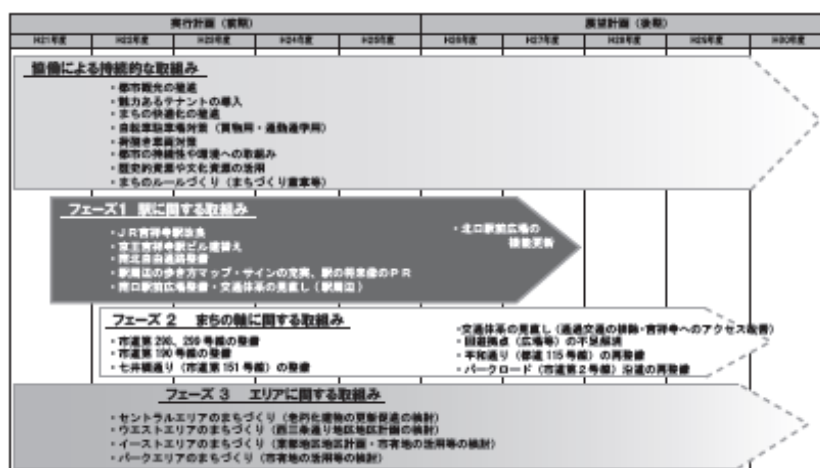
○全市的なバリアフリー等の推進

福祉交通や、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化などの取り組みについても進めていく。

基礎情報	計画名称	進化するまち「NEXTー吉祥寺」プロジェクトー吉祥寺グランドデザイン推進計画ー
	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	7 三駅周辺まちづくりの推進 p.55 56
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	吉祥寺グランドデザイン
	この計画が初めて策定された時期	平成22年3月
	計画策定の背景・目的	本市では、近年激化する都市間競争の中で、今後とも吉祥寺が魅力を発揮し続けるため、課題の中心を、近年激化する都市間競争の中での商業活性化としつつ、中長期を展望した吉祥寺の都心形成に向けたまちづくりの方針を示すにあたって、行政のみならず地元事業者や企業などの関係主体による取組みの共通の指針とすることを目的とした「吉祥寺グランドデザイン」を策定し（平成19年3月）、これまでさまざまな施策を着実に進めてきている。しかし、吉祥寺駅舎の改良事業や吉祥寺の発展の一翼を担ってきた大型店の撤退など社会経済状況は変化しようとしている。 このような状況変化を捉えた上で、今後とも吉祥寺の魅力の維持・向上していくため、「吉祥寺グランドデザイン」を踏まえた目指すべきまちづくりの視点を改めて整理し、個々の事業や施策の関連性をまとめながら、地域の多様な主体が協働となって、一体的かつ段階的に取組むためのまちづくりの進め方を実行計画（前期）・展望計画（後期）として示す計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成21年度（平成22年3月）
策定方法	現計画の対象期間	平成21年度～平成30年度 （実行計画：～平成25年度、展望計画：平成26年度～）
	策定方法 （策定主体・期間等）	吉祥寺まちづくり推進委員会（庁内組織）において平成21年度検討し、策定。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	素案に対してパブリックコメントを実施した（5名 22件）

- 1 整備方策の抽出
- (1) 協働による持続的な取組み
- ・都市観光の推進
 - ・魅力あるテナントの導入
 - ・まちの快適化の推進
 - ・自転車駐車場対策（買物用・通勤通学用）
 - ・荷捌き車両対策
 - ・都市の持続性や環境への取組み
 - ・歴史的資源や文化資源の活用
 - ・まちのルールづくり（まちづくり憲章等）
- (2) フェーズ1 駅に関する取組み
- 前期
- ・J R 吉祥寺駅改良
 - ・京王吉祥寺駅ビル建替え
 - ・南北自由通路整備
 - ・駅周辺の歩き方マップ・サインの充実、駅周辺の将来像のP R
 - ・南口駅前広場整備・交通体系の見直し（駅周辺）
- 後期
- ・北口駅前広場の機能更新
- (3) フェーズ2 まちの軸に関する取組み
- 前期
- ・市道第298、299号線の整備
 - ・市道第190号線の整備
 - ・七井橋通り（市道第151号線）の整備
- 後期
- ・交通体系の見直し（通過交通の排除・吉祥寺へのアクセス改善）
 - ・回遊拠点（広場等）の不足解消
 - ・平和通り（都道115号線）の再整備
 - ・パークロード（市道第2号線）沿道の再整備
- (4) フェーズ3 エリアに関する取組み
- ・セントラルエリアのまちづくり（老朽化建物の更新促進の検討）
 - ・ウエストエリアのまちづくり（西三条通り地区地区計画の検討）
 - ・イーストエリアのまちづくり（東部地区地区計画・市有地の活用等の検討）
- 討）
- ・パークエリアのまちづくり（市有地の活用等の検討）

2 取組みスケジュール



計画名称	進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト —吉祥寺グランドデザイン推進計画—	計画期間	平成21年度～平成30年度 (実行計画:～平成25年度、 展望計画:平成26年度～)	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所
------	---	------	--	------	----------------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

「吉祥寺グランドデザイン(平成19年3月)」策定以降、吉祥寺を取り巻く状況は大きく変化しようとしている。

(1) JR東日本・京王電鉄による駅改良事業
駅は、南と北を結ぶまちの結節点であり、回遊の起点であるまちの玄関口としての機能を併せ持っていることから、駅改良工事期間中は駅からまちへの動線が複雑化することにより、駅利用の来街者減少が懸念される。

(2) 大規模店舗の改修等
「吉祥寺らしさ」と謳われてきたまちの要素である、複数の大型店舗の改修等が予定されている。

(3) 社会経済情勢の変化等
平成20年9月のリーマン・ショック以降、経済情勢は依然厳しく、市の財政も厳しい状況が続いている。また、社会的な現象として、少子高齢化が依然進行している状況にある。

今後とも吉祥寺が魅力あるまちであり続けるためには、吉祥寺の魅力の維持・向上を図る施策の展開が必要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本方針：吉祥寺グランドデザインにおいて示されたまちづくりの推進
コンセプト：吉祥寺グランドデザインを推進し、高い商業競争力や良質な居住環境を維持・向上するため、「安全で歩いて楽しいまち」というコンセプトを設定。

上記の「安全で歩いて楽しいまち」というコンセプトを十分に踏まえた上で、「回遊性の充実」と「安全安心の向上」を目指したまちづくりを展開していく。

取組み：多様な関係主体によりソフト施策を積極的に推進する。また、施策の選択と集中を図るとともに、ソフト・ハード両面の施策により、駅・軸・エリアの整備を組み合わせることで実行計画(前期)・展望計画(後期)として示し段階的(フェーズ)に進める。

理由：能動的にまちづくりに取組み、吉祥寺ならではの個性を活かした商業環境の形成を図ることを目指す吉祥寺グランドデザインは、激化する都市間競争のなかでまちの魅力が今後とも維持・向上していくために必須である。そこで、「吉祥寺グランドデザイン」を推進していくために、地元商業者・企業・地域住民・行政などの地域に係わる多様な関係主体が協働しながら、一体的かつ段階的にまちづくりに取り組むことができるよう、その方向性、進め方を示すため本計画を策定した。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

計画策定から4年が経過しており、実行計画については駅に関する取組みを中心に事業を進めてきた。平成26年度以降の展望計画においても「安全で歩いて楽しいまち」の実現に向け、「回遊性の充実」と「安全安心の向上」を目指した事業を展開する。

■パークエリアのまちづくり

- ・南口駅前広場整備・交通体系の見直し

井の頭公園のポテンシャルを活用した、エリア全体の魅力向上を図るとともに、公会堂の建替えを含む市有地の利活用を進める。また、井の頭通りのバスベイを含む、交通問題の解消を目指し、駅周辺部の交通体系を検討する。

■老朽化建物の更新と効率的な高度利用の推進

- ・安全安心のまちづくりの観点から老朽化した建物の更新や共同化の誘導の方策を検討する。

基礎情報	計画名称	吉祥寺グランドデザイン
	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	7 三駅周辺まちづくりの推進 P55 56
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成19年 3 月
	計画策定の背景・目的	背景：吉祥寺のまちは賑わい、商業的にもなお高い地位を占めているが、近隣都市の発展などに伴いその地位は低下しつつあり、内部的にも商業業態の変化等が進行している。吉祥寺では、現在も多様な主体によりまちづくりに取り組まれているものの、それを束ねる明確な方針がなくこのままでは地位の低下が進行することも懸念される。商業的に今後とも高い地位を維持していくためには、問題に対して後追いの対応するのではなく、将来に対する危機感を共有した上でまちづくりの明確な方針を持ち、能動的にまちづくりを進めていかなければならない。 本市第四期基本構想・長期計画において、「今後とも商業的に高い地位を維持するため、まちの再整備・再開発を行う。そして、このまちをさらに楽しく充実したものにするため、新たな吉祥寺の将来像（グランドデザイン）を、ハード・ソフトの両面から総合的に策定する」と示されている。 目的：吉祥寺グランドデザインは商業活性化を中心課題としつつ、中長期の展望した魅力的な吉祥寺の都心形成に向けたまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、あるいは地元の商業者など、吉祥寺のまちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通の指針となることを狙うものである。
	現計画の策定期間	平成18年度（平成19年 3 月）
	現計画の対象期間	—

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：吉祥寺グランドデザイン委員会 策定期間：平成16年11月から平成19年 1 月まで（11回開催）
	策定委員の構成	武蔵野市都市計画審議会会長、前・（財）武蔵野市開発公社理事長、武蔵野商工会議所会頭、東京大学先端科学技術センター教授、前・東急百貨店吉祥寺店店長、サントリー㈱お客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト、マーケティングコンサルタント、武蔵野市商店会連合会顧問、跡見学園女子大学マネジメント学部生活環境マネジメント学科助教授、市長 計10名
	市民意見の反映方法	①平成18年 8 月に「これまでの議論のまとめ」を公表し、意見を受け付ける（16 件）とともに、意見交換会を実施した（40名）。 ②平成18年12月に「取りまとめ案」を公表し、パブリックコメントを実施した（11 件）。

施策の体系

吉祥寺グランドデザイン

- 1) 吉祥寺のまちづくりの基本的な方向性
- 2) まちづくりの柱と個別方針
 - (1) 商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街
商業環境と調和した居住・生活環境に係わる方針
都心アクセスに係わる方針
居住一体型の産業に係わる方針
 - (2) 巡る楽しみがある街
歩きやすい空間整備や動線整備に係わる方針
景観や緑に係わる方針
案内に係わる方針
 - (3) 上質な買物環境のある街
安全・安心なまちの環境に係わる方針
店舗構成やサービスに係わる方針
 - (4) 独自の文化を育み発信する街
独自の芸術文化・生活文化に係わる方針
情報発信に係わる方針
- 3) エリアごとのまちづくりの考え方と主な取り組み方策
セントラル：商業集積と歴史性を活かした吉祥寺の顔ゾーン
ウェスト：おしゃれな個店の集まるハイセンスゾーン
イースト：ポテンシャルを活かし、新たな文化・居住スタイルを発信するゾーン
パーク：井の頭公園と一体となった憩い・安らぎゾーン
- 4) まちづくりの進め方
 - (1) まちづくりを支える「ひと」づくり
・まちのことを考え、まちを支える人育て・人と人との関係づくり
 - (2) まちづくりのセンター機能の強化
・吉祥寺の目指すまちづくりの方向の共有・協働でまちづくりを進める体制づくり

吉祥寺の性格・まちづくりの資源

メガトレンド（社会背景）と吉祥寺の状況

吉祥寺グランドデザイン

吉祥寺のまちづくりの基本的な方向性

- (1) 「我が街・吉祥寺」
- (2) 「行ってみたい街、住んでみたい街・吉祥寺」

まちづくりの柱と個別方針

- (1) 商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街
- (2) 巡る楽しみがある街
- (3) 上質な買物環境のある街
- (4) 独自の文化を育み発信する街

エリアごとのまちづくり

- ・セントラル
- ・ウェスト
- ・イースト
- ・パーク

まちづくりの進め方

吉祥寺グランドデザインの実現に向けて

計画名称	吉祥寺グランドデザイン	計画期間	—	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所
------	-------------	------	---	------	----------------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

現状認識

①吉祥寺の性格と資源

1) 都区部と郊外の「際」に位置し、多様な要素が共存・融合、2) 100万都市圏の中心商業地、3) 居住地としての性格があり、1) 周囲を取り囲む良質な住宅市街地と人々の暮らし、2) 回遊性が豊かで買い回りができる街場の環境、3) 井の頭公園を中心とする自然環境、4) 歴史、文化という魅力や資源がある。

②社会背景と吉祥寺の状況

1) 人口減少時代における持続可能なまちづくりの要請、2) 近隣都市の発展と人々の購買行動の変化、3) 地域の個性をベースとした都市観光・都市間交流の時代の到来、4) 身近な生活環境における安全・安心・快適への意識の高まり、5) 環境に対する社会的要請の高まりといった社会背景と吉祥寺の状況がある。

課題認識

吉祥寺では、現在（当時）も多様な主体によりまちづくりに取り組まれているものの、それを束ねる明確な方針がなくこのままでは地位の低下が進行することも懸念される。商業的に今後とも高い地位を維持していくためには、問題に対して後追いの対応ではなく、将来に対する危機感を共有した上でまちづくりの明確な方針を持ち、能動的にまちづくりを進めていかなければならないという認識をした。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

基本方針

①商業と人々の生活が一体となった「我が街」としての成熟

②「行ってみたい街」「住んでみたい街」としての広域的な魅力の維持・創出と都市観光の推進

これらの視点にたち、吉祥寺の独自性を活かしたまちづくりを進めるため、（1）商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街（2）巡る楽しみがある街（3）上質な買物環境のある街（4）独自の文化を育み発信する街 をまちづくりの柱とする。

理由

社会背景の変化を受け、吉祥寺の商業地としての地位の低下や街の性格の変化が生じている。能動的にまちづくりに取り組まなければ、この傾向はさらに進行すると考えられる。吉祥寺が今後とも高い地位を維持していくために、吉祥寺ならではの個性を活かした商業環境作りに取り組む必要があるため。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

計画の策定から7年が経過しており、「要となる駅の改良」、「まち全体に関連する緊急課題への対応」については着実な進捗を示してきた。今後は下記施策について重点的に進める。

○南口周辺の地区再編

- ・駅前広場整備
- ・周辺再開発等

○セントラル地区の更新

- ・ハモニカ横丁のまちづくり
- ・回遊の拠点となる広場整備
- ・必要な基盤整備（地下利用検討）

○地域全体が一丸となった継続的なまちの環境の維持・向上

- ・街並み形成
- ・緑化誘導
- ・適切な土地利用誘導
- ・イベント展開等

基礎情報	計画名称	武蔵境駅周辺地区　うるおい・ふれあい・にぎわい これからのまち　武蔵境　（リーフレット）
	所管部署	都市整備部 武蔵境開発事務所
	第四期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	12 武蔵境圏の都市基盤整備 P74
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	武蔵境駅周辺は、昭和54年に南口広場が完成し、それ以降北口を中心に昭和61年武3・3・23号線、平成2年市街地再開発事業の都市計画決定を行い順次整備を進めている。平成6年に都市計画決定されたJR中央線他連続立体交差事業を契機に、武蔵境圏の南北一体化と駅周辺整備を図るために平成8年に発足した「武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会」と連携し、21世紀に向けた整備構想をまとめたリーフレット（いま21世紀へーSAKAIー）を平成12年に作成した。平成21年12月に上下線の高架化が完了し、駅周辺の都市基盤整備を本格的に進められることから、整備事業内容、時期等を明確にするため、リーフレットのリニューアルを行った。
	現計画の策定期間	平成21年度
	現計画の対象期間	—

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	武蔵境開発事務所で、今までの経過を踏まえ今後の整備事業を平成21年度にまとめた。
	策定委員の構成	武蔵境開発事務所職員
	市民意見の反映方法	地域住民、商店主、地元企業、大学などで構成されている「武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会」の意見を反映して作成したリーフレット（いま21世紀へーSAKAIー）をベースにリニューアルした。

○武蔵境「まちづくり」のコンセプト

- うるおい → ・農地や屋敷林に恵まれた緑豊かな街なみ
・玉川上水や仙川など水辺空間を活かした街なみ
- ふれあい → ・駅圏には多くの大学が立地、若者・学生の街
・国際交流・地域間交流が活発な街
- にぎわい → ・交通結節点の機能を活用したにぎわいの創出
・鉄道高架下の有効活用と街の活性化

○武蔵境「まちづくり」の基本的な考え方

- ・高架化に伴う南北一体のまちづくりの実現
- ・側道整備に伴う地域間交流の拡大
- ・高架下の有効活用とまちの活性化
- ・良好な住環境の形成と商業地の育成
- ・防災機能の向上、緑と潤いのある環境形成

○関連主要事業の展開

①北口駅前広場（武3・3・23号線）の整備

広場内の公共交通動線に関する協議調整を実施し、広場整備を行う。

②駅舎連続施設（北側）の建設

JR駅舎建設に合わせ、北側駅舎連続施設の建設を行う。

③鉄道高架下の整備

市民意見を取り入れ作成した市案を基に、鉄道事業者と協議調整を行う。

④武蔵野プレイスの建設

地域の拠点として文化の創造と豊かな緑をコンセプトとして整備する。

⑤まちの活性化に関する市民活動への支援

市民レベルのふれあい、にぎわいの創出につながる活動を支援する。

⑥境南ふれあい広場公園の整備

地域の活性化や南北一体のまちづくりの核となる公園として整備する。

⑦仙川リメイク（仙川水辺環境整備計画）の推進

自然護岸の親水整備、仙川緑地等の公園緑地を整備する。

⑧都市計画道路の整備

武3・4・27、武3・4・24、武3・3・6の整備を進める。

⑨区画道路の整備

市道第291号線の整備を進める。

⑩都道の拡幅整備

都道123号線の整備を進める。

⑪側道の整備（武鉄中付1・2・3号）

環境配慮の観点での道路計画。景観整備路線として整備する。

計画名称	武蔵境駅周辺地区 うるおい・ふれあい・にぎわい これからのまち 武蔵境 （リーフレット）	計画期間	—	所管部署	都市整備部 武蔵境開発事務所
------	---	------	---	------	-------------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

JR中央線上り線の高架化に伴い市内の踏切が除却され、駅周辺の都市基盤整備が本格的に動き出すことから、基盤整備の方針と整備時期を明確にすること、及び基盤整備終了後のまちのイメージを表現することが必要とされていた。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

鉄道連続立体交差事業の効果（南北道路整備、高架下利用）と農水省跡地の利用計画を中心に、南北市街地の一体化、地域間交流のできる空間の創出、側道整備により創出される東西動線の活用、活気のある商業地づくり等を基本的な方針とした。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

- ・ JR中央線連続立体交差事業
- ・ 区画道路整備事業（西地区）
- ・ 都市計画道路事業（武3・3・23、武3・4・27）

基礎情報	計画名称	武蔵野市自転車等総合計画
	所管部署	都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P50
	根拠法等の有無及びその名称	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第7条
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市市民交通計画
	この計画が初めて策定された時期	武蔵野市自転車総合計画の基本方針（平成7年）
	計画策定の背景・目的	・「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」及び「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」に基づき、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため定めたものである。 ・自転車に係わる道路交通環境の整備や交通安全活動の推進等についても定め、自転車等の利用に関する現状と課題から、自転車環境の整備方針や安全利用の方策を総合的に示したものであり、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、連携して、放置自転車のないまちづくりを目指し、自転車の利便の促進に資することを目的とする。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成23年1月）
	現計画の対象期間	平成22年度～平成26年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	・市交通対策課による策定 ・平成22年度、武蔵野市自転車対策協議会への意見聴取を経て、武蔵野市自転車等総合計画（素案）を公表し、意見を募集した後、平成23年1月に策定した。
	策定委員の構成	＜自転車等駐車対策協議会＞ 市議会議員、学識経験者、行政機関 事業者・業界代表、市民代表、市職員
	市民意見の反映方法	平成22年12月1日から12月10日まで、パブリックコメントを実施し、3件の意見が寄せられた。

【基本理念】

自転車等利用者の高いモラル・マナーと受益者負担原則を背景に、
秩序ある駐輪を実現するとともに、だれもが安全かつ快適に利用できる
自転車環境の整備を推進する。

地域公共交通を重視し、自転車を適正にコントロールするため、
自転車等利用・施設整備・放置自転車対策の
3つの視点から具体的な施策を推進する。

自転車等利用に関する
方針

- ・ 関係主体の協働による推進
- ・ 安全利用講習会の開催と認定者優先制度の導入
- ・ 走行環境整備の推進
- ・ 有料駐輪場への一元化
- ・ 使用期間等の改善
- ・ 受益者負担（使用料）の見直し

施設整備に関する方針

- ・ 整備目標台数に向けた駐輪場の整備
- ・ 恒久的な駐輪場の確保
- ・ 駅前の交通輻輳を回避する駐輪場の配置計画
- ・ 駐輪場の整備・管理に民間等専門機関を活用
- ・ 原付駐車場整備エリアバランスへの配慮
- ・ 行政以外の主体による駐輪場整備の推進（付置義務、大規模開発等）

放置自転車対策に関する
方針

- ・ 放置自転車対策の強化
- ・ 駐輪場への誘導対策①
短時間無料制度の導入
- ・ 駐輪場への誘導対策②
駐輪場の有効活用
- ・ 共用自転車システムの継続
- ・ 放置自転車の再利用

計画名称	武蔵野市自転車等総合計画	計画期間	平成22年度～平成26年度	所管部署	都市整備部 交通対策課
------	--------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

自転車利用の範囲、利用経路や交通事故の状況、駅周辺の駐輪場の収容可能台数と停留台数、放置自転車台数などの現状を踏まえ、以下のような課題を認識した。

- ・自転車に関連する交通事故が多い
- ・自転車利用ルールの徹底・マナー向上
- ・有料駐輪場への一元化
- ・駐輪場の不足
- ・民間駐輪場整備への指導（附置義務、大規模開発時）
- ・民間駐輪場整備に対する助成制度の推進
- ・放置自転車対策の強化（商店会との連携強化）
- ・利用形態に合った駐輪場の運営への改善

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

自転車に関係する主体がそれぞれの役割と責務を果たし、連携して、放置のないまちづくりを目指し、自転車の利便の促進に資することを目的とする。

- ・自転車の利用に関すること
(安全利用講習会の開催、走行環境整備の推進など)
- ・施設整備に関すること
(整備目標台数に向けた駐輪場整備、恒久的な駐輪場確保、行政以外の主体による駐輪場整備の推進等)
- ・放置自転車対策に関すること
(放置自転車対策の強化、駐輪場への誘導対策（短時間無料制度、有効活用）等)

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・自転車の利用に関すること
安全利用講習会の開催、走行環境整備の推進などにより、自転車関連事故件数の減少を目指す
- ・施設整備に関すること
整備目標台数に向けた駐輪場整備、恒久的な駐輪場の確保、行政以外の主体による駐輪場整備の推進
- ・放置自転車対策に関すること
放置自転車対策の強化、駐輪場への誘導対策（短時間無料制度、有効活用）等

基礎情報	計画名称	第3次武蔵野市市民交通計画
	所管部署	都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P50
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成7年度
	計画策定の背景・目的	市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフトおよびハードの両面から指針及び施策体系を示すことを目的とする。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成23年3月）
	現計画の対象期間	平成23年度～平成32年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	市民や交通事業者等との協働の観点などから、市民、公共交通事業者、関係機関、学識経験者等で構成されている武蔵野市地域公共交通活性化協議会に、商業者、鉄道事業者を加えた「市民交通計画等分科会」を設置し、庁内組織である「市民交通計画推進委員」と相互に連携を図りながら計画案を検討し作成。
	策定委員の構成	市民交通計画等分科会：市民、公共交通事業者、関係機関、学識経験者等で構成されている武蔵野市地域公共交通活性化協議会に、商業者、鉄道事業者を加えた委員 市民交通計画推進委員会：関係部課長
	市民意見の反映方法	平成23年1月4日から1月21日まで、パブリックコメントを実施し、17件の意見が寄せられた。

I 序論

- 1 計画改定の背景及び趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の検討体制
- 5 計画の期間

II 武蔵野市における交通をとりまく現状

III 基本理念・基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針

IV 基本計画

- 1 歩行環境の整備
- 2 交通結節点
- 3 自転車交通
- 4 鉄道・バス・タクシー交通
- 5 ムーバス
- 6 福祉交通
- 7 自動車交通
- 8 道路の整備
- 9 交通安全計画

V 計画の推進・検討体制

VI 参考資料

- 1 市民交通計画等分科会の委員・開催概要
- 2 市民交通計画推進委員会の委員・開催概要
- 3 武蔵野市交通安全対策会議の委員・開催概要
- 4 第8次交通安全計画及び第3次市民交通計画の項目対照表
- 5 用語集

計画名称	第3次武蔵野市市民交通計画	計画期間	平成23年度～平成32年度	所管部署	都市整備部 交通対策課
------	---------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

人口・高齢化の動向、交通環境、東京都市圏パーソントリップ調査（H20年実施）等により、武蔵野市における交通をとりまく現状を認識した。

- (1) 10・20年前と比べ、外出する高齢者の割合は増加し、トリップ数も増加している。また、武蔵野市民の外出率およびトリップ数は近隣自治体の中で最も高い。
- (2) 鉄道駅への交通手段は徒歩・バス・自転車の割合が多い。
- (3) 10・20年前と比べ、鉄道とバスの割合が増え、自動車と二輪車が減少している。また、バスの分担率は東京都の全市区町村で首位となっている（H20年）。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ①楽しく抵抗感なく歩けるようにする
- ②歩行者・自転車・自動車の秩序ある共存を図る
- ③「人間優先の歩車共存」の考え方に基づいた歩行環境や道路の整備
- ④自転車の適正な利用の推進
- ⑤公共交通の利用促進による自動車からの転換促進
- ⑥J R 中央線高架化後、吉祥寺駅改修事業終了後の交通体系のあり方の検討
- ⑦市内全域におけるハード・ソフト両面のバリアフリーの実現
- ⑧交通安全の実現及び交通安全計画の策定

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- | | |
|--|---|
| <p>1 歩行環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バリアフリー対応型道路改修の推進 (2) 生活道路の整備 (3) 道路上の商品・看板等のはみ出しの解消 (4) 信号機および横断歩道の改善 (5) 電柱類の地中化等の推進 (6) ベンチ・休憩施設の整備 (7) ポケットパーク・接道部緑化の推進 (8) 楽しく歩ける道のネットワークの整備 (9) 交通安全施設の整備 (10) 分煙による快適・安全な歩行環境の確保 (11) 公共サインの整備 <p>2 自転車交通</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放置自転車の防止 (2) レンタサイクルの導入 (3) 自転車の安全な走行の確保 <p>3 鉄道・バス・タクシー交通</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 路線バスの利便性の向上 (2) バス・タクシー乗り場の改善 (3) バス降車場所の検討 (4) 路線バスの低公害化 | <p>4 ムーバス・レモンキャブ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ムーバスシステムの確立 (2) ムーバスのバリアフリー化、低公害化 (3) レモンキャブ等の拡充 <p>5 自動車交通</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 違法駐車防止 (2) 荷さばき車両対策の推進 (3) 公共交通機関への乗り換えの促進 <p>6 道路の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画道路等の整備の促進 (2) 交通渋滞緩和のための右折車線およびバスベイスの設置 (3) 環境に配慮した道路舗装 <p>7 市民との協働による計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通マナーの向上 (2) 自転車安全利用の推進 (3) 市民の協力体制の確立 |
|--|---|

基 礎 情 報	計画名称	第9次武蔵野市交通安全計画
	所管部署	都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	なし
	分野	なし
	該当施策名及び該当ページ	なし
	根拠法等の有無及びその名称	交通安全対策基本法 第26条
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第9次東京都交通安全計画
	この計画が初めて策定された時期	昭和46年
	計画策定の背景・目的	第9次武蔵野市交通安全計画は、第9次東京都交通安全計画に基づくとともに、武蔵野市の交通基本計画である「第3次武蔵野市市民交通計画」との整合性を図って一体化した。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成23年3月）
策 定 方 法	策定方法 (策定主体・期間等)	武蔵野市交通安全対策会議
	策定委員の構成	・武蔵野市長 ・三鷹労働基準監督署長 ・武蔵野警察署長 ・武蔵野市教育長 ・武蔵野消防署長
	市民意見の反映方法	本計画が統合されている「第3次武蔵野市市民交通計画」を策定する際、平成23年1月4日から1月21日までパブリックコメントを実施した。

現 計 画 の 中 身	施策の体系	【背景と施策の方向】 ①第9次武蔵野市交通安全計画の目標 ②交通安全施策の方向 (1) 道路交通環境の整備 ①道路等の整備 ②交通安全施設等の整備 ③安全・安心な生活道路の構築 ④渋滞対策 ⑤駐車施設の整備・拡充 ⑥公共交通機関への乗り換えの促進 ⑦その他の道路交通環境の整備 (2) 交通安全意識の普及及び徹底 ①段階的・体系的な交通安全教育の推進 ②地域における交通安全意識の高揚 ③交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化 (3) 道路交通秩序の維持 ①駐車秩序の維持 ②指導取締りの強化 (4) 安全運転と車両の安全確保 ①安全運転の確保 ②自転車の安全性の確保 (5) 救助・救急体制の整備 ①救助・救急体制の充実 ②救急医療体制の整備 (6) 被害者の支援 ①交通事故相談業務の充実 ②自動車損害賠償責任保険等の加入促進 (7) 災害に備えた道路交通環境の整備等 ①災害に強い交通施設等の整備 ②災害への備え等 ③災害発生時における交通規制と救助体制 ④大規模事故時等の交通安全の確保等
--	--------------	---

計画名称	第9次武蔵野市交通安全計画	計画期間	平成23年度～平成28年度	所管部署	都市整備部 交通対策課
------	---------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・市内の交通事故の発生件数、交通事故死者、負傷者数は平成14年度をピークとして、全体的には減少傾向にある。
- ・高齢者の交通事故件数も減少傾向にある。
- ・二輪車、自転車の事故も減少傾向であるが、自転車の事故が全事故件数に占める割合は、平成22年度で50.3パーセントと非常に高い。自転車は、環境にやさしく身近で便利な移動手段として多くの人々が活用しているが、自転車利用のマナーやルール遵守について問題視されており、自転車の安全利用の総合的な推進に努める必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

人命尊重の理念に立ち、各機関が連携、協力して各施策を着実に推進していくとともに、市民の交通安全に関する自助、共助の取組みを支援することにより交通事故が減少するよう努める。交通事故に関する死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指す。

また、今後、高齢化が急速に進展していく中、高齢者の事故減少を図ることには困難が伴うが、交通安全諸対策を推進することにより、「本市における高齢者の道路交通事故死者数ゼロ」を目指す。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・高齢者の交通安全の確保
- ・二輪車事故の防止
- ・自転車の安全利用の推進

基礎情報	計画名称		武蔵野市地域公共交通総合連携計画
	所管部署		都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無		なし
		分野	なし
		該当施策名及び該当ページ	なし
	根拠法等の有無及びその名称		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号） 道路運送法（昭和26年法律第183号）
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）		武蔵野市市民交通計画
	この計画が初めて策定された時期		平成22年 3 月
	計画策定の背景・目的		平成 7 (1995) 年、全国に先駆けて交通行政の体系的な計画である「武蔵野市市民交通計画」を策定し、この計画をもとに市内のバス交通空白（不便）地域の解消を目指したコミュニティバス「ムーバス」が運行され、広域幹線交通を担う路線バスサービスと合わせて、市民の移動を担ってきた。 しかし一方で、路線や系統の増大によるバス交通の分かりにくさや利用のしにくさ、交通渋滞による公共交通機関の遅延、鉄道駅への交通の集中や自転車交通なども依然問題となっている。また、今後の少子高齢化の進行を見据えた公共交通の役割や機能を位置付ける計画が必要であることから、「市民交通計画」の公共交通部門として「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」を策定することとした。
	現計画の策定期間		平成21年度（平成22年 3 月）
	現計画の対象期間		平成22年度～平成32年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：地域公共交通活性化協議会 （地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく、市民、学識経験者、交通管理者、行政等で組織） 策定期間：平成21年度（1 年間）
	策定委員の構成	一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー）及びその組織する団体、住民または利用者、関東運輸局職員、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、学識経験者、東京都職員、武蔵野商工会議所次長、武蔵野警察署交通課長、都市整備部長、健康福祉部長、武蔵野市会計管理者
	市民意見の反映方法	・市民委員等の参画 ・バス交通に関する市民アンケート調査（日常生活における外出行動調査） ・路線バス利用者アンケート調査

序 論

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の区域
- (4) 計画の位置付け

1 武蔵野市の公共交通の課題

- (1) 市内公共交通の共通の課題
- (2) 路線バス
- (3) ムーバス
- (4) タクシー
- (5) レモンキャブ・つながり

2 計画の基本方針

- (1) 計画の目標
- (2) 基本的な考え方
- (3) 「武蔵野市」方式の公共交通の取組み方針

3 事業の概要及び事業の実施主体

- (1) 「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす
- (2) 「信用・信頼され、好感を持たれる公共交通」をめざす
- (3) 「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす

4 参考資料

- (1) 武蔵野市の人口構成と将来人口
- (2) 市民の日常生活における外出行動
～バス交通に関する市民アンケート調査結果より～
- (3) ムーバス1～7号路線の検証
- (4) 昼間時間帯の路線バスの利用実態
～路線バス利用者アンケート調査結果より～
- (5) 吉祥寺地区におけるタクシーの状況
- (6) 交通事故の発生状況
- (7) 検討体制

計画名称	武蔵野市地域公共交通総合連携計画	計画期間	平成22年度～平成32年度	所管部署	都市整備部 交通対策課
------	------------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

武蔵野市は、全国でも有数の人口密度と吉祥寺という首都圏を代表する商業集積地を有する都市である。人やもの・情報が集まることによる便利さ・豊かさが生まれる一方、それらを楽しむための市民の移動手段や歩行環境の改善が課題となってきた。平成7(1995)年、全国に先駆けて交通行政の体系的な計画である「武蔵野市市民交通計画」を策定し、この計画をもとに市内のバス交通空白(不便)地域の解消を目指したコミュニティバス「ムーバス」が運行され、広域幹線交通を担う路線バスサービスと合わせて、市民の移動を担ってきた。

しかし一方で、路線や系統の増大によるバス交通の分かりにくさや利用のしにくさ、交通渋滞による公共交通機関の遅延、鉄道駅への交通の集中や自転車交通なども依然問題となっている。また、今後の少子高齢化の進行を見据えた公共交通の役割や機能を位置付ける計画が必要であることから、「市民交通計画」の公共交通部門として「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」を策定することとした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民交通計画の目標「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現」と6つの基本理念を公共交通部門で実現するために、次のような公共交通をめざすこととする。

- ①「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす
 - ・分かりやすさ — 初めて利用する人でも迷わないで乗れるようにする
 - ・利用しやすさ — 日常の外出(買物、通院、通勤・通学等)で気軽に利用できるようにする
- ②「信用・信頼され、好感を持たれる公共交通」をめざす(品質の保証)
 - ・正確で確実な公共交通サービスを提供する
 - ・安全・安心に貢献し、生活の一部として頼られる公共交通サービスを提供する
 - ・好感を持たれるような公共交通のイメージをつくる
- ③「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす
 - ・地球温暖化への影響が少ない公共交通の利用を開発・促進する
 - ・経済・社会的に継続(自立)できる仕組みをつくる
 - ・交通まちづくりとして公共交通を継続・発展させる

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ①「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす
 - ・タクシーの新しいサービスの開発 他
- ②「信用・信頼される公共交通」をめざす
 - ・バスロケーションシステムの設置推進
 - ・ムーバスの運行時間帯の統一の検討 他
- ③「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす
 - ・サイクル(パーク) & バスライド
 - ・J R 中央線高架化後、吉祥寺駅改修事業終了後のバス交通のあり方の検討 他

基礎情報	計画名称	武蔵野市第三次住宅マスタープラン（平成23～32年度）
	所管部署	都市整備部 住宅対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	6 住宅施策の総合的な取組み P54
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	東京都住宅マスタープラン
	この計画が初めて策定された時期	平成7年度
	計画策定の背景・目的	武蔵野市第二次住宅マスタープランの策定から約9年が経過し、平成22年度に計画期間が終了することから、これまでのマスタープランを継承しながら、武蔵野市の住宅事情の変化や新たな課題に対応した法制度の整備などの国の動向を的確に捉えて施策の再構築を図り、市民や事業者との連携と協働による住宅施策の推進を図る。
	現計画の策定期間	平成22年度（平成23年3月）
策定方法	現計画の対象期間	平成23年度～平成32年度
	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：第三次住宅マスタープラン策定委員会 策定期間：平成22年6月から平成23年2月まで（計6回開催）
	策定委員の構成	大学教授2名、東京都建築士事務所協会1名、東京都宅地建物取引業協会1名、武蔵野市老人クラブ連合会会長1名、福祉公社参事1名、公募市民2名（計8名）
策定方法	市民意見の反映方法	平成22年12月1日から21日まで、素案についてのパブリックコメントを実施した。

施策の体系

- 多様な世代・世帯に適応する住まいづくり
 - ◇高齢者や障害者の居住安定への支援
 - ①住み替え支援制度の創設
 - ②住宅の供給安定支援と入居支援の充実
 - ③住宅のユニバーサルデザイン化の促進
 - ◇ファミリー世帯の居住安定への支援
 - ①居住安定化に向けた支援
 - ②住み替え支援制度の創設（再掲）
 - ◇多様な共同居住の普及に向けた支援
 - ①多様な共同居住の普及に向けた取り組み
 - ◇重層的な居住のセーフティネットの構築
 - ①居住セーフティネットの構築
 - ②市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討
- 質の高い住まいと住環境づくり
 - ◇良質な民間住宅の供給誘導
 - ①質の高い住まいづくりの促進と情報提供の充実
 - ②まちづくり条例等による居住水準向上への指導
 - ③長期優良住宅の普及促進
 - ④住宅性能表示制度の普及促進
 - ◇集合住宅の質の確保と維持・管理、再生への支援
 - ①分譲マンションの維持・管理及び再生への支援
 - ②集合住宅への適切な指導
 - ③集合住宅の実態把握と情報の共有
 - ④集合住宅のコミュニティ形成に向けた支援
 - ◇良好な住環境の形成に向けた支援
 - ①住みたい街としての魅力発信
 - ②緑豊かな住環境の維持と創出
 - ③地域の特性に応じた住まい等のルールづくりへの支援
 - ④良好な居住環境形成に向けた対応
- 安全・安心な住まいづくり
 - ◇安全性の高い住まい・地域づくりに向けた支援
 - ①住宅の耐震化促進等による地域の安全性の向上
 - ②住宅の安全性の向上
 - ③防災性・防犯性の高い住環境づくりへの支援
 - ④災害などへの対策の推進
 - ◇住宅に必要な最低限の質の確保
 - ①違反建築や欠陥住宅の予防への取り組み
 - ◇健康に暮らせる住まいづくりへの支援
 - ①健康に暮らせる住まいづくりへの支援
- 環境に配慮した住まいづくり
 - ◇環境に配慮した住まいづくりへの支援
 - ①環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進
 - ②住宅の長期使用

計画名称	武蔵野市第三次住宅マスタープラン(平成23～32年度)	計画期間	平成23年度～平成32年度	所管部署	都市整備部 住宅対策課
------	-----------------------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

社会情勢や国及び都の住宅政策の方向性、住宅事情等を踏まえ、第二次住宅マスタープランの施策体系に基づき実施した主要な住宅施策とその実績を評価した。
多様な世帯・世代への適応、民間等との連携、市営住宅及び福祉型住宅の管理・運営、老朽化による建替えや大規模改修など再生への支援、防災性・防犯性の向上、環境への配慮等を課題としている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

良好な住環境を次世代に引き継ぎ、住みやすいまち、安心して住み続けることができるまちとして発展していくために、以下のとおり施策の展開を図る。

- ・まちづくりや福祉・医療等の関係分野との連携を強化し、総合的な住宅政策として展開する
- ・適切な住宅の確保などに対し、間接的な支援と誘導策を展開する
- ・地域の特性を踏まえ、良好な住環境を維持・形成する

以上の考え方にに基づき、「豊かな住環境の中で、支え合いながら、にこやかに暮らしていける 住生活の実現」を住宅施策の基本理念とした。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・住宅の耐震化促進への取り組み
- ・マンション等集合住宅への支援
- ・住宅情報の一元管理と情報提供体制の充実
- ・住み替え支援制度の創設
- ・市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討

基礎情報	計画名称	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画
	所管部署	都市整備部 住宅対策課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	6 住宅施策の総合的な取組み P54
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第三次住宅マスタープラン
	この計画が初めて策定された時期	平成25年度
	計画策定の背景・目的	武蔵野市では110戸の市営住宅（公営住宅・改良住宅）と181戸の福祉型住宅（公営住宅・非公営住宅）を管理している。 安全で快適な住まいを長きにわたり確保するため、適正な維持管理により既存の公営住宅等を有効に活用できる中長期的な維持管理計画を策定し、標準修繕周期に配慮した定期点検及び予防保全的な改善や修繕工事を実施することで、既存住宅の長寿命化を図る。 また、長寿命化により更新コストを削減することで財政負担を平準化し、ライフサイクルコストの削減を図ることを目的とする。
	現計画の策定期間	平成25年度
策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	市住宅対策課による策定
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	

■長寿命化に関する基本方針

- (1) 市営住宅の役割
- (2) ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針
- (3) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針
- (4) ストック活用手法の選定対象

■ストック活用手法の選定とストック活用計画

- (1) ストック活用手法の選定方法
- (2) 個別の住宅のストック活用手法の選定

■長寿命化を図るべき公営住宅

- (1) ストック活用別戸数
- (2) 事業化の検討

■長寿命化のための維持管理計画

- (1) 計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容
- (2) 長寿命化のための維持管理による効果
- (3) ストック活用計画

計画名称	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画	計画期間	平成25年度～平成34年度	所管部署	都市整備部 住宅対策課
------	-----------------	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

平成15年度に「武蔵野市市営住宅ストック総合活用計画」（2003～2012）を策定し、活用手法の選定結果で建替えとなった北町第一住宅及び西久保住宅について、平成19年度に北町第一住宅、平成21年度に桜堤住宅の新設と併せて西久保住宅の用途廃止を実施した。

また、関前住宅及び北町第二住宅は、すでに耐用年数の2分の1を経過しているが、ストック計画の2次判定結果より「改善」を選定し、各種改良工事を実施した。これらの住宅にはエレベーターやスロープはないが、昨今の財政状況から市営住宅維持管理費縮減が求められており、現状では対処療法型の修繕に頼らざるを得ない状況となっている。

今後、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な運営と更新コストの縮減を目指すため、予防保全的な維持管理を推進することにより住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げていくことが重要な課題となっている。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

- ・管理する公営住宅等の整備、管理データを住棟単位で整理する。
- ・市営住宅の定期点検及び予防保全的な維持管理を実施し、住棟単位の修繕履歴を整備する。
- ・借り上げ住宅において、共有部分の不具合が発見された場合は所有者へ報告する。また、所有者が計画的に維持管理を行っているかを定期的に確認する。

- ・予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・需要と将来に渡る費用対効果を見定めながら、適切な運営を実施する。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

- ・標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行う。
- ・浴室給湯設備及び台所給湯設備の設置により、居住性を向上する。（北町第二住宅、関前住宅）
- ・手摺りの設置により、バリアフリーへ対応する。（北町第二住宅）
- ・維持、改善のための改修工事を行い、長寿命化を図る。

基礎情報	計画名称	武蔵野市バリアフリー 道路特定事業計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P50
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」と記載）
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	武蔵野市バリアフリー基本構想
	この計画が初めて策定された時期	平成17年 1 月（交通バリアフリー法に基づく計画） 平成25年 3 月（バリアフリー新法に基づく計画）
	計画策定の背景・目的	平成 6 年に公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」、平成12年に駅を中心とした地域のバリアフリー施策の推進を目的として、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行された。 ハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取り組みを、より一体的・総合的なバリアフリー施策として推進するため、2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年12月に施行され、平成23年 4 月に同法に基づき武蔵野市バリアフリー基本構想が策定された。 本計画は武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき策定されており、移動等円滑化に向けた道路に関するバリアフリー整備に関する事業計画である。
	現計画の策定期間	平成24年度（平成25年 3 月）
	現計画の対象期間	平成24年度～平成32年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	道路管理者である東京都（北多摩南部建設事務所）及び武蔵野市で協議のうえ平成24年度に策定した。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	基本構想策定段階で行った「市民アンケート調査」、「障害者や高齢者の団体へのヒアリング」等の結果を反映した。

1. 道路特定事業計画の位置づけ

平成18年12月にバリアフリー新法が施行され、武蔵野市交通バリアフリー基本構想が目標年次を達成したことから、事業の評価や方針の見直しを実施し、平成23年4月に「武蔵野市バリアフリー基本構想」の改訂を行った。

武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画は、基本構想に基づき策定されており、移動等円滑化に向けた道路のバリアフリー整備に関する事業計画である。

2. 道路特定事業計画の目的

歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間を整備することにより、「歩いて楽しいまちづくり」を推進する。

3. バリアフリー整備の基本的な考え方（抜粋）

- ・3駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路を優先して整備。
- ・景観整備事業や狭あい道路拡幅整備事業等の事業実施に合わせてバリアフリー化を推進。
- ・「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例」を整備基準とし、可能な範囲で移動等円滑化を図る。等

4. 目標年次

平成32年を目標年次

前期を平成24～27年度、後期を平成28～32年度、平成33年度以降を展望期

5. バリアフリー整備のメニュー

①セミフラット化、②歩道幅員、③スムーズ横断歩道、④エスコートゾーン、⑤環境舗装、⑥狭小L形側溝、⑦電柱の共架・細径化、⑧視覚障害者誘導用ブロック、⑨案内標識、⑩ベンチ

6. 生活関連経路の整備内容

都道及び市道の各路線に関する事業内容及び実施予定期間を記載

計画名称	武蔵野市バリアフリー 道路特定事業計画	計画期間	平成24年度～平成32年度	所管部署	都市整備部 道路課
------	---------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現状認識：

道路に関するバリアフリー化基準である「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年4月1日施行）」に定める基準への適合。

(特定道路：義務、それ以外：努力義務)

課題認識：

抽出された生活関連経路の道路状況を調査した結果、上記基準を全て適合する整備が困難なため、計画対象期間中において実現可能な整備内容の検討が求められた。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ① 3 駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路を優先して整備する。
- ② 電線類地中化等を整備する「景観道路事業」、幅員 4 m 未満の道路拡幅を実施する「狭あい道路拡幅整備事業」、経年劣化に伴う「道路舗装改修事業」等と併せて、バリアフリー化を推進する。
- ③ 「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年4月1日施行）」を整備基準とし、可能な範囲で移動等円滑化を図る。 等

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

3 駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路における着実な整備の推進。

基礎情報	計画名称	景観整備路線事業計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P49
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成22年 2 月
	計画策定の背景・目的	本事業計画は、第五期長期計画に掲げる「調和のとれた都市景観の形成」、「バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」の実現に向け、美しい道路景観、歩いて楽しい道づくり、安全・安心なまちづくりを目的としている。 昭和51年度から吉祥寺駅周辺の再開発、昭和61年度から電線管理者による施工等により、駅周辺を中心に電線類地中化を推進。平成19年度に中町三丁目をモデル地区とした無電柱化の検討をした結果、面的整備ではなく、優先的に景観整備する路線を選定して事業化を実施した。平成20年度に、既に計画されていた路線も含め、「景観」「通行機能」「防災」の側面から事業効果の高い路線を絞り込み、事業手法や概算事業費を算出。平成21年度に、電線類地中化のほか、舗装のカラー化、街路樹や植樹帯、装飾街路灯等、優先的に景観整備する路線を計画的に整備する「景観整備路線事業計画」を策定した。
	現計画の策定期間	平成21年度（平成22年 2 月）
	現計画の対象期間	平成22年度～25年度（早期）、平成26年度以降（中長期）

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	道路課で策定。 平成20年度に、電線類地中化が可能な道路幅員等の物理的な条件より、市道83路線を抽出。景観の要素である 3 項目（自然的景観資源、生活文化景観資源、歴史的文化景観資源）と交通機能（交通バリアフリー、通学路）、防災機能（広域避難所、避難路）の計 5 つの側面から、事業効果の高い11路線を選定した。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

施策の体系

1 事業計画の位置づけ

景観、歩行、安全・安心の一層の向上を図るため、電線類地中化のほか、舗装のカラー化、街路樹や植樹帯、装飾街路灯の設置等、優先的に景観整備する路線を計画的に整備する。

2 事業計画の目的

- (1) 美しい道路景観を目指す
- (2) 歩いて楽しい道づくりを目指す
- (3) 安全・安心なまちづくりを目指す

3 基本的な考え方

市道のうち、「景観」「歩行」「安全・安心」という側面から優先的に景観整備する路線を景観整備優先路線として位置づけ、早期に事業着手が可能な路線を早期事業化路線とし、平成25年度完成を目途に事業化を図る。また、中長期にわたり用地買収を伴う路線や関係機関等と継続協議が必要な路線等を中長期事業化路線とし、概ね平成26年度以降に事業化を図る。

4 整備目標

・電線類地中化の目標

	現状（21年度末現在）	事業完成后
市道	整備延長 約7.4km	整備延長 約11.7km
	（地中化率6.0%）	（地中化率9.3%）
市内全体	整備延長 約12km	整備延長 約19km
	（地中化率4.6%）	（地中化率7.1%）

5 景観整備優先路線及び整備スケジュール

■景観整備優先路線（11路線：約4,300m）

(1) 早期事業化路線（約2,415m）

路線名	道路延長	年度別計画					
		22	23	24	25	26	27以降
①市道第2号線（末広通り）	約300m						
②市道第12号線（御殿山通り：むらさき橋以西）	約400m						
③市道第151号線（七井橋通り：南区間）	約80m						
④市道第308号線	約325m						
⑤武鉄中付1	約320m						
⑥武鉄中付2	約300m						
⑦武鉄中付3	約540m						
⑧都市計画道路3・4・27号線	約150m						

(2) 中長期事業化路線（約1,885m）

路線名	道路延長	年度別計画					
		22	23	24	25	26	27以降
②市道第12号線（御殿山通り：むらさき橋以東）	約430m						
③市道第151号線（七井橋通り：北区間）	約135m						
③市道第17号線（中央通り）	約970m						
④市道第129号線	約225m						
⑤市道第293号線	約125m						

計画名称	景観整備路線事業計画	計画期間	平成22年度～25年度 (早期)、平成26年度以 降(中長期)	所管部署	都市整備部 道路課
------	------------	------	---------------------------------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

●電線類地中化の課題

- ・電線類地中化は、イニシャルコストが高く全ての路線での実施は困難なため、事業効果の高い路線を選定する必要がある。
- ・電線類地中化は、電線共同溝方式を前提とするため、道路法上の道路（市道）での整備が前提となる。
- ・電線共同溝方式の実施にあたり、地上機器の設置位置の可否検討が必要となり、交通管理者、消防署、電線管理者との協議が必要である。また、沿道住民の協力も必要となる。

●その他景観整備の課題

- ・インターロッキングブロックや装飾街路灯等は、将来にわたる同一製品の供給体制に不安があるため、後年の維持管理が課題となる。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ・「景観」「歩行」「安全・安心」という側面から優先的に景観整備する路線を景観整備優先路線と位置づけ、早期に事業着手が可能な路線を早期事業化路線とし、平成25年度完成を目途に事業化を図る。また、中長期にわたり用地買収を伴う路線や関係機関等と継続協議が必要な路線等を中長期事業化路線とし、概ね平成26年度以降に事業化を図る。
- ・事業化の際には、事前に地域住民等に整備計画案を提示して意見を聞くなど、市民の意見や要望をできるかぎり整備計画に反映させることを基本に、市民参加及び市民との協働を図る。
- ・なお、事業化にあたっては、景気の動向や経済情勢の変化、長期的な人口構造の変化などが及ぼす影響を考慮し、中長期的な財政見通しとの整合を図ることを基本とする。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

都市計画道路事業については優先的に道路整備する必要がある。また、中長期事業化路線の事業化に向けた関係機関等との継続的な協議の実施が必要である。

基礎情報	計画名称	御殿山通り（武蔵野都市計画道路7・6・1号線）整備基本計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	4 道路ネットワークの整備 P51
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成17年度
	計画策定の背景・目的	御殿山通りは、その沿道に史跡指定された玉川上水が並行して流れ、かつ三鷹駅から井の頭公園へのアクセス動線でもあるため、玉川上水の緑豊かな景観に配慮した人に優しい道づくりが求められている。 また、沿道住民の意向を反映し愛着がもてる道づくりを進めていくために、「御殿山通り道づくり研究会」を設置し、ワークショップ形式により、地域住民と共に検討を進めてきた。 三鷹市側の道路整備状況等を踏まえるとともに、市民の意見や提案をできる限り反映させ、本整備計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成17年度（平成17年6月）
	現計画の対象期間	—

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体： 地域住民による「御殿山通り道づくり研究会」を組織 まちづくり推進課が計画を策定 策定期間： 平成13年度に地元事業説明会を開催～平成17年6月まで
	策定委員の構成	御殿山通り道づくり研究会（市民：30名）
	市民意見の反映方法	平成13年度 地元事業説明会 平成15年度 住民参加によるワークショップ（全5回） 平成17年4月 市基本計画案についてワークショップ参加者との意見交換会 平成17年5月 御殿山地域住民を対象に市基本計画案報告会

施策の体系

■御殿山通りの道づくり基本方針

- ①玉川上水の自然・文化を活かした道路景観の整備
 - ・玉川上水の景観を活かした道路景観づくり、電線類の地中化を推進する。
 - ・全区間の一体的整備にむけて、一方通行化を目指す。
- ②歩道空間の確保とバリアフリーによる歩行者主体の道路整備
 - ・安心して歩きやすい歩行空間を確保し、車道の速度抑制を図る。
 - ・バリアフリーに配慮した、段差の少ない歩道の整備を推進する。
- ③玉川上水の空間と沿道住宅地の調和のとれた一体的な空間づくり
 - ・素材や色彩等に配慮した道路整備を推進する。
 - ・人道橋の設置等、沿道と一体となった空間づくりを目指す。

■御殿山通りの整備イメージ

- ①車道整備について
 - ・緊急車両通行のため、5mの車道幅員を確保する。
 - ・車道線形は、フォルトによるスラローム形状とし、速度抑制を図る。
- ②歩道整備について
 - ・宅地側の歩道幅員は、最低3.5m、フォルト部は最大4.5mを確保。
 - ・歩道と車道の段差を5cm程度とし、バリアフリー化を図る。
- ③遊歩道整備について
 - ・遊歩道の幅員は、最低1.5m、フォルト部は最大2.5mを確保。
 - ・玉川上水の堤への影響を配慮し、歩道の高さを検討。
- ④玉川上水側整備につて
 - ・人道橋設置に向けて基本計画に位置づけ目的等を整理し、関係機関との協議を進める。
- ⑤電線類の地中化について
 - ・拡幅区間（みたか橋～むらさき橋）は、電線類の地中化を図る。
 - ・改良区間（むらさき橋～万助橋）は、相互通行のままでは整備が困難なため、将来的に一方通行化を実現した段階で実施予定。

■改良区間の段階整備と暫定計画

- ①街路灯の改良
 - ・拡幅区間については、13本の水銀灯の照度アップ
 - ・改良区間については、14本のハイウェイ灯に歩道用街路灯を設置（共架）する。
- ②歩道舗装の統一とスムーズ化
 - ・拡幅区間の歩道舗装との調和を図り、三鷹駅から井の頭公園までの歩行動線の一貫性や景観の統一を図る。
 - ・人にやさしい道づくりをめざし歩道のスムーズ化を検討し、可能な部分については歩行動線上の段差を無くす。
 - ・井の頭自然文化園の協力などによる相互通行のままでの、改良区間の改善整備方策について研究する。
- ③駐車違反对策
 - ・改良区間の駐車違反については、注意看板等による啓発活動を進めているが、交通管理者とも相談しながら、さらに可能な対策について検討する。

計画名称	御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画	計画期間	—	所管部署	都市整備部 道路課
------	-------------------------------	------	---	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 沿道状況
 - ・みたか橋からむらさき橋の区間は通過交通の速度が速く、歩車分離されておらず、電柱が張り出しているため歩行者にとって歩きにくく、危険な道となっている。
 - ・対象区間の玉川上水側には歩道がなく、歩行者の安全確保ができていない。また、玉川上水側に大型トラックなどの違法駐車が多々見られ、交通の阻害となっている。
- 2 玉川上水
 - ・玉川上水には昔の武蔵野の風景を偲ばせる自然が残されている。
 - ・玉川上水は現況地盤高から水面までの高さが3m程度あり、また玉川上水用地内に樹木が繁茂していることから、上水に近づかないと水面が意識できない状況となっている。
- 3 ワークショップによる市民意見
 - ・平成14年度から15年度にかけておこなわれた沿道住民によるワークショップにおいて、車の走行速度の抑制、歩道のバリアフリー化、玉川上水側への歩道の設置、人道橋の設置、電線類の地中化等の意見が寄せられた。
- 4 交通量調査
 - ・対象区間において歩行者、自転車、自動車の通行量を調査した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

上記の現状や課題を踏まえ、「武蔵野市らしさ」、「歩行者にやさしい」、「まちづくりへの配慮」を理念とし、3つの基本方針を定めた。

- 1 玉川上水の自然・文化を活かした道路景観の整備
 - ・玉川上水の景観を活かした道路景観づくりと、電線類の地中化を進める。
 - ・全区間の一体的整備にむけて、一方通行化を目指す。
- 2 歩道空間の確保とバリアフリーによる歩行者主体の道路整備
 - ・安心して歩行できる歩道空間を確保し、車道の速度抑制を図る。
 - ・バリアフリーに配慮した段差の少ない歩道の整備を進める。
- 3 玉川上水の空間と沿道住宅地の調和のとれた一体的な空間づくり
 - ・素材や色彩等に配慮した道路整備を進める。
 - ・人道橋の設置など沿道と一体となった空間づくりを目指す。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・拡幅区間については、早期に用地買収を完了し、電線類の地中化、スラローム形状の車道整備、遊歩道の設置を行い、玉川上水の景観に配慮した歩行者に優しい快適な道路整備を図る。
- ・人道橋設置に向けて、必要性等の設置目的を整理し、文化庁等の関係機関との協議を進める。

基礎情報	計画名称	武蔵野市下水道総合計画
	所管部署	環境部 下水道課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P53～54
	根拠法等の有無及びその名称	東京湾流域別下水道整備総合計画（関東地方整備局）
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（東京都）
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	昭和27年に事業着手し、昭和40年代に集中的に整備した本市の下水道施設は老朽化が進んでおり、まもなく更新時期を迎える状況にある。また局所的豪雨による都市型浸水や地震による被害の危険性も増大している。 一方で、地下水涵養による湧水復活など望ましい水環境の保全・創出を行っており、今日の下水道に求められる役割が多様化している。 このような多様な課題の解決に向けて、限られた財源の中で着実な対応を行い、継続的にサービスを提供していくために、下水道全体を総合的に捉えて、重点的かつ計画的に事業を推進するため計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成25年度（平成26年3月）
	現計画の対象期間	平成26年度～平成45年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	【当初下水道総合計画】 策定主体：庁内（武蔵野市下水道総合計画策定委員会） 策定期間：平成19年10月から平成21年3月まで（6回開催） 【下水道総合計画（2014）】 策定主体：庁内（下水道課） ※下水道事業の課題整理及び下水道経営の在り方については、下水道事業検討委員会で検討。 策定期間：平成25年5月から平成26年3月まで ※下水道事業検討会：平成25年6月から平成25年9月（4回開催）
	策定委員の構成	【当初下水道総合計画】 都市整備部長・防災課長・環境対策課長・まちづくり推進課長・建築指導課長・緑化環境センター所長・道路課長・下水道課長 【下水道総合計画（2014）】 下水道事業検討会（専門家4人、総合政策部長、財務部長、環境部長）
	市民意見の反映方法	【当初下水道総合計画】 ①パブリックコメントを実施した（10人から21件のコメントがありました） 【下水道総合計画（2014）】 — 改定内容については、事業計画の進捗状況、下水道長寿命化計画の策定等による事業計画の一部変更や使用料収入の伸び悩み等、当初計画との差異について見直しを図ったものである。一部の新規事業はあるものの基本的に当初計画を踏襲しているため、パブリックコメント等は実施していない。

第1章 下水道の現状と課題

- | | |
|--------------|---|
| 1 施設整備の現状と課題 | 1) 汚水処理の現状
2) 改築更新
3) 浸水対策
4) 地震対策
5) 合流式下水道改善
6) 臭気対策
7) 水循環の再構築 |
| 2 維持管理の現状と課題 | 1) 維持管理の現状 |
| 3 財政の現状と課題 | 1) 財政の現状
2) 今後の課題 |

第2章 下水道の基本方針

- | | |
|------------|---|
| 1 下水道の基本理念 | 次世代へつなぐ、暮らし支える下水道 |
| 2 下水道の基本方針 | 1) 安全で快適なまちづくり
2) 良好な環境への貢献
3) 持続的な下水道経営
4) 市民とのパートナーシップ |

第3章 安全で快適なまちづくり

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 下水道計画の推進 | 第二次計画未対応施設の整備の推進 |
| 2 下水道の再構築 | 年間事業費の平準化し、安定的に再構築事業を推進する |
| 3 浸水対策 | すべての市内小中学校校庭に貯留浸透施設を設置する |
| 4 下水道の耐震化 | 主要マンホール管接合部の耐震化を完了する |

第4章 良好な環境への貢献

- | | |
|-------------|---|
| 1 流域の水環境改善 | 野川水再生センター供用開始に合わせ、流域幹線への接続を完了する |
| 2 合流式下水道の改善 | 1) 雨水浸透施設設置のさらなる促進
2) 雨天時放流水の監視強化 |
| 3 下水道臭気対策 | 平成30年度までに下水道臭気対策を完了する |
| 4 水環境の保全・創出 | 水循環系をかつて井の頭池が湧水で満たされていた昭和20年代の水環境に戻すため、雨水浸透施設の設置を推進し、流出係数0.40を目指す |

第5章 持続的な下水道経営

- | | |
|--------------|---|
| 1 下水道の適正管理 | 1) 予防保全型維持管理について
2) その他の維持管理 |
| 2 下水道の財政見通し | 1) 歳入・歳出額の見通し
2) 建設費の見通し
3) 維持管理費の見通し
4) 市債償還費の見通し |
| 3 下水道の経営基盤強化 | 1) 下水道使用料について
2) 下水道経営のあり方
3) 効果的な下水道経営の促進 |

第6章 市民とのパートナーシップ

1 パートナーシップ構築のための取り組み

- 1) 浸水対策、水環境の保全・創出における取組
- 2) 合流式下水道の改善における取組
- 3) 下水道臭気対策における取組
- 4) その他の取組（「水の学校」の創設）

第7章 事業計画

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

当初の下水道総合計画から5年が経過し、平成23年度の下水道長寿命化計画の策定等により事業計画の一部が変更されたこと、社会経済情勢の変化等を起因とする有収水量の減少に伴い、使用料収入が伸び悩むなど、当初計画での想定と差異が生じている状況、及び当初計画の短期計画期間（平成21年度～平成25年度）の終了を受け、これまでの実績と広域的な上位計画との整合を図りながら下水道総合計画の見直しを行った。

- ・新規事業の追加（①石神井川雨水幹線整備②北町保育園雨水貯留施設③区部流入増補管渠整備④流域建設負担金（野川水再生センター）⑤森ヶ崎幹線接続管渠整備（第1期）

- ・下水道再構築計画の見直し

（下水道長寿命化計画（平成23年度策定）に基づき「下水道再構築計画」を見直した。）

従来の改築方法から管渠の長寿命化対策、予防保全型の維持管理へ転換することにより、各年毎の改築事業量の平準化及び事業費の縮減を図った。

- ・水環境の保全、創出を位置づけた。

都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、ほとんどが下水道に流入し、また市内の9割が合流式下水道で整備されていることから、集中豪雨による都市型水害に対するリスクが増大している。こうした中、雨水浸透による地下水涵養を高め、水をゆっくり流し、潤いのある環境を実現するためには、水環境の改善が必要であると認識し、雨水の浸透機能強化及び利活用を、広く市民の理解を得ながら推進していくことが、良好な水環境を創出していくことと考えた。

計画名称	武蔵野市下水道総合計画	計画期間	平成26年度～平成45年度	所管部署	環境部 下水道課
------	-------------	------	---------------	------	----------

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

当初の下水道計画の短期計画（平成21～25年度）に位置付けられていた、合流式下水道の改善や善福寺排水区の小中学校12校への雨水貯留浸透施設の設置については、事業完了している。

平成25年度に、計画の見直しを図り、武蔵野市下水道総合計画（2014）に改訂した。

下水道事業計画では、短期（5年）中期（10年）長期（20年）の各期間において重要な事業の実施について位置づけている。

短期計画としては、石神井川雨水幹線整備、管渠の再構築、第二処理区の小中学校への雨水貯留浸透施設の設置等の浸水対策、マンホールの耐震化などが挙げられる。

中期計画としては、管渠の再構築、第三処理区の小中学校への雨水貯留浸透施設の設置、市内3箇所のポンプ所の施設整備などが。

長期計画としては善福寺川雨水放流幹線の整備、管渠の再構築、上位計画の流総計画に基づく、（仮称）野川水再生センターの供用開始に伴い発生する流域建設負担金（野川水再生センター）、汚水の送水先変更に伴う野川流域及び森ヶ崎等の接続管の整備が挙げられている。

また、これらについては、本市の上位計画である長期計画及び調整計画に最新の事業スケジュールと事業費を反映させるために、4年ごとの見直しを行っていく。

基礎情報	計画名称	浸水対策計画
	所管部署	環境部 下水道課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P53～54
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成19年度
	計画策定の背景・目的	平成17年9月4日に関東地域を襲った集中豪雨は、武蔵野市で過去に例の無い時間雨量95.5mmを記録し、この大雨により吉祥寺北町をはじめ、市内各所で床上・床下・地下浸水、道路冠水、マンホールからの逆流、車両浸水などの被害が発生した。また、平成17年以前にも、平成15年、平成16年と続けて浸水被害が頻発している。 これまで、武蔵野市は1時間当たり50mmまでの雨量を処理できるように下水道を計画し、整備を進めてきたが、都市化の進展にともなって道路や宅地等の開発が進み、コンクリートやアスファルト舗装などの不透透域が拡大している状況であるため、緊急かつ効率的に浸水被害の軽減を図る施策の展開が必要となり、本計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成19年度
	現計画の対象期間	平成19年度～平成26年度

策定方法	策定方法（策定主体・期間等）	策定主体：庁内
	策定委員の構成	浸水対策プロジェクト構成委員（庁内の関係部署） 下水道課・道路課・防災課・施設課・まちづくり推進課・緑化環境センター・教育企画課
	市民意見の反映方法	プロジェクト策定段階で、浸水被害の大きい、北町地区の住民代表者との意見交換会を行った。

現 計 画 の 中 身	施策の体系	主な施策		
		区分		施策
		公助	ハード対策	下水道管理者
				・学校校庭に雨水浸透貯留施設の整備 貯留量 6,45 m³ ・汚水逆流防止弁の設置 250箇所 ・貯留施設の整備4,500m²
			下水道管理者以外	・透水性舗装の整備(道路課) 面積 2,400 m² ・公園下の雨水浸透貯留施設の整備(緑化環境センター) ・車の避難場所確保
		ソフト対策	下水道管理者	・水位情報の提供 ・水位監視装置の設置 ・各戸貯留浸透施設への補助 (武蔵野市雨水浸透施設助成金交付要綱)
			下水道管理者以外	・浸水予想図の作成(防災課) ・防災無線による警報発令の周知(防災課) ・水防支援職員体制の整備(防災課) ・主要地域への土のうの配置(防災課)
		自助	ハード対策	・各戸土のうの設置 ・各戸貯留施設の設置
		ソフト対策		・浸水地域の水防訓練(防災課、消防署) ・各種水防工法の講習(防災課、消防署)

計画名称	浸水対策計画	計画期間	平成19年度～平成26年度	所管部署	環境部 下水道課
------	--------	------	---------------	------	----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本市は、ほぼ全域を武蔵野台地が占め、総体的に平坦で標高50m～65mで西から東に緩やかな勾配で傾斜しているが、周囲より地盤高が低くなっているくぼ地が市内の各所に存在している。特に善福寺川排水区内で最も浸水被害が多く発生している北町1～2丁目地区は、善福寺幹線が占用する五日市街道や女子大通りより地盤が低く、すり鉢状の地形の最低地部に位置している。他の排水区から地表面を流下して雨水が集水し易い状況にあり、浸水被害が頻発する地理的条件となっている。

また、地球温暖化・ヒートアイランド現象により、突発的に局地的な集中豪雨が多発している。平成15年、平成16年と続けて浸水被害があり、平成17年9月4日に関東地域を襲った集中豪雨は、武蔵野市で過去に例の無い時間雨量95.5mmを記録した。これまで、武蔵野市は1時間当り50mmまでの雨量を処理できるように下水道を計画し、整備を進めてきたが、都市化の進展にともなって道路や宅地等の開発が進み、コンクリートやアスファルト舗装などの不透透域が拡大している状況である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

1. 生命の保護の観点 : 地下施設への浸水と家屋の床上浸水を防止する。
2. 都市機能の確保の観点 : 対象地区内の幹線道路については、緊急時の車両交通における支障を考慮する。
浸水常襲地区となる北町保育園付近等では、最大浸水深1.5mからの軽減を図り、浸水深を床下以下に軽減させるものとする。
3. 個人財産の保護の観点 : 家屋の床上浸水を防止する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

被害の多発した善福寺川排水区を重点的地区とし、貯留浸透施設の整備を行う。

整備内容

貯留浸透施設の整備

平成18年度 第四小学校(500m³)

平成19年度 井の頭小学校(500m³) 第四中学校(600m³)

平成20年度 大野田小学校(450m³) 関前南小学校(500m³) 本宿小学校(500m³)

平成21年度 第三中学校(600m³) 第五中学校(800m³)

平成22年度 第五小学校(500m³)

平成23年度 第一小学校(500m³)

平成24年度 第三小学校(500m³)

平成25年度 第一中学校(600m³)

平成25～平成26年度 北町保育園(4,500m³) ※雨水貯留施設

基礎情報	計画名称	合流式下水道改善計画
	所管部署	環境部 下水道課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P53～54
	根拠法等の有無及びその名称	下水道法 第8条 施行令第5条の5
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成16年度
	計画策定の背景・目的	本市の大半で採用している合流式下水道は、汚水と雨水の排除を同時に進められる反面、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、処理施設の能力を超えた下水が、未処理のまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう。また、ゴミ等の浮遊物も同様に放出するため、本市の下流域に対して、景観の悪化や公衆衛生上の観点での悪影響を与えている。 これらの課題を解決するため、以下の目標を設定し整備を行う。 1. 汚濁負荷量の削減⇒合流式下水道の年間放流汚濁負荷量を分流式並みに削減する。 2. 公衆衛生上の安全確保⇒雨水吐口からの年間未処理放流回数の半減。 3. きょう雑物の削除⇒雨水吐口からのきょう雑物の流出の防止
	現計画の策定期間	平成24年度
	現計画の対象期間	平成16年度～平成25年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	平成16年度に合流式下水道改善計画を策定した。また、策定主体は下水道課であり、平成17年1月19日にアドバイザー会議として、「武蔵野市環境市民会議」の委員への意見聴取を行った。
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	アドバイザー会議(武蔵野市環境市民会議)

現計画の中身	施策の体系	合流式下水道の改善 1) 雨水吐口からのゴミ等の流出抑制 2) 合流改善計画の見直し 3) 貯留槽の整備 4) モニタリングの実施 5) 浸透施設の整備(他事業との連携)
--------	--------------	--

計画名称	合流式下水道改善計画	計画期間	平成16年度～平成25年度	所管部署	環境部 下水道課
------	------------	------	---------------	------	----------

現状と課題の認識

（本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか）

合流式下水道改善対策は、平成25年度までに、分流式下水道並みに汚濁負荷を削減することが法律で定められているため、短期的に集中する事業費を確保するとともに、効率的に合流改善対策を進める必要がある。

基本方針・考え方

（上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由）

〈良好な環境への貢献〉

- ・ 広域的な汚水処理と合流式下水道の改善によって、良好な水環境の改善に貢献する。
- ・ 臭気や雨水浸透に関し、地域と一体となった取り組みにより、良好な都市環境の保全・創出に貢献する。

重点的な施策・事業

（特に優先して取り組むべき施策・事業について）

合流式下水道改善対策は、平成25年度までの法的期限があるため、短期的な優先事業であるが、特に、河川の環境改善、工事による周辺住民への影響等、貯留施設の設置（東町一丁目・東町ポンプ場跡地、神田川排水区）は優先的に実施することが必要である。

基礎情報	計画名称	公共下水道耐震計画
	所管部署	環境部 下水道課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P53～54
	根拠法等の有無及びその名称	下水道施設の耐震基準
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成17年度（耐震化施工：平成17年度～平成21年度）
	計画策定の背景・目的	平成7年に発生した兵庫県南部地震は、それまでに想定していた地震動の基準をはるかに超えるもので、既存の下水道施設に甚大な被害をもたらしたことから、これを受けて、平成9年に下水道施設の耐震基準が改定され、既存の管路施設においても重要な幹線等については、兵庫県南部地震クラスに相当するレベル2地震動に対する耐震性能を照査し、必要に応じて適切な補強を行うことが求められるようになった。 当初の耐震計画の考え方は、本市の下水道普及率は100%で、これらのほぼすべてが改定以前の耐震基準で計画されたものであることから、既存の管路施設の中から重要な管路施設を選定し、耐震化検討を行ったものである。耐震化の施工は、平成17～21年度で実施しているが、当時の工法では施工困難な箇所について、新たに耐震化計画を策定し耐震化を行うものである。
	現計画の策定期間	平成23年度
	現計画の対象期間	平成24年度～平成26年度

策定方法	策定方法（策定主体・期間等）	策定主体：庁内
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

現計画の中身	施策の体系 〈緊急度の考え方〉 兵庫県南部地震による下水道施設の被害状況をみると、小口径の管路の被害率が高いことより、直接管路内に入っての速やかな点検や復旧作業ができない内径800mm未満の管路は緊急度が高い施設に位置付け、内径800mm以上の管路は緊急度が低い施設に位置付ける。 〈重要度の考え方〉 新潟県中越地震において、水洗トイレが使用できなくなるといった状況が、避難所で生活する住民に多大なストレスを与えて深刻な問題となったことにより、重要な管路施設の選定条件のうち、防災拠点から排水を受ける管路は重要度が高い施設に位置付け、その他の選定条件との重複度や耐震化の必要度を総合的に評価して整備優先度を決定する。 また、大口径の管路についても重要度の高いものは、平成17年度より行う幹線調査での劣化度を含めて耐震化検討を行い、改修計画を策定した上で順次整備を行っていくものとする。 〈耐震整備の考え方〉 重要な管路施設は、交通量の多い道路下に埋設されている場合が多いことより、耐震化整備は、施工性や経済性の面より非開削技術による対策工法が有効であるものと考え、これを積極的に利用する。
--------	--

計画名称	公共下水道耐震計画	計画期間	平成24年度～平成26年度	所管部署	環境部 下水道課
------	-----------	------	---------------	------	----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・本市の管路施設は、そのほとんどが古くに布設された鉄筋コンクリート管のため、人孔と本管の接合部は半剛結の状態で、柔軟な構造になっていない。
- ・兵庫県南部地震における被害報告書では、人孔と本管の接合部にクラックや破損等が多く発生し下水道機能が損なわれたことから、接合部を可能な限りフレキシブルな構造とすることを実施した。
- ・平成17年度～21年度で、総延長約23 k m間にある859箇所のマンホールの接続部のうち、673箇所の耐震化を実施した。
- ・平成17年度～21年度の間で、特殊な形状等（異形人孔や現場打ち）により、耐震化できなかった箇所について、新たに開発された工法を活用し、残りのマンホールの接続部の耐震化を平成24～平成26年度の3カ年で実施する。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- 〈耐震化整備の方針〉
- ・下水道施設の現状と課題を踏まえ、整備期間を短期及び長期に区分し、緊急度及び重要度の高い施設から順次耐震化整備を行っていくものとする。
 - ・重要度の高い管路については、人孔と本管の接合部を可撓性にする対策を積極的に実施していく必要がある。
 - ・幹線についての詳細な調査を行い、内面補強等による管本体の耐震性強化を検討していく必要がある。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・平成17年度から5カ年計画で、内径800mm未満の重要路線のマンホールと本管の接続部をフレキシブルな構造とする耐震化を実施した。
- ・平成23年3月11日の東日本大震災の被害を踏まえ、当初計画では特殊な形状等、技術的に耐震化できなかった接続箇所を平成23年度に耐震化計画に位置付け、新たに開発された工法を活用し、平成24～26年度で耐震化を実施する。

基礎情報	計画名称	第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 (平成25～28年度)
	所管部署	総合政策部 企画調整課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 p. 59 60 2 市民視点に立ったサービスの提供 p. 60 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり p. 60 61 4 公共施設の再配置・私有財産の有効活用 p. 61 5 社会の変化に対応していく行財政運営 p. 62 63 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 p. 63 64
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第五期長期計画
	この計画が初めて策定された時期	平成24年度
	計画策定の背景・目的	我が国においては、急激な少子高齢化による人口減少や人口構成の変化が起きており、従来のように市場が拡大していくことを前提にした社会システムは機能しなくなっている。長期的視点に立てば、増加の一途が予測される社会保障費や今後20年間で1,600億円の事業費を見込む都市基盤・公共施設の更新を控えており、時間の経過とともに市の財政は厳しさを増していくことが想定される。 第五期長期計画における各施策を着実に推進していくため、そして持続可能な市政運営を実現していくためには、長期的視点を持ち、財政状況が真に厳しさを増してくるまでの間に、財政基盤をさらに強固なものとしていくとともに、定常型社会に適応した行財政運営への変革が求められている。
	現計画の策定期間	平成24年度（平成24年9月）
	現計画の対象期間	平成25年度～平成28年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体：行財政改革推進本部（本庁）
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

現 計 画 の 中 身	施策の体系	1 背景 2 課題 (1)公共サービスの拡大と担う主体の多様化 (2)財政硬直化の進行 (3)資源配分とサービス水準の固定化 (4)費用対効果の最大化 3 第四次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け 4 基本方針 (1)行政が担うべき役割の明確化 (2)長期的視点に立った財政規律の維持 (3)政策再編による資源配分の全体最適化 (4)効率的・効果的な行政運営の推進 5 行財政改革基本方針と実施項目の体系図
----------------------------	-------	--

計画名称	第四次武蔵野市行財政改革を推進 するための基本方針 (平成25～28年度)	計画期間	平成25年度～平成28年度	所管部署	総合政策部 企画調整課
------	---	------	---------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 「公共サービスの拡大と担う主体の多様化」 今後、拡大・多様化する公共課題に対応していくためには、行政を含む多様な主体が互いに尊重し補い合いながら、それぞれの役割を担っていく必要がある。
- (2) 「財政硬直化の進行」 本市における経常収支比率は90%に達しようとしており、財政の弾力性が弱まってきている。今後の都市基盤・公共施設の更新も見据え、これから生じる新たな課題に備える必要がある。
- (3) 「資源配分とサービス水準の固定化」 新たな長期計画を推進していくという視点に立って市政全体をとらえると、経常的に行われている政策への資源配分の固定化という課題が生じている。今後も新たな行政需要に応えることができるよう、適正な行政サービス水準を検討し最適な資源配分を行うことで、本市の特性にあった政策の財源を生み出していく必要がある。
- (4) 「費用対効果の最大化」 他市と比較して本市の職員数は未だ多く、民間委託を進めたことも要因となって物件費は増加傾向にある。また財政援助出資団体の数は突出して多い状況にある。これまでと同様の事業実施手法では新たな公共課題への対応は困難であり、行政サービスの提供においてさらなる効率化を図る必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- (1) 「行政が担うべき役割の明確化」 市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動社会全体での公共サービスの量的拡大と質的向上を図っていく。
- (2) 「長期的視点に立った財政規律の維持」 常に既存事業の必要性や活用等による歳入確保を行い、しっかりと長期的な視点で財政規律を維持していく。
- (3) 「政策再編による資源配分の全体最適化」 総合的な視点で既存事業の有効性とサービス水準を見直すとともに、それに代わる本市の特性を踏まえた新たな事業を生み出していくという政策の再編を行い、資源配分の全体最適化を図っていく。
- (4) 「効率的・効果的な行政運営の推進」 組織のスリム化や、業務の標準化や外部化によって業務の効率化を図るとともに、常に新しい課題に誠実かつ果敢に取り組んでいく人材育成により、効率的・効果的な行政運営を推進していく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

本基本方針を受けて策定された「武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成25～28年度）」のとおり。

基礎情報	計画名称	武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成25～28年度）
	所管部署	総合政策部 企画調整課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 p. 59 60 2 市民視点に立ったサービスの提供 p. 60 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり p. 60 61 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用 p. 61 5 社会の変化に対応していく行財政運営 p. 62 63 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 p. 63 64
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
	この計画が初めて策定された時期	平成24年度
	計画策定の背景・目的	今後4年間の行財政分野の施策を推進していくための方針として「第四次行財政改革を推進するための基本方針（平成25～28年度）」を平成24年9月に策定した。 本アクションプランは、この方針において示された4つの基本方針に基づき、第五期長期計画行財政分野の施策を推進していくための具体的な取り組みである。 これらの取り組みを着実に推進し、第五期長期計画が目指している「次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市」を実現していくことが目的である。
	現計画の策定期間	平成24年度（平成24年12月）
策定方法	現計画の対象期間	平成25年度～28年度
	策定方法 （策定主体・期間等）	策定主体：行財政改革推進本部（本庁）
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

現 計 画 の 中 身	施策の体系	1 市政運営の基盤構築 (1) 市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化 (2) 多様な市民参加の促進 (3) 地方分権改革への対応 (4) 積極的な投票参加の促進 2 積極的な情報提供と広聴の充実 (1) 市民視点に立った市政情報の提供 (2) 適切な個人情報保護と必要な情報の共有化 (3) 公共サービスの一覧性の向上 (4) 広聴の充実と広報との連携 (5) 監査機能の充実・強化 3 多様な主体間における連携と協働の推進 (1) 主体間の柔軟なネットワークを構築するための環境整備 (2) 市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援 4 財政援助出資団体の見直し (1) 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し (2) 財政援助出資団体における経営改革等の推進 (3) 指定管理者制度の効果的な活用 5 公共施設の再編・私有財産の有効活用 (1) 「公共施設配置の基本的な方針」に基づく公共施設の再編 (2) 公共施設の総合的・計画的整備（ファシリティマネジメント） (3) 未・低利用財産の有効活用 6 健全な財政運営の維持 (1) 新たな複式簿記会計の導入 (2) 財政運営ガイドラインの設定 (3) 入札及び契約制度の見直し (4) 歳入の確保 (5) 受益者負担の適正化 7 効率的・効果的なサービスの推進 (1) 業務の外部化の推進 (2) 一体的なサービス提供へ向けた政策の再編 (3) 施設維持管理の効率化 (4) 業務の効率化 (5) サービスの拡大 (6) 近隣自治体との広域連携の推進 8 組織マネジメント (1) 行政課題に対応した組織の見直し (2) 組織マネジメントの強化 (3) 職員定数の見直し (4) リスクマネジメントの強化 9 人材マネジメント (1) チャレンジする人材の育成 (2) 組織力を高める人事制度の確立 (3) 職員の活力を引き出す組織運営 (4) 臨時・非常勤職員の役割の明確化
--	--------------	---

計画名称	武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成25～28年度)	計画期間	平成25年度～28年度	所管部署	総合政策部 企画調整課
------	------------------------------	------	-------------	------	-------------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 「公共サービスの拡大と担う主体の多様化」 今後、拡大・多様化する公共課題に対応していくためには、行政を含む多様な主体が互いに尊重し補い合いながら、それぞれの役割を担っていく必要がある。
- (2) 「財政硬直化の進行」 本市における経常収支比率は90%に達しようとしており、財政の弾力性が弱まってきている。今後の都市基盤・公共施設の更新も見据え、これから生じる新たな課題に備える必要がある。
- (3) 「資源配分とサービス水準の固定化」 新たな長期計画を推進していくという視点に立って市政全体をとらえると、経常的に行われている政策への資源配分の固定化という課題が生じている。今後も新たな行政需要に応えることができるよう、適正な行政サービス水準を検討し最適な資源配分を行うことで、本市の特性にあった政策の財源を生み出していく必要がある。
- (4) 「費用対効果の最大化」 他市と比較して本市の職員数は未だ多く、民間委託を進めたことも要因となって物件費は増加傾向にある。また財政援助出資団体の数は突出して多い状況にある。これまでと同様の事業実施手法では新たな公共課題への対応は困難であり、行政サービスの提供においてさらなる効率化を図る必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- (1) 「行政が担うべき役割の明確化」 市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動社会全体での公共サービスの量的拡大と質的向上を図っていく。
- (2) 「長期的視点に立った財政規律の維持」 常に既存事業の必要性や活用等による歳入確保を行い、しっかりと長期的な視点で財政規律を維持していく。
- (3) 「政策再編による資源配分の全体最適化」 総合的な視点で既存事業の有効性とサービス水準を見直すとともに、それに代わる本市の特性を踏まえた新たな事業を生み出していくという政策の再編を行い、資源配分の全体最適化を図っていく。
- (4) 「効率的・効果的な行政運営の推進」 組織のスリム化や、業務の標準化や外部化によって業務の効率化を図るとともに、常に新しい課題に誠実かつ果敢に取り組んでいく人材育成により、効率的・効果的な行政運営を推進していく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

4つの基本方針、「行政が担うべき役割の明確化」、「長期的視点に立った財政規律の維持」、「政策再編による資源配分の全体最適化」、「効率的・効果的な行政運営の推進」に基づく9つの改革の視点(先述の施策の体系)と事業群は、本アクションプランにおいていずれも重要な施策・事業である。

基礎情報	計画名称	武蔵野市人材育成基本方針
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 p.63 64
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成23年度
	計画策定の背景・目的	「持続可能な都市」の創造に向けたまちづくりを担う職員の育成を目指す。 (1) 「市民感覚で現場の課題を捉え、解決する職員」 (2) 「仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員」 (3) 「一人ひとりの強みを引き出しあい、組織力の向上に貢献する職員」
	現計画の策定期間	平成23年度（平成24年2月）
	現計画の対象期間	平成24年度～平成28年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	武蔵野市総務部人事課
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

施策の体系

- 各職位の職員が果たすべき役割と求められる能力
 - (1) 職位ごとに果たすべき役割と求められる能力
 - (2) 職位ごとに求められる能力
- 人材育成と働きやすい職場づくりのための取組み
 - 1 自ら学び実践する職員の育成・支援と自立的・主体的なキャリア選択を支える人事制度
 - 2 人材育成と働きやすい職場づくりのための取組み
 - (1) 採用
 - (2) 人事配置
 - ①キャリア形成
 - ②ジョブローテーション
 - ③複線型人事制度
 - ④専門職のあり方
 - ⑤昇任・降任
 - (3) 人事評価
 - (4) 能力開発
 - ①O J T（職場内研修）への支援～仕事を通じた人材育成～
 - ②O f f－J T（職場外研修）
 - ③自己啓発への支援
 - (5) 給与
 - (6) 賞罰
 - (7) 組織風土づくり（職場の活性化）
 - (8) ワーク・ライフ・バランス（職員それぞれの仕事と生活の調和）
 - ①メンタルヘルス
 - ②ハラスメント対策

計画名称	武蔵野市人材育成基本方針	計画期間	平成24年度～平成28年度	所管部署	総務部 人事課
------	--------------	------	---------------	------	---------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 市民生活に根ざした先進的な市政
- (2) 多様化する市政をめぐる状況
- (3) 大きく変化する職員構成
- (4) 組織風土の変化
- (5) 武蔵野市職員の命令
- (6) コーディネート力と経営力に重点を置いた人材育成
- (7) 「人材育成基本方針」の構成

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

職員は、多様化する市民ニーズなど、多くの課題に向き合い、解決しなければならない状況にある。こうした状況に的確に対応できる職員を育成していくため、以下の3点を基本理念とする。

- (1) 市民感覚で現場の課題を捉え、解決する職員
 - ①現場主義による課題発見が重要
 - ②公共課題の解決には地域をコーディネートする力が必要
- (2) 仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員
 - ①仕事の目的を考える～何のためにやるのか～
 - ②効果的かつ効率的な業務遂行を目指す
 - ③チャレンジする職員の育成
- (3) 一人ひとりの強みを引き出しあい、組織力の向上に貢献する職員
 - ①「強み」を引き出しあうOJTを推進
 - ②ワーク・ライフ・バランスの推進による組織力の向上

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

人材育成の基本は職員一人ひとりの主体的・自立的な取り組みですが、その取り組みを支えていくのは職場である。職場は職員が学んだことを実践する場であり、人が成長しやすい組織風土であることが、人材育成にとって重要であり、変革と創造にチャレンジする組織風土の醸成に取り組む。

■組織風土づくり（職場の活性化）

- ・職員が互いの仕事に関心を持ち、良い仕事をほめる組織風土づくり
- ・職員提案制度のリニューアル（平成24年度から実施）
- ・職員行動指針の定着

基礎情報	計画名称	第6次職員定数適正化計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI行・財政
	該当施策名及び該当ページ	チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営。64ページ。
	根拠法等の有無及びその名称	武蔵野市職員定数条例
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	第四次行財政改革を推進するための基本方針（平成25年～28年度）、武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成25～28年度）、武蔵野市人材育成基本方針
	この計画が初めて策定された時期	平成7年度。職員定数適正化計画（平成8～12年度）
	計画策定の背景・目的	平成24年9月に策定された「第四次行財政改革を推進するための基本方針（平成25～28年度）」（以下「行財政改革基本方針」という。）、この実行計画として平成24年12月に策定された「武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成25～28年度）」。 また、20年、30年先の本市のあり方を見据えた、今後10年間の人材育成の方針とそれに基づいた行動計画として、平成24年2月に策定された「武蔵野市人材育成基本方針」。これらの方針等に基づき、計画的に職員定数及び派遣職員等職員実数の適正化を図るために本計画を策定した。 本市をめぐる課題をふまえ、市・職員の担うべき役割とそのための適切な体制を追及するため、財政援助出資団体への派遣職員も含めた総職員数を視野に置いた適正化の計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成24年度
	現計画の対象期間	平成25年度～平成28年度

策定方法	策定方法 （策定主体・期間等）	人事課。平成24年4月～平成25年2月
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

職員定数適正化の考え方

(1)職員定数適正化の方針

- ①行政サービスの外部化の推進
- ②行政サービスの標準化の推進
- ③技術系職員の職の見直し

(2)派遣職員等職員実数に関連した方針

- ①財政援助出資団体への人的関与の最小限化
- ②サンセットの定数増や機動的な職員配置の推進
- ③滞納繰越件数の圧縮

計画期間中の主な課題への取り組み

- ①滞納繰越件数の圧縮について、納期限を過ぎた現年度課税分の徴収向上の取り組みを図った上で、26年度から時限的体制により集中して行う。
- ②5園移管後に残る私立保育園のあり方については、26年度に策定予定の「第四次子どもプラン武蔵野」にて決定する。
- ③武蔵野プレイス以外の市立図書館2館の指定管理者制度導入については、武蔵野プレイス図書館の検証結果をふまえ、25年度中に決定する。
- ④職廃止の方向性が決定している技能労務系職員などの派遣先団体への身分移管のルール化を図る。
- ⑤住民情報系システム再構築実施後の26年度に住基・戸籍、税、福祉、保険業務など市役所基幹業務の標準化指標を確立し、それに伴う定数見直しを図る。
- ⑥一般技術職及び保健師について、蓄積・継承すべきスキルや経験をふまえた担うべき業務について検討し、25年度中に結論を出す。
- ⑦管理職層の経営力の強化を図るため、課長補佐の職のあり方について検討し、25年度中に結論を出す。

年次計画

年次計画による49人の職員数（派遣職員等を含む）の純減を目指す。

計画名称	第6次職員定数適正化計画	計画期間	平成25年度～平成28年度	所管部署	総務部 人事課
------	--------------	------	---------------	------	---------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

これまでも平成8年度から5次にわたる職員定数適正化計画により、633人の職員定数（実数336人）を削減してきたが、現在においても人口1,000人あたりの職員数は多摩地域26市の中で最多の状態にある（平成24年4月1日現在。消防・病院部門を除く）。健全財政を維持しつつ市民サービスを向上していくためには、市（職員）が直接執行すべき業務を精査した上で、必要な部署には適切な人員を配置し、より効果的・効率的に行行政課題を解決できる組織・職員体制を作り上げる努力が一層求められている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

「市が行うべきサービスか」「市（職員）が直接執行すべき業務か」「市（職員）が直接執行すべき業務であっても、それが適正な業務水準か」「財政援助出資団体への関与は適切か」「既存事業の見直しや政策の再編等の取り組みか」といった視点に立ち、事務事業、職員体制及び財政援助出資団体への人的関与等の見直しを行う。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基礎情報	計画名称	武蔵野市特定事業主行動計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 p.63 64
	根拠法等の有無及びその名称	次世代育成支援対策推進法
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成17年 4 月
	計画策定の背景・目的	わが国の急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が施行された。 同法第19条の規定に基づいて、自治体は「特定事業主」として、次世代育成支援対策に関する計画を策定することとされ、本市では職員それぞれの「仕事と生活の調和」を支援する環境の整備を進めるため、本計画を策定した。
	現計画の策定期間	平成21年 7 月～平成22年 3 月
	現計画の対象期間	平成22年度～平成26年度

策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	武蔵野市特定事業主行動計画推進委員会のもとに専門部会を設置。 平成21年 7 月～平成22年 3 月に 2 回の推進委員会と 4 回の専門部会を開催。
	策定委員の構成	総務部長（委員長）、子ども家庭部長（副委員長）、人事課長、子ども政策課長、子ども育成課長、児童青少年課長、教育企画課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長
	市民意見の反映方法	なし

施策の体系

制度の周知と活用

(1) 子育てや介護支援策の強化

育児・介護にかかる休業の取得促進
妊娠・育児・介護中の職員への配慮
市民・社会への働きかけ

働き方の見直し

(2) 勤務時間の縮減

超過勤務減の縮減の推進
年次有給休暇等取得の促進
業務改善の推進

(3) チームワーク力の発揮

知識や情報の共有化
スケジュール管理の徹底
コミュニケーションの促進

(4) 職場の風土づくり

働き方の見直しの啓発

計画名称	武蔵野市特定事業主行動計画	計画期間	平成22年度～平成26年度	所管部署	総務部 人事課
------	---------------	------	---------------	------	---------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 子育てや介護に伴う休暇・休業制度について
- ・育児休業を実際に取得した職員は満足度が高いが、取得を遠慮する職員の風土があることもうかがわれる。
 - ・男性の育児休業の取得者は少なく、また、介護休業や部分休業は、男女の別なく取得者が少ない状況である。
 - ・今後、晩婚化による子育てに関わる職員の高齢化や両親の介護の必要性がある職員の増加により、部・課長職や係長職などの職責を担う職員の長期休業取得の増加が予想される。
- (2) 超過勤務及び年次有給休暇について
- ・超過勤務は増加傾向、年次有給休暇の取得率は低下傾向。特に部長・課長職の取得率は低い。
 - ・課や係全体の業務量の問題以外に、職員間の業務分担、仕事のやり方、休暇取得や超過勤務に関する組織風土の問題もあげられる。
- (3) 仕事の進め方について
- ・担当を決めて、個人で仕事を行い、連携・協力が不十分な状況が見られる。限られた予算で効率的・効果的な行政の運営を図ることは、行政の使命でもあり、不断に業務の必要性の見直しや生産性を向上させる仕事のやり方を考える必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

職員それぞれにとっての「仕事と生活の調和」をはかることで、市役所業務の質がさらに向上することを目指す。

子育てや介護などを行う職員と周囲の支える職員が、ともに安心して働くことができるような取組を行って、職員一人ひとりがやりがいを持ち職責を果たして働くことで、その実現をはかる。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

子育てや介護支援策の強化

- ・機動的な職員配置による育児休業取得者の代替職員の確保
- ・育児休業取得者がスムーズに職場復帰できるような支援
- ・男性の育児参加を促進するため、子どもが生まれた場合の所属長への報告や所属長による休暇取得の推奨

勤務時間の縮減

- ・超過勤務の縮減の推進(取組例:各課オリジナルノー残業デー「カエルデー」の実施)
- ・年次有給休暇等取得の促進(取組例:一人1日以上年休を取得する月間を所属ごとに設定する「YY(ワイワイ)月間～よく休み(Y)、良く働く(Y)ためのワイワイ楽しい月間～」の実施)

基礎情報	計画名称	職員研修計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 p.63 64
	根拠法等の有無及びその名称	地方公務員法第39条、武蔵野市職員研修要綱、武蔵野市人材育成基本方針
	上位計画の有無及びその名称（長期計画、調整計画を除く）	なし
	この計画が初めて策定された時期	不明
	計画策定の背景・目的	公共の課題を解決するために、本市の行政を担う職員の資質の向上を図る必要がある。職務の遂行に必要な知識及び技能を習得し、自ら考え自律的に行動する職員の養成に向けて計画的に研修を進めるために研修計画を定めている。
	現計画の策定期間	平成26年 4 月
	現計画の対象期間	平成26年度

策定方法	策定方法（策定主体・期間等）	武蔵野市総務部人事課
	策定委員の構成	—
	市民意見の反映方法	—

施策の体系

- 1 人材育成基本方針
- 2 主な研修の特徴
- 3 研修体系
- 4 研修内容
- 5 市主催研修日程
- 6 東京都市町村職員研修所研修体系
- 7 東京都市町村職員研修所研修内容
- 8 東京都市町村職員研修所 研修日程
- 9 市主催研修と研修所研修を中心とした研修体系図

計画名称	職員研修計画	計画期間	平成26年度	所管部署	総務部 人事課
------	--------	------	--------	------	---------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・平成26年度予算の「持続可能で確かな未来を築く」といった目標のもと、限りある財源を効率的・効果的に生かしながら、新たな課題に対応しつつ各事業を着実に推進していかねばならない
- ・第五期長期計画で掲げられた「チャレンジする組織風土の醸成」に向けて、従来型の研修に留まらず、組織風土改革を含めた全職員を対象とした取組みが求められている
- ・従来の研修では、各研修の目的や内容について方向性が定まっておらず、随時見直しがなされてきたが、平成24年2月に策定した人材育成基本方針に沿って体系的・計画的に研修を実施する必要がある

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ・市政を取り巻く課題に対して、市民ニーズを的確に把握し、大局的な視点を持ちながら前向きに解決に取り組む職員を育成する
- ・チャレンジする組織風土の醸成に向けて、課題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、行動する職員を育成すると共に、職員のチャレンジする行動が自然と発生し、その行動を奨励し、支援する組織風土が醸成されることを目指した取組みを行う
- ・人材育成基本方針で定める各職位に求められる役割と能力について、職層ごとの研修と紐付けし、効果的に能力を習得できる研修を企画・実施する

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

能力開発支援事業として、平成26年度より試行実施している「チャレンジする組織への変革プロジェクト」では、コーチングの手法を活用した組織活性化プログラムを実施しており、課長補佐職6名が庁内コーチとなり、課長職から主事職まで30名のステークホルダーを5名ずつ担当している。

基礎情報	計画名称	武蔵野市第四次総合情報化基本計画
	所管部署	総務部 情報管理課
	第五期長期計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅵ 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	2 (1) 行政サービスの提供機会の拡大 P. 60 5 (3) I C T化による業務の効率化の推進 P. 63
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成17年 5 月
	計画策定の背景・目的	長期計画で示された「市民自治の原則」「計画的な市政運営」「市民視点の重視」「広域連携の推進」の視点に立って、長期計画の目標達成に向けて I C Tの側面から寄与することを目的とする。また、本市の各個別計画などと整合性・連動性を図り、現在、地方公共団体に求められる要素を加味した上で、I C Tを活用して“市民サービスの向上”“行政事務の効率化”“財政改革への貢献”“I C Tを利活用できる組織、人材の育成”を推し進めることを実施目標として、各施策を策定した。
	現計画の策定期間	平成25年度(26年 2 月)
策定方法	現計画の対象期間	平成26年度～平成28年度
	策定方法 (策定主体・期間等)	庁内で策定 ・情報管理課において原案を作成(25年 5 月) ・各主管課で施策を精査(平成25年6～8月) ・市民アンケート実施(平成25年10～11月) ・アンケートを受けて、内容修正(平成25年12月) ・パブリックコメント実施(平成26年1～2月) ・庁内会議であるICT戦略会議にて、計 6 回審議を行い、最終的には26年2月に承認
	策定委員の構成	—
策定方法	市民意見の反映方法	市民アンケートとパブリックコメントを実施した。

現 計 画 の 中 身	施策の体系	各情報化施策は、本計画の4つの実施目標毎に取りまとめを行い、第五期長期計画との整合を図るため、各分野（「健康・福祉」、「子ども・教育」、「緑・環境」、「文化・市民生活」、「都市基盤」「行・財政」）ごとに整理を行った。また、市民アンケートの結果に基づく評価と、本市の情報化戦略に基づき指定する施策については、“重点施策”と位置づけ、実現に向けた取組みを強化する。 別紙参照
--	--------------	---

計画名称	武蔵野市第四次総合情報化基本計画	計画期間	平成26年度～平成28年度	所管部署	総務部 情報管理課
------	------------------	------	---------------	------	-----------

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

前計画(計画年度H23～25年度)の実施結果から以下の課題を抽出した。

○基本目標1「行政サービスの利便性向上」に関する課題

- ・本市は、ICTの潮流に合わせた様々な市民サービスが展開されている。今後は提供するサービスの本質的な価値(市民にどの程度受け入れられ、利用されているか)を定期的に分析する必要がある。
- ・ICTを活用した様々なサービスがある中で、真に利用価値の高いサービスを引き続き検討・導入し、行政サービスの利便性向上を図る必要がある。

・社会保障・税番号制度の施行に合わせて、円滑にICT環境を整備するとともに、個人情報保護に配慮した体制をより強化する必要がある。

○基本目標2「市役所の情報システムの最適化」に関する課題

- ・長期計画にも示したとおり、国の施策や他の地方公共団体の動向、市民を取り巻く環境の変化などを踏まえた上で、「目的を達成する道具としてのICT」活用を強く意識して取組みを進めていく必要がある。
- ・継続してICT経費(導入時及び運用時)の評価を行い、適正な契約額にて費用構造を最適化する必要がある。
- ・ICT-BCPで示されたリスクに対して、停止することなくシステムが継続して稼働することができるよう、冗長性※や早期のリカバリ対応が可能なシステムの導入及び運用が求められる。

○「基本目標3 情報セキュリティ対策の強化」に関する課題>

- ・情報セキュリティの意識向上のため、内部・外部監査を継続して実施する必要がある。

○「基本目標を実現するための取り組み」に関する課題>

- ・策定したガイドラインに基づき、対象システムを拡大して、情報システム調達及び運用費用の適正化を図る必要がある。
- ・クラウドサービス(仮想化技術)の導入やアウトソーシング範囲の拡大により、情報主管課職員に求められる知見、スキルがシステム運用保守的な観点から、システムを企画・利活用する観点に変化するため、ICT人材の更なる育成が必要となる。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

これまでのICT施策の成果・課題及び市民ニーズを踏まえながら、長期計画の実現に向けて取り組むためには、4つの要素(市民の視点、行政事務の視点、財務の視点、人材・成長の視点)が必要不可欠である。長期計画の施策分野のうち、全ての分野を横断的に俯瞰する行・財政分野において掲げられた基本施策の考え方を、これら4つの視点から整理し、次のとおり本計画における実施目標を設定した。これらの目標を達成すべく、各情報化施策を推進していく。

<4つの実施目標>

- ① 市民の視点…市民サービスの利便性の向上、市民と行政のコミュニケーションの活発化、市民参加、多様な主体の連携、協働の推進
- ② 行政事務の視点…ICTを活用した業務マネジメントの強化による行政サービスの品質向上
- ③ 財務の視点…最新の技術動向を見据えた、庁内ICT基盤の再編による行財政改革への貢献
- ④ 人材・成長の視点…ICTを活用して行政課題にチャレンジする職員の育成と組織風土づくり

情報セキュリティと個人情報保護は、ICT利活用の前提条件である。本計画に掲げる情報施策を展開するうえでも、利便性の向上はリスクの増大と向かい合わせであることを強く意識する必要がある。市では従来よりシステム面と運用面の両面から必要な情報セキュリティ対策に取り組んでいますが、住民アンケートでも個人情報漏えいに対する危惧や不安に関する意見が多くあることを踏まえ、アクセスログ監視の強化や情報セキュリティ教育の徹底など、情報セキュリティポリシーに基づいたさらなる情報セキュリティの確保と個人情報の保護を、本計画を支える基盤に位置づけて取り組む。

計画名称	武蔵野市第四次総合情報化基本計画	計画期間	平成26年度～平成28年度	所管部署	総務部 情報管理課
------	------------------	------	---------------	------	-----------

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

別紙施策一覧中、【重点】施策のとおり

【①市民の視点】

番号	施策名	担当課
1	【重点】緊急時対応システムの改善	安全対策課、防災課、地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課
2	【重点】災害時要援護者システムの運用	地域支援課
3	【重点】高齢者や障害者に対する見守り体制の強化	地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課
4	ＩＣＴを活用した地域医療連携システムの構築検討	地域支援課・健康課
5	【重点】子ども・子育て関連３法に基づく幼児期の教育・保育、地域子育て支援についての総合的な推進（システム更新）	子ども育成課
6	【重点】子育て情報発信ウェブサイトの構築検討	子ども政策課
7	【重点】情報教育の推進	指導課
8	【重点】市立小中学校のＩＣＴ教育の推進	指導課
9	総合窓口導入の検討	企画調整課
10	【重点】震災後の市民の生活の早期再建に関する体制整備	企画調整課、情報管理課、資産税課、市民課、防災課
11	ソーシャルメディア活用による情報提供能力の向上	秘書広報課
12	市ホームページの災害時対策の充実	秘書広報課
13	市民活動促進につながる情報提供の充実	市民活動推進課
14	事案情報等提供に向けた仕組み強化の検討（既存 GIS システムの機能拡充等）	安全対策課
15	【重点】Ｊアラート情報の配信（Ｗｅｂ、携帯、ＦＭ）	安全対策課
16	【重点】災害時における「必ずつながる」通信態勢検討	防災課
17	スポーツ人材バンクのシステム化検討	生涯学習スポーツ課
18	歴史資料館（仮称）における文化財システムの導入	生涯学習スポーツ課
19	地域アーカイブシステムの運用	生涯学習スポーツ課、図書館
20	郷土資料に関する電子アーカイブの構築と提供	生涯学習スポーツ課（歴史資料館）、図書館
21	図書館情報システムの再構築	図書館
22	電子書籍の活用の検討	図書館
23	【重点】新たなエネルギー活用検討事業に基づく、公共施設の特 定テーマに関するＩＣＴ活用推進	環境政策課
24	粗大ごみ回収申し込みの電子申請化	クリーンセンター
25	バスロケーションシステム（表示システム）の導入箇所の拡大	交通対策課
26	市営住宅・福祉型住宅使用料納付書の口座引き落とし業務	住宅対策課
27	市ホームページ利便性の向上	秘書広報課
28	政策形成過程の情報提供	企画調整課
29	【重点】社会保障と税に関わる番号制度への対応	情報管理課

番号	施策名	担当課
30	各種税目・保険料等納付の多チャンネル化の推進	情報管理課、納税課、保険課、高齢者支援課、会計課
31	地図情報公開手法の検討	情報管理課
32	【重点】電子申請の拡大	情報管理課
33	キャッシュカードによる税等の口座振替受付	保険課
34	証明書交付サービスの利用拡大	市民課

【②行政事務の視点】

番号	施策名	担当課
35	自治体クラウドによる図書館システム共同利用の検討	図書館
36	電気使用量の「見える化」実現に向けた、機器の導入検討	環境政策課
37	庁内会議におけるＩＣＴの活用	企画調整課、総務課、情報管理課
38	庁内文書電子化及び電子データ管理基準の検討	総務課、情報管理課
39	ナレッジマネジメントの推進	総務課
40	財政援助出資団体の情報セキュリティ向上支援	情報管理課
41	【重点】ICT-BCPの運用による業務継続の確保	情報管理課
42	新たな複式簿記会計の導入に伴う財務会計システムの更新	財政課
43	市民からのGPS情報を伴う情報提供を受け付ける仕組みの検討	市民活動推進課

【③財務の視点】

番号	施策名	担当課
44	自治体クラウドによる広域連携	企画調整課
45	勤怠管理システムの再構築	人事課
46	【重点】庁内システムの構築・再構築時のガバナンス強化	情報管理課
47	【重点】庁内ネットワークの統合	情報管理課
48	デスクトップ仮想化の検討	情報管理課
49	【重点】仮想化基盤運用等による情報資産の最適化	情報管理課

【④人材・成長の視点】

番号	施策名	担当課
50	ＩＣＴ活用による柔軟な働き方の実現の検討	人事課、情報管理課
51	職員ＩＣＴ人材の育成	人事課